

とくしま“福祉のきずな”サポートプラン
～徳島県地域福祉支援計画～
＜第3期＞
(素案)



徳 島 県

目 次

I	支援計画の趣旨	1
1	計画改定の趣旨	1
2	計画の性格・位置づけ	1
3	関連する他の計画との関係	2
4	計画の期間	2
5	計画の進行管理	2
II	計画改定の基本的な考え方	5
1	計画改定の背景	5
(1)	少子高齢化の進行	5
(2)	地域社会の変化	7
(3)	支援を必要とする世帯の増加	8
(4)	支援を必要とする人達の状況	10
(5)	家庭内での問題	17
(6)	社会経済の構造変化等による影響	19
(7)	地域福祉の担い手の多様化	22
(8)	災害対策の必要性	24
2	地域共生社会実現のための基本的な方向	25
(1)	地域福祉推進の目標	25
(2)	重点課題	25
①	包括的な相談・支援体制づくり	25
②	地域住民等との連携・協働による共に支え合う地域づくり	25
③	安心して福祉サービスが利用できる環境づくり	26
④	地域福祉の担い手づくり	26
⑤	災害に強い福祉のまちづくり	26
III	地域福祉推進の支援施策	27
1	重点課題① 包括的な相談・支援体制づくり	29
(1)	包括的に対応できる体制の整備	30
(2)	地域で安心して暮らすための福祉サービスの充実	31
①	地域におけるトータルケアシステムの構築	31
②	重層的セーフティネット機能の構築	41
③	社会的孤立・制度の狭間による困窮者等への支援	42
④	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	43
⑤	福祉とまちづくりを結びつけて推進する事業	44
2	重点課題② 地域住民等との連携・協働による共に支え合う地域づくり	45
(1)	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握・解決できる環境の整備	46
①	住民参加活動の促進	46
②	民生委員・児童委員活動の充実	46
③	主任児童委員活動の充実	47
④	社会福祉協議会との連携・協働と活動支援	47

⑤	社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進	48
⑥	福祉関係団体との連携	49
(2)	地域におけるきずなの確保	50
①	地域福祉活動の推進	50
②	地域における見守りの推進	50
3	重点課題③ 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり	52
(1)	福祉サービス利用者の権利・利益の確保	53
①	福祉に関する情報提供・相談体制の充実	53
②	苦情解決体制の整備	53
③	権利擁護の推進	54
(2)	福祉サービスの質の向上への取組	55
①	福祉サービス評価の推進	55
②	法人等の情報開示の促進	56
③	指導監査等の充実	56
4	重点課題④ 地域福祉の担い手づくり	57
(1)	福祉意識の普及啓発	58
(2)	福祉教育の推進	58
(3)	福祉に従事する人材の養成・定着・確保と資質の向上	58
①	福祉人材の養成・定着・確保	58
②	福祉人材センターの活用	60
③	福祉人材の資質向上	60
④	魅力ある職場づくり	60
(4)	ボランティア・NPO育成と活動支援	60
①	活動支援拠点の整備・充実	60
②	ボランティアの育成	61
③	手話通訳者等の養成・確保	62
(5)	地域福祉活動を推進する組織・人材づくり	62
①	地域福祉活動を推進する人材の育成	62
②	多様な組織の地域福祉活動への参画促進	62
5	重点課題⑤ 災害に強い福祉のまちづくり	63
(1)	社会福祉施設等の対策	64
(2)	地域防災力の強化	64
(3)	支援を必要とする方に係る情報の整備	64
(4)	避難行動要支援者に対する個別支援計画	64
(5)	福祉避難所の設置・運営	64
(6)	災害ボランティアセンターの体制整備	65
(7)	関係団体との連携協力体制の構築	65
(8)	広域的な支援体制の整備	66
IV	計画の推進体制	67
1	役割の分担	67
V	市町村地域福祉計画ガイドライン	69
○	用語解説	74
○	参考資料	80

I 支援計画の趣旨

1 計画改定の趣旨

少子高齢化、高齢者世帯や一人暮らし世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化等、地域を取り巻く状況は大きく変化し、生活していく上で生じる課題は、介護、子育て、病気等にとどまらず、住まい、就労、役割を持てる場の確保、そして孤立など「暮らし」と「しごと」全般におよび、複雑・多様化しています。

また、複雑化する課題を抱えた住民は地域で孤立する傾向にあり、公的制度による専門的な支援と同様、地域住民や多職種等が連携・協働する取組の推進等を通じて、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく必要があります。

国においては、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向け、市町村における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の充実等を内容とする社会福祉法（平成30年4月1日施行）の改正が行われました。

「地域住民」を、事業者及び社会福祉に関する活動を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置づけ、地域福祉の推進に当たり、地域生活課題の把握・解決に努めるとともに、住民の身近な地域において、包括的な支援体制を整備することが規定されています。

本県では、これまで、「とくしま“福祉のきずな”サポートプラン」（徳島県地域福祉支援計画）を策定し、市町村とともに地域福祉の総合的な推進に取り組んできました。

少子高齢化が急速に進む中で、その取組を加速し、分野横断的に、計画的かつ総合的に推進することが重要であることから、平成30年4月に施行された社会福祉法を踏まえ、「誰もが、共に支え合い、安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指して、平成31年3月に「とくしま“福祉のきずな”サポートプラン」（徳島県地域福祉支援計画）〈第3期〉を策定しました。

2 計画の性格・位置づけ

(1) 計画の性格

この計画は、市町村における「市町村地域福祉計画」の円滑な実施を支援するため、本県における地域福祉の現状と課題を明らかにした上で、基本的な考え方や県として広域的な視点で取り組む事業について、その方向性と主な施策を定めるものです。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第108条の規定による「都道府県地域福祉支援計画」として策定するとともに、広域的な観点から市町村の「地域福祉計画」の策定を支援します。

3 関連する他の計画との関係

本計画は、地域福祉の推進を通して、県総合計画で掲げる「徳島が目指すべき将来像」の実現を図ります。

また、「とくしま高齢者いきいきプラン」、「徳島県障がい者施策基本計画」、「徳島はぐくみプラン」等の関連計画と連携を図りながら、福祉の各分野の共通的な事項を横断的に記載し、地域福祉の視点から各計画の達成等、地域福祉を総合的に推進します。

4 計画の期間

平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

5 計画の進行管理

この計画を実効性のあるものとして推進していくため、計画に掲げた施策の進捗状況について定期的に把握し、適切に進行管理を行います。

なお、各福祉分野等における新たな法律制定等、情勢の変化があった場合は、計画内容の追加・変更等を行うことがあります。

都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

- (1) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉
その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- (3) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保
又は資質の向上に関する事項
- (4) 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- (5) 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

徳島県総合計画

徳島県地域福祉支援計画
とくしま“福祉のきずな”サポートプラン

とくしま高齢者
いきいきプラン

徳島県障がい者
施策基本計画

徳島はぐくみプラン
徳島県子ども・子育て
支援事業支援計画

支援

市町村

地域福祉計画

民生委員・
児童委員

福祉サービス
事業者

自治会

参加 住民 協働

老人クラブ

NPO

ボランティア

社会福祉協議会
地域福祉活動計画

誰もが、共に支え合い、
安心して暮らせる 地域共生社会の実現

社会福祉法

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

第108条（都道府県地域福祉支援計画）

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

II 計画改定の基本的な考え方

1 計画改定の背景

(1) 少子高齢化の進行

① 県内の人口の推移と将来推計

昭和30年に878,109人であった本県の総人口は、その後減少を続け、昭和50年から増加に転じたものの、平成7年を境に再び減少していき、平成27年には、755,733人となり、平成22年(785,491人)と比べて29,758人減少しています。

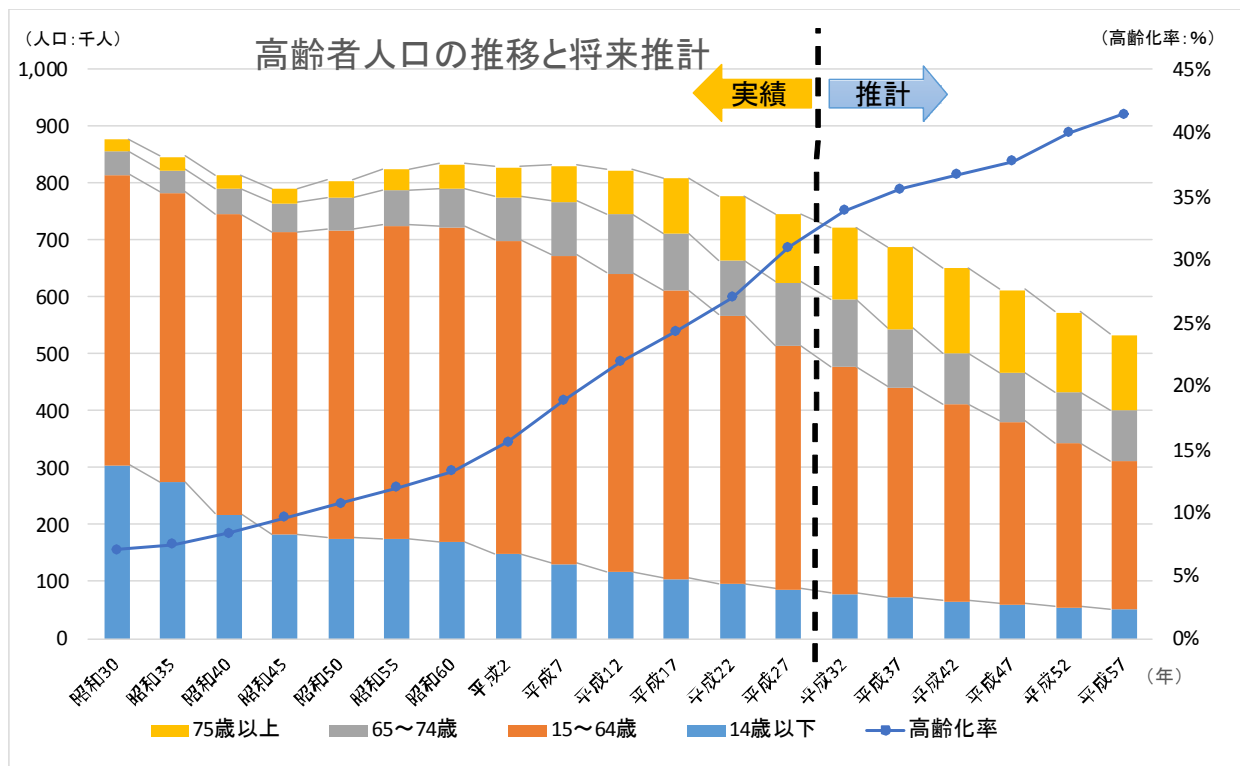
国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、将来的には、本県の総人口は減少を続け、平成57年には、53万5千人にまで減少すると見込まれています。

② 高齢者人口割合の将来推計

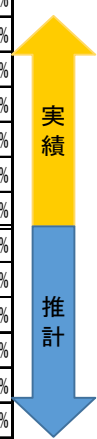
本県における65歳以上の者（以下「高齢者」）の人口は、平成27年は230,914人で、平成22年(209,926人)と比べると20,988人増となり、総人口の減少傾向とは逆に、大きく増加しています。

本県の総人口に占める高齢者の割合（以下「高齢化率」）は、平成27年に31.0%と、全国平均の26.6%を上回る速いペースで高齢化が進行しており、平成32年には33.9%と、県民の3人に1人が65歳以上となることを見込まれています。

また、本県の65歳以上人口は平成32年頃に、75歳以上人口は平成42年頃にそれぞれピークに達するものの、高齢化率はその後も伸び続けると見込まれています。



調査時期	徳島県						全国 高齢化率
	総人口	年少人口 0～14歳	生産年齢 15～64歳	老年人口 65歳以上	高齢化率		
					うち75歳以上		
昭和30年(1955)	878,109	305,341	510,806	61,959	21,564	7.1%	5.3%
昭和35年(1960)	847,274	275,274	508,733	63,267	22,828	7.5%	5.7%
昭和40年(1965)	815,115	219,279	527,617	68,219	23,587	8.4%	6.3%
昭和45年(1970)	791,111	183,878	531,168	76,065	24,348	9.6%	7.1%
昭和50年(1975)	805,166	177,555	541,049	86,505	29,201	10.7%	7.9%
昭和55年(1980)	825,261	175,295	550,779	98,904	36,052	12.0%	9.1%
昭和60年(1985)	834,889	170,062	553,858	110,921	44,273	13.3%	10.3%
平成2年(1990)	831,598	149,770	551,067	129,105	53,753	15.6%	12.1%
平成7年(1995)	832,427	132,495	541,945	157,461	63,466	18.9%	14.6%
平成12年(2000)	824,108	117,217	525,724	180,637	76,717	21.9%	17.4%
平成17年(2005)	809,950	105,814	506,642	197,313	97,619	24.4%	20.2%
平成22年(2010)	785,491	96,596	471,788	209,926	114,042	27.0%	23.0%
平成27年(2015)	755,733	87,030	428,059	230,914	119,229	31.0%	26.6%
平成32年(2020)	723,000	80,000	398,000	245,000	126,000	33.9%	28.9%
平成37年(2025)	688,000	73,000	370,000	245,000	143,000	35.6%	30.0%
平成42年(2030)	651,000	67,000	346,000	239,000	150,000	36.7%	31.2%
平成47年(2035)	614,000	61,000	321,000	232,000	147,000	37.8%	32.8%
平成52年(2040)	574,000	56,000	288,000	230,000	140,000	40.1%	35.3%
平成57年(2045)	535,000	52,000	261,000	222,000	133,000	41.5%	36.8%



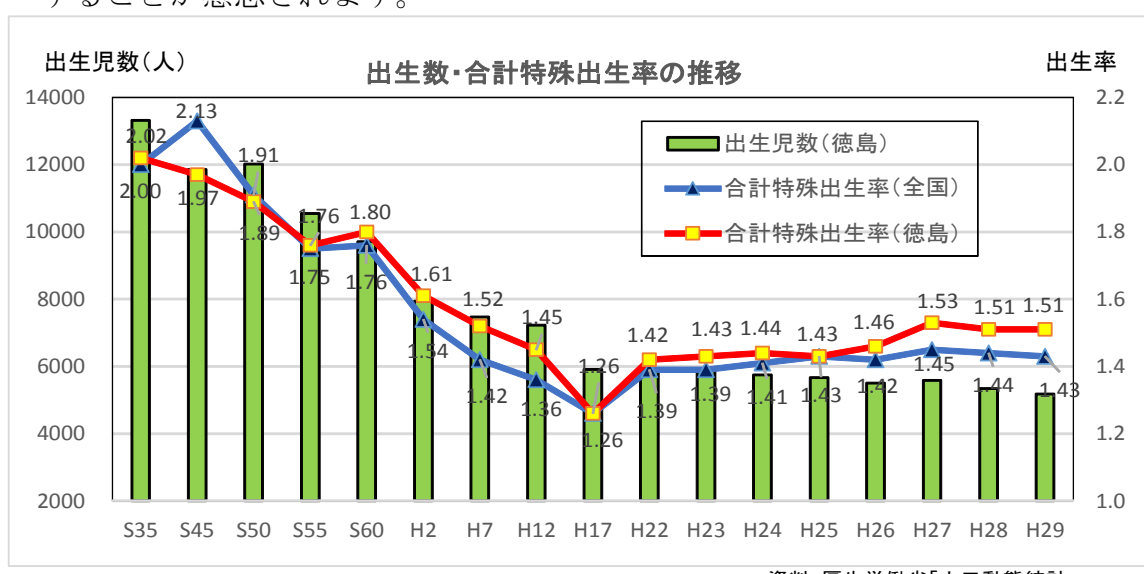
1 平成27年までは、総務省統計局「国勢調査」による。
 2 平成32年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(H29.4公表)及び「日本の地域別将来推計人口」(H30.3公表)による。

③ 出生数・合計特殊出生率の推移

本県における合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に出産する平均子ども数の推計）は昭和35年には2.02でしたが、昭和40年代をピークに年々低下を続け、平成17年には過去最低の1.26まで低下し、平成27年には1.53まで回復したものの、平成28年、29年は1.51と横ばいの状況にあり、人口規模を保つのに必要とされる水準である2.07を大きく下回っています。

また、出生児数は平成29年で5,182人と、第2次ベビーブームが到来した昭和50年の12,020人と比べて半数以下に減少しています。

少子化の進行は、将来的な労働人口の減少につながり、社会の活力が減退することが懸念されます。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 地域社会の変化

① つながりの希薄化

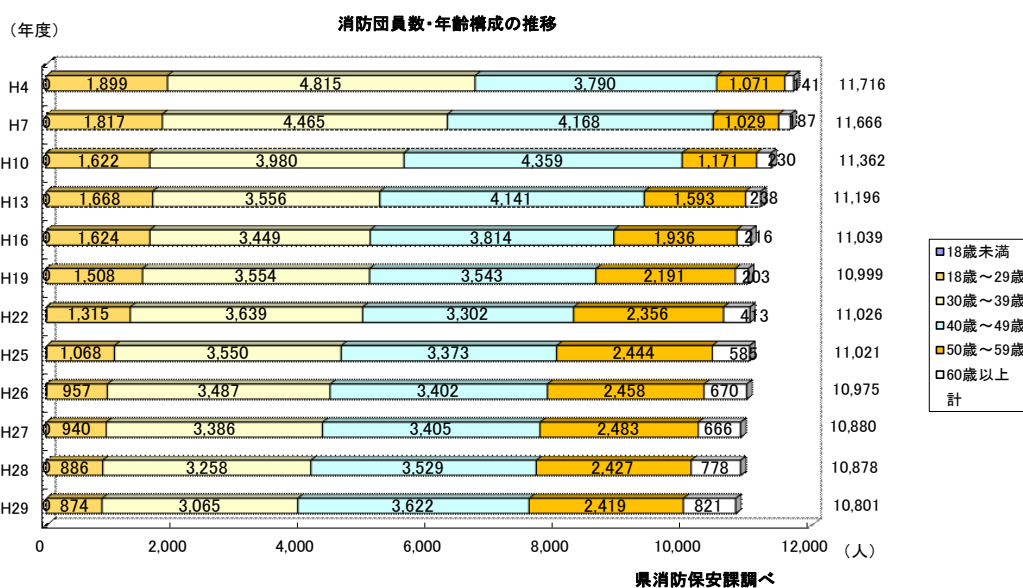
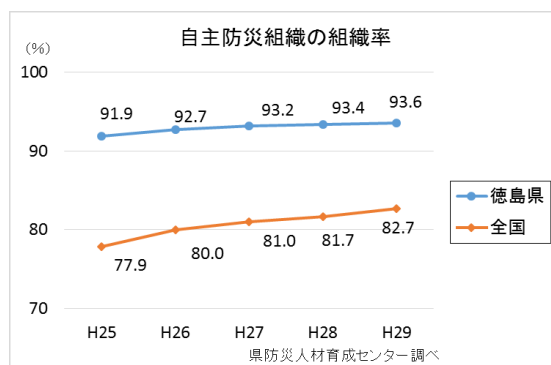
少子高齢・人口減少が進む中、過疎地域や中山間地域からの若年層を中心とした人口流出や、核家族化及び単身世帯の増加などを背景に、地域による支え合いの機能の弱体化や、人と地域のつながりが希薄化しています。

このような中、東日本大震災以降、「共に支え合う」思いやりの心、地域の絆の大切さが改めて見直されており、地域福祉を推進する上でも、重要な要素となります。

② 自主防災組織の組織率と消防団員数・年齢構成の推移

発災直後の初動期に住民自らが力を合わせて地域を守るために自主防災組織を立ち上げています。本県における平成29年度の組織率（自主防災組織率＝組織されている地域の世帯数／総世帯数）は93.6%となり、平成25年度と比較して1.7ポイント高くなっていますが、南海トラフ巨大地震等の災害に備えるため、引き続き、地域の防災力を高めていく必要があります。

また、本県の消防団員数は、平成29年度で10,801人となり、平成4年度と比較して915人減少しています。年齢構成では、40歳以上の団員が1,860人増加しているのに対し、40歳未満の団員は2,775人減少し、団員の高齢化が進んでいます。



③ 空き家の状況

増加傾向にある空き家の数は、二次的住宅、賃貸用・売却用の住宅、その他の住宅の合計で、平成25年には64,000戸存在しており、住宅ストックに占める割合は17.5%と、全国で5番目に高い数値となっています。特に、利用予定のない「その他の空き家」の住宅ストックに占める割合は平成25年には9.9%と、全国で4番目に高い数値となっています。

○空き家の状況

徳島県	平成20年	平成25年
住宅総数	355,600戸	364,900戸
空き家	56,500戸 (15.9%)	64,000戸 (17.5%)
利用予定なし	28,000戸 (7.9%)	36,000戸 (9.9%)

全国	平成20年	平成25年
住宅総数	57,586,000戸	60,628,600戸
空き家	7,567,900戸 (13.1%)	8,195,600戸 (13.5%)
利用予定なし	2,681,100戸 (4.7%)	3,183,600戸 (5.3%)

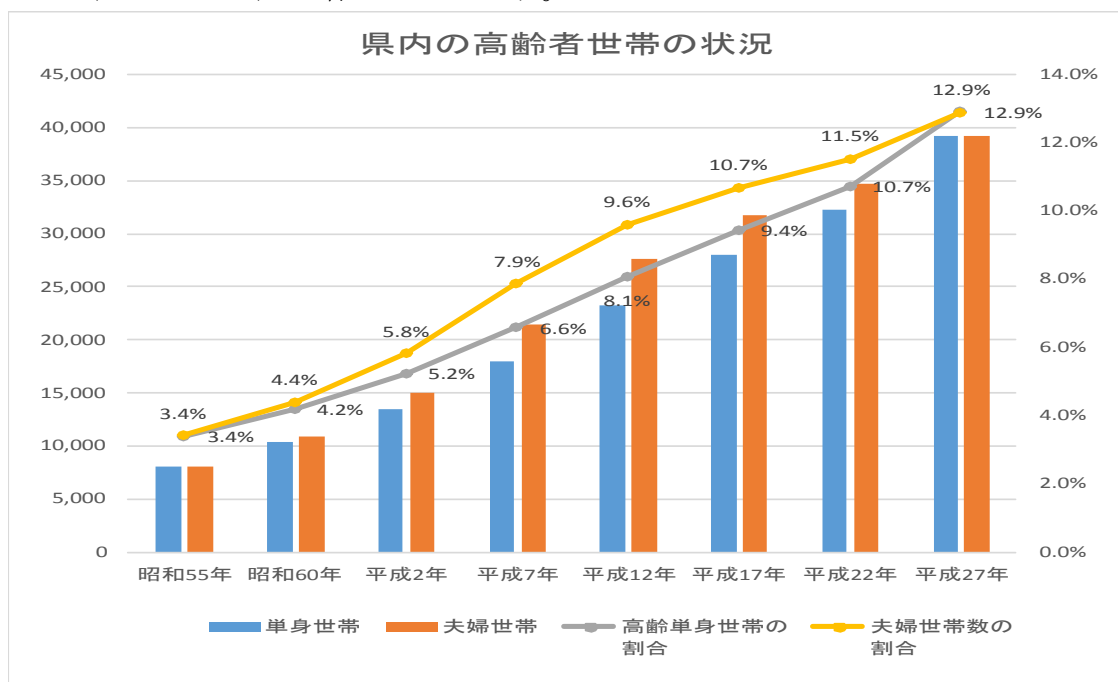
資料：総務省「住宅・土地統計調査」

(3) 支援を必要とする世帯の増加

① 県内の高齢単身世帯数・夫婦のみ世帯数の推移

県内の高齢単身世帯数（65歳以上）・夫婦のみ世帯数（夫65歳以上・妻60歳以上）について昭和55年と平成27年を比較すると、高齢単身世帯数、夫婦のみ世帯数ともに約4.8倍に増加しています。

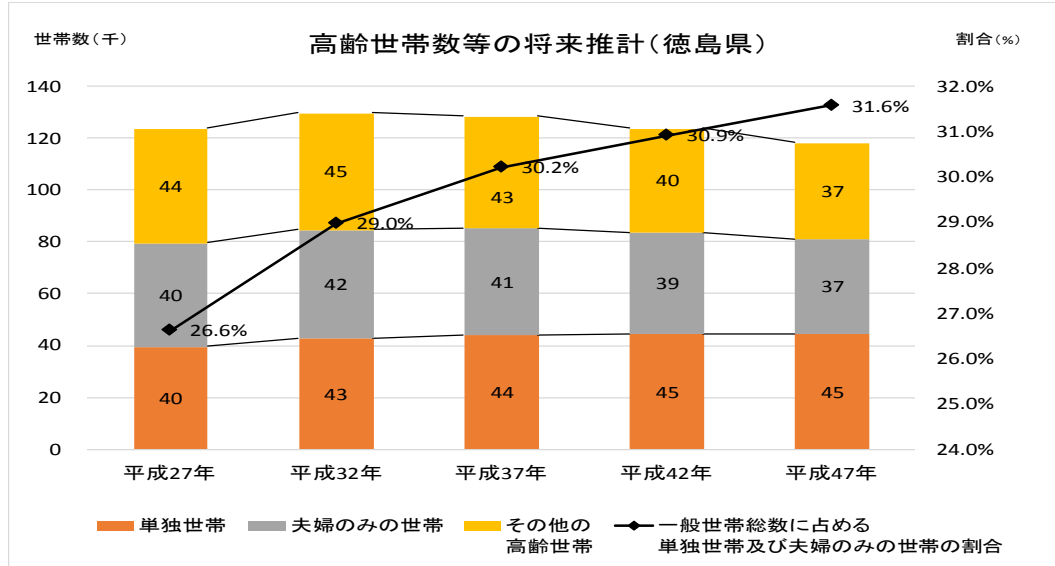
また、一般世帯総数に占める割合も、高齢単身世帯、夫婦のみ世帯ともに3.4%から12.9%へ増加しています。



資料：総務省統計局「国勢調査」

② 高齢世帯の将来推計

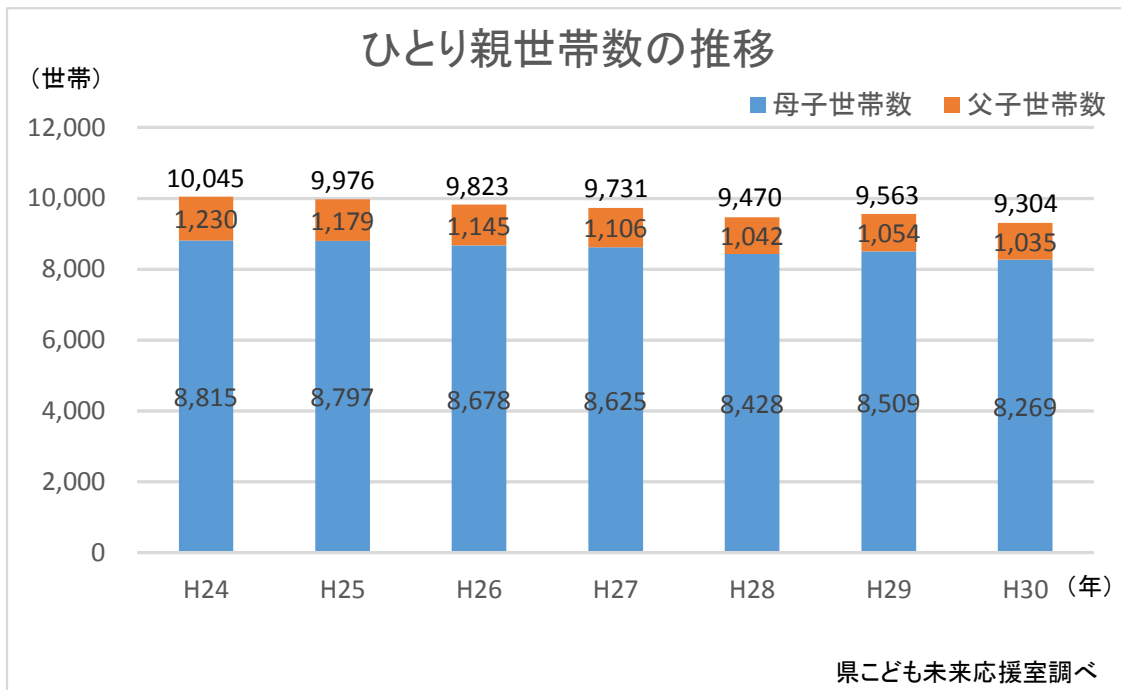
核家族化や少子化の影響により、高齢者のひとり暮らしや夫婦だけで暮らす世帯の割合は増加していますが、今後もこの傾向が続き、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）には、高齢のひとり暮らし世帯と夫婦のみの世帯を合わせた世帯数の一般世帯総数に対する割合が3割を超えるとされており、地域での見守りや日常生活の支援がますます重要となってきます。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」（2014年4月推計）
 (※高齢世帯：世帯主の年齢が65歳以上の世帯)

③ 県内のひとり親世帯数の推移

平成30年の県内のひとり親世帯数は9,304世帯と、平成24年の10,045世帯から、741世帯(7.4%)減少しています。



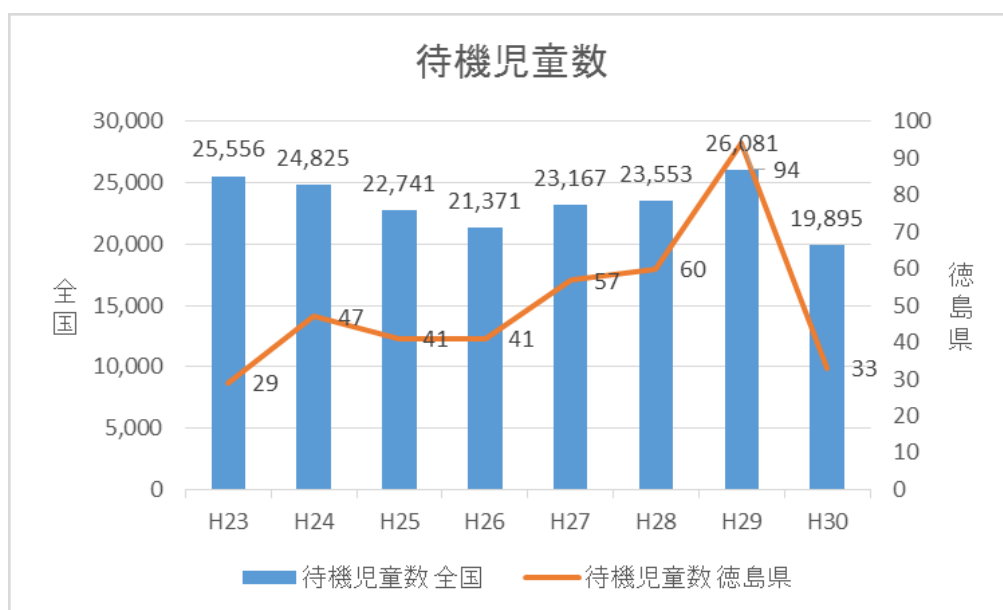
(4) 支援を必要とする人達の状況

① 県内の待機児童数の推移

保育所等の待機児童が依然発生しており、潜在的保育ニーズを踏まえた提供体制を整備することにより、待機児童の早期解消を図る必要があります。

また、全国の保育所待機児童数について、平成30年度は、19,895人で前年度と比較すると、6,186人の減少となっています。

本県においては、平成30年度は、33人で前年度と比較して、61人減少となっています。

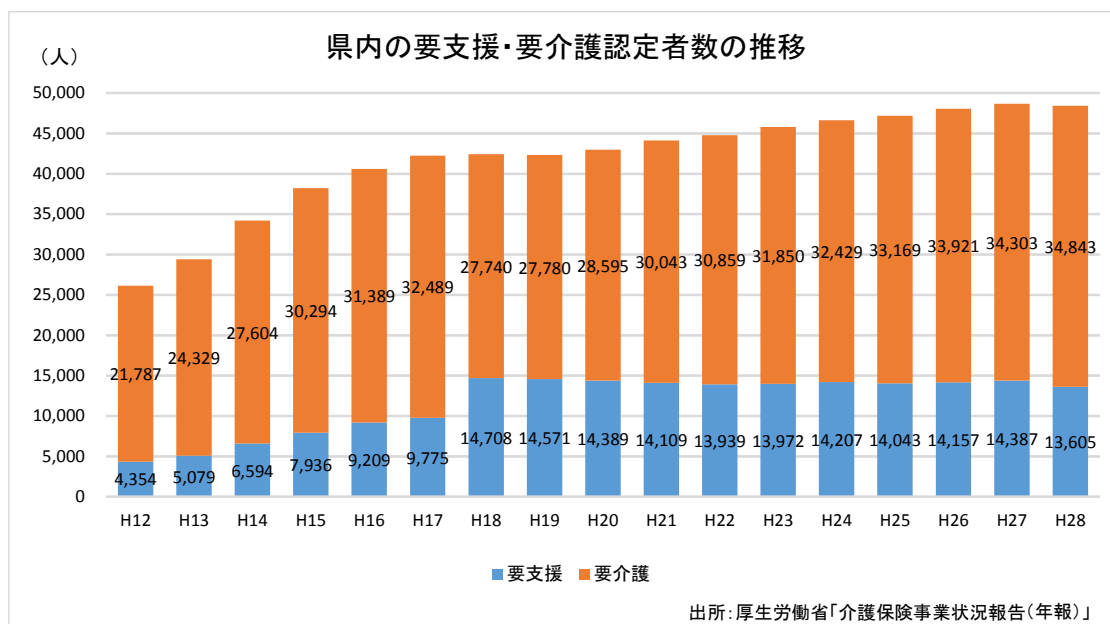


県 次世代育成・青少年課調べ

② 県内の要支援・要介護認定者数の推移、介護保険サービス受給者数及び介護給付費の推移

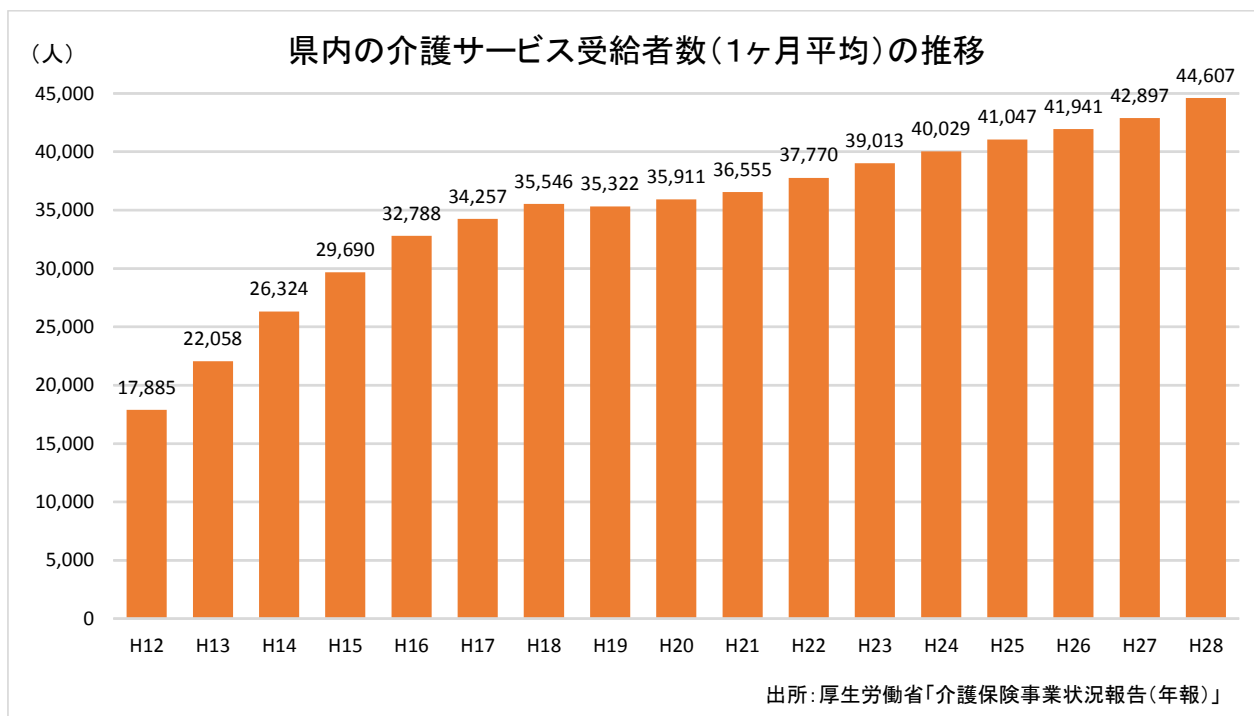
県内の介護保険制度における要支援・要介護認定者数については、平成28年度では48,448人（要支援者：13,605人、要介護者：34,843人）となっています。

介護保険制度が開始された平成12年度と比較すると、22,307人の増加（要支援者が9,251人、要介護者が13,056人の増加）となっています。

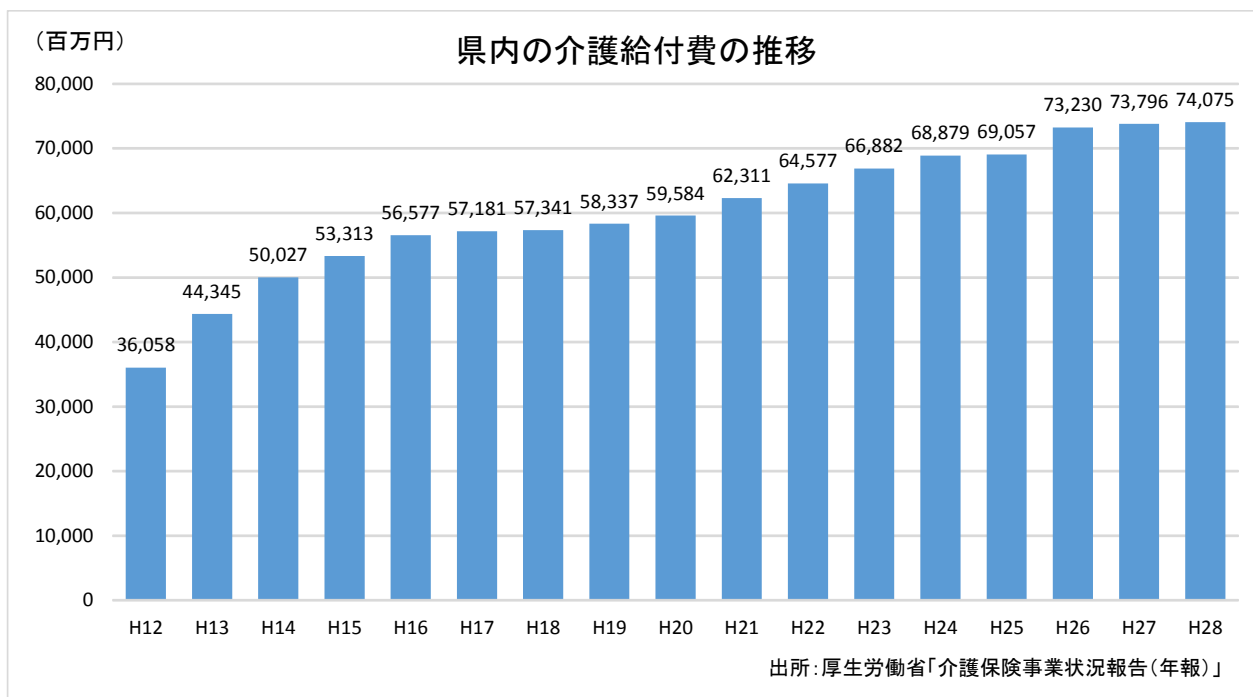


出所：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

県内の介護サービス受給者数（1ヶ月平均）については、平成28年度では44,607人となっており、介護保険制度が開始された平成12年度と比較すると、26,722人の増加となっています。



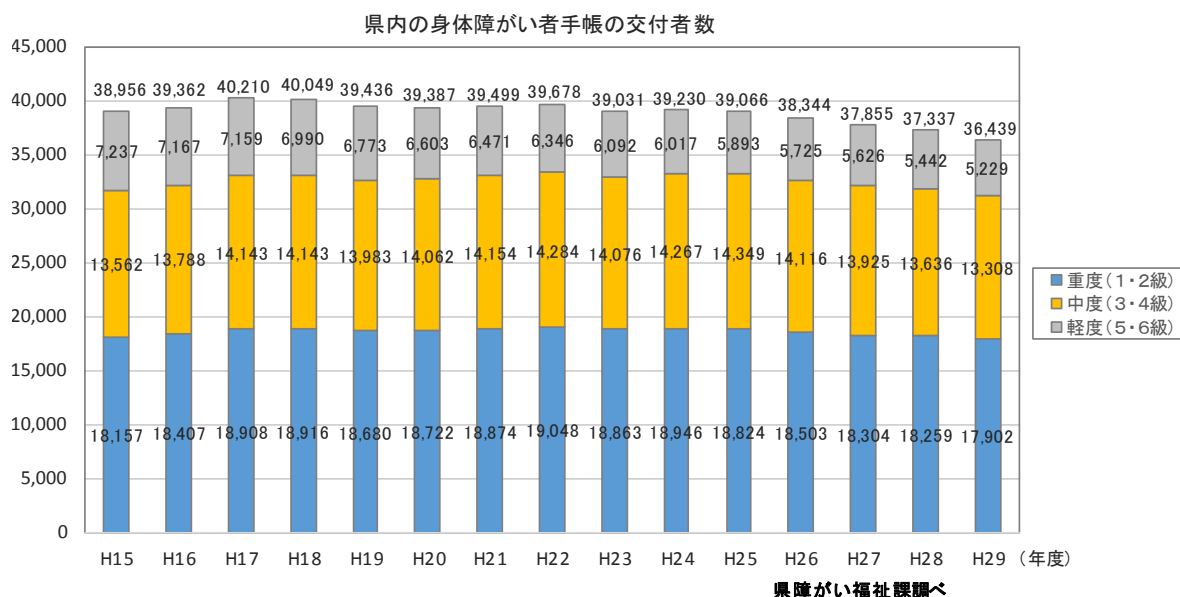
県内の介護給付費については、平成28年度では、740億75百万円となっており、介護保険制度が開始された平成12年度と比較すると、380億17百万円の増加となっています。



③ 県内の身体障がい者手帳の交付者数の推移

県内の平成29年度の身体障がい者手帳交付者数は36,439人で、平成15年度と比較して2,517人減少しています。また重度障がい（1級・2級）である人は17,902人で全体の49.1%を占めています。

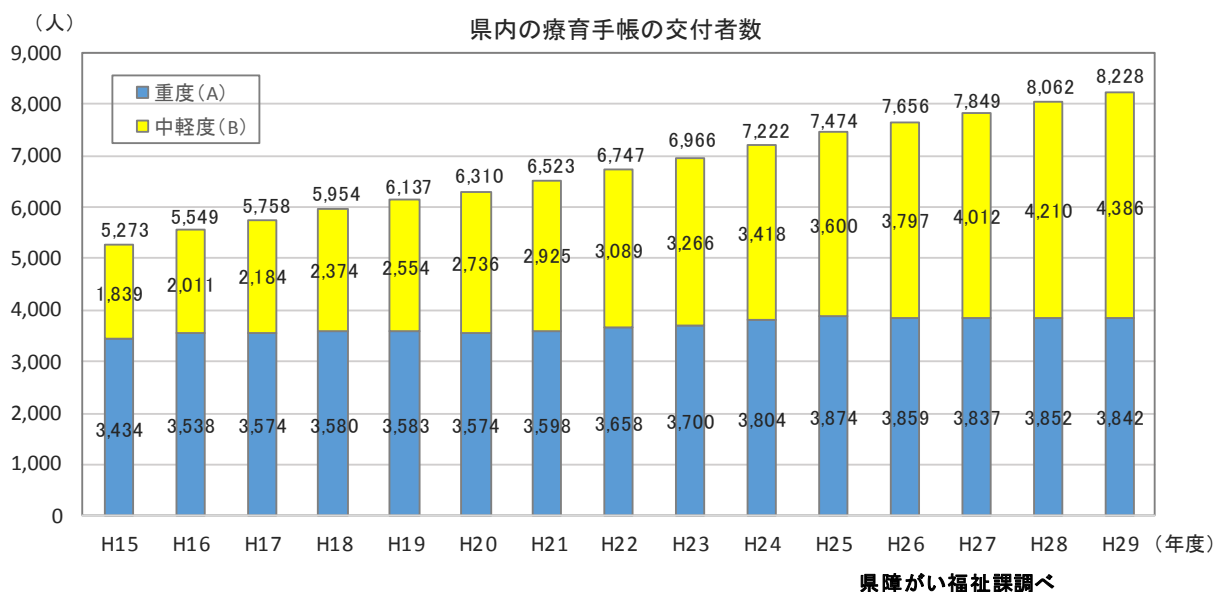
なお、総人口に占める手帳交付者数の割合は、4.9%となっています。



④ 県内の療育手帳の交付者数の推移

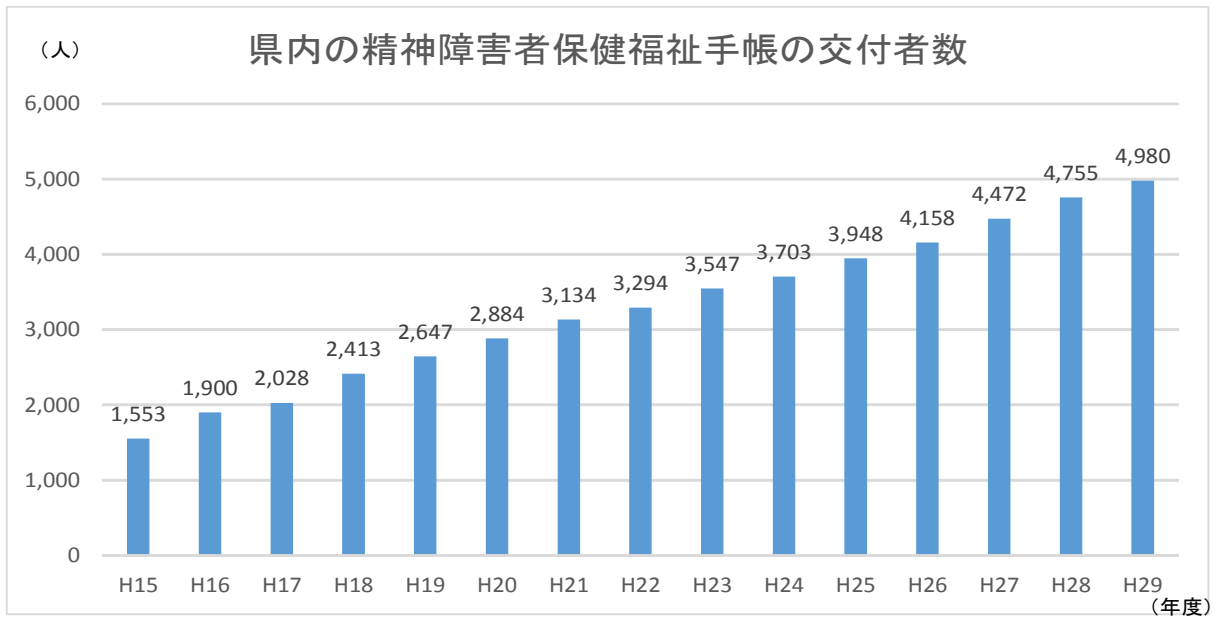
県内の平成29年度の療育手帳を所持する知的障がい者数は8,228人で、平成15年度と比較して2,955人、56.0%増加しています。

障がいの程度別では、特に中軽度者（程度B）が138.4%増となり、全体の半数以上を占めています。



⑤ 県内の精神障がい者保健福祉手帳の交付者数の推移

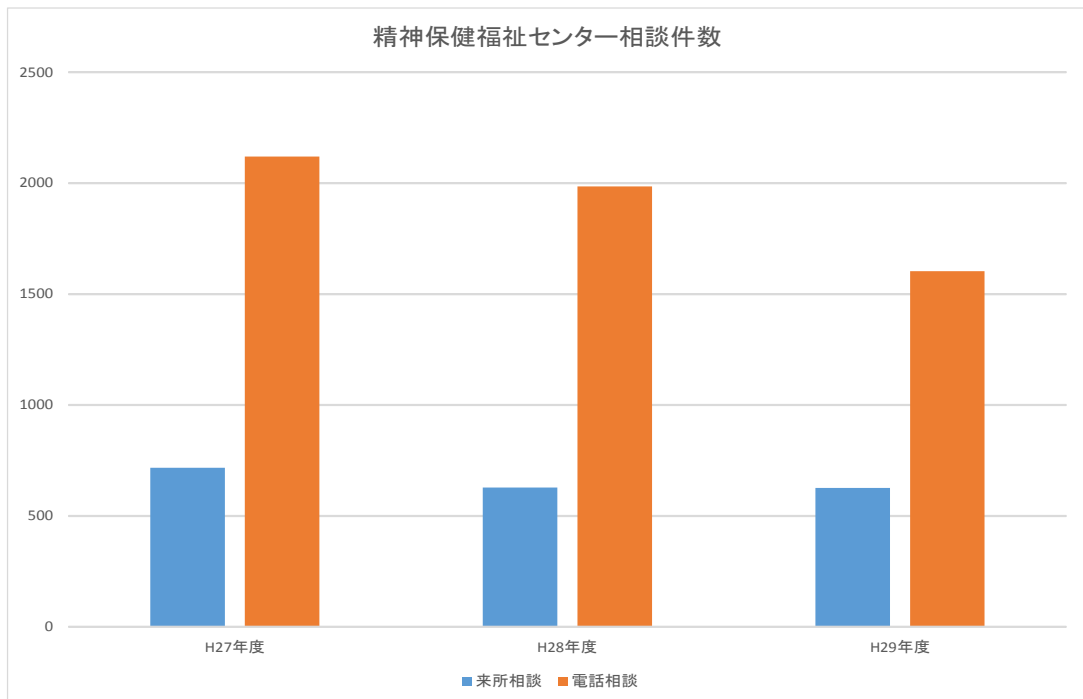
県内の平成29年度の精神障がい者保健福祉手帳の交付者数は4,980人で、平成15年度と比較して3,427人、220.7%増加しています。



出典：健康増進課事業概要

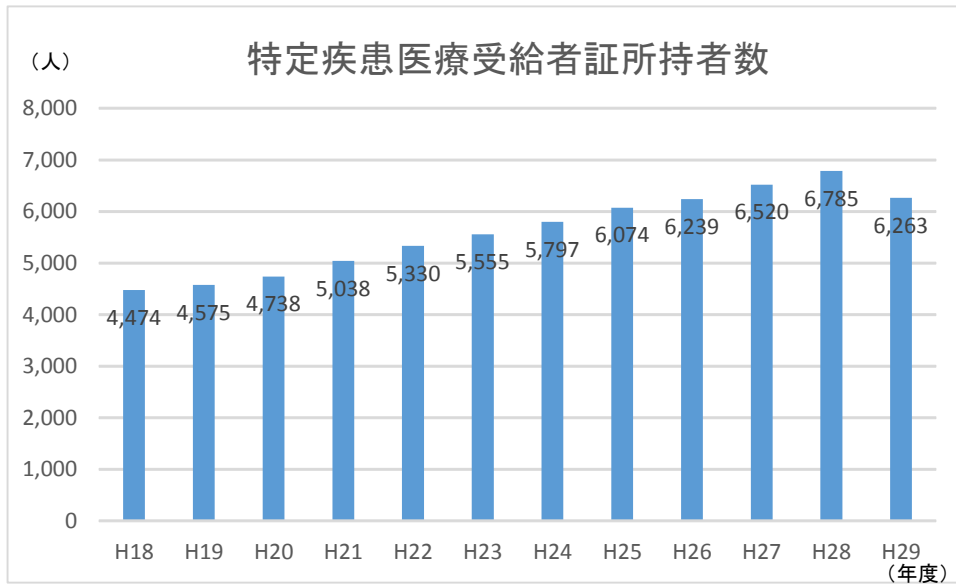
⑥ 精神保健福祉センターの相談件数

精神保健福祉センターの相談受付件数について、電話での相談件数は減少傾向にあります。来所による相談件数は平均して600から700件を受け付けており、横ばいとなっています。このうち、自殺に関する相談を来所相談では20件、電話相談では100件程度受け付けています。



⑦ 難病患者数の推移

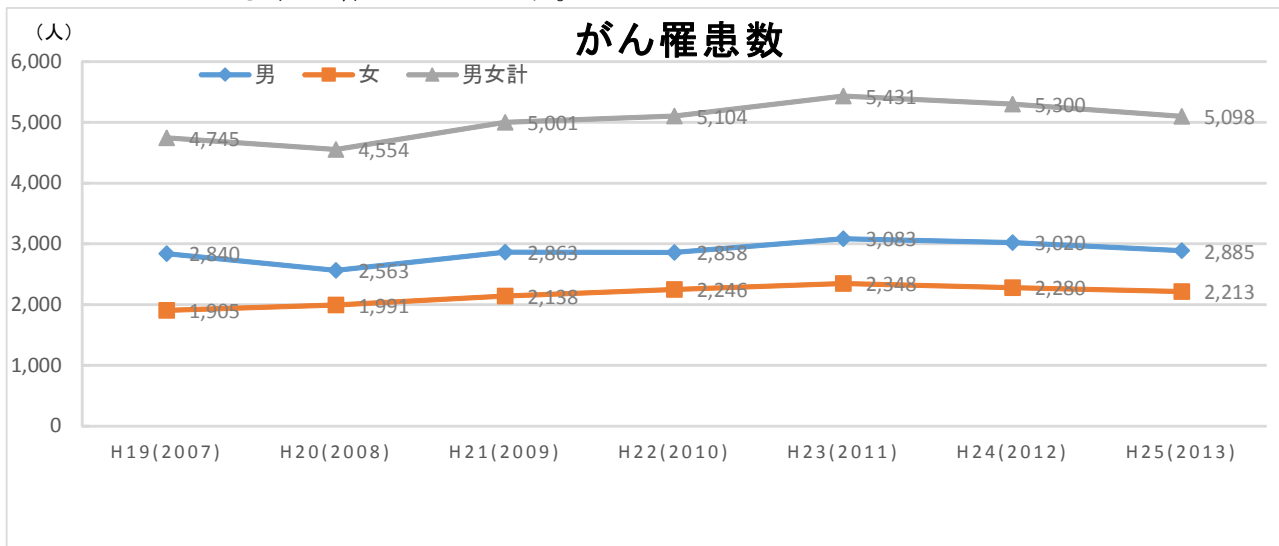
本県における難病患者（特定疾患医療受給者証所持者）数は、平成18年度から平成28年度にかけて増加し、平成29年度は制度の変更により6,263人まで減少しました。



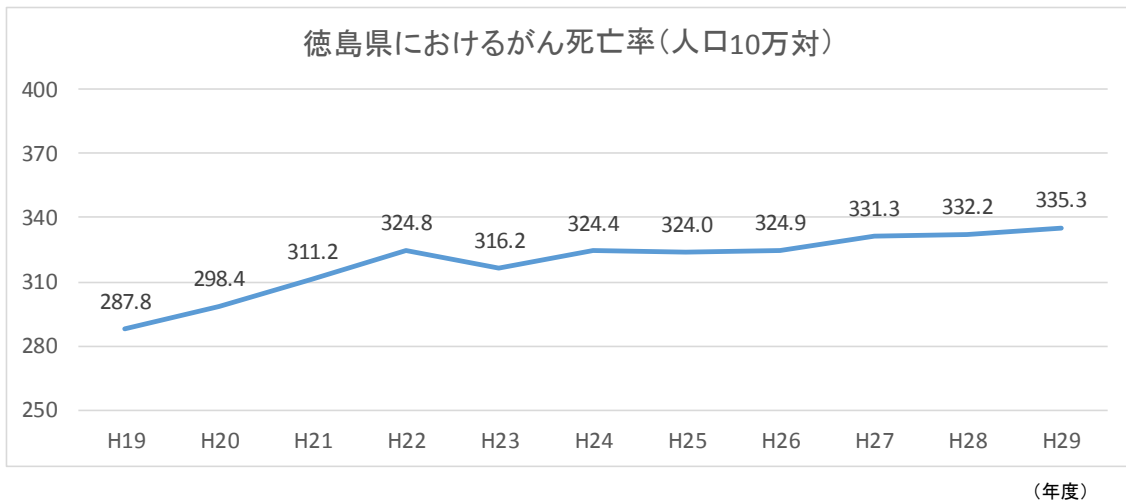
出典：健康増進課関係事業概要

⑧ がん患者数の推移

本県のがん登録におけるがん罹患患者数は、平成25年には5,098人となっており、平成21年以降5,000人を超え続けています。また、がんによる死亡率についても年々増加しています。



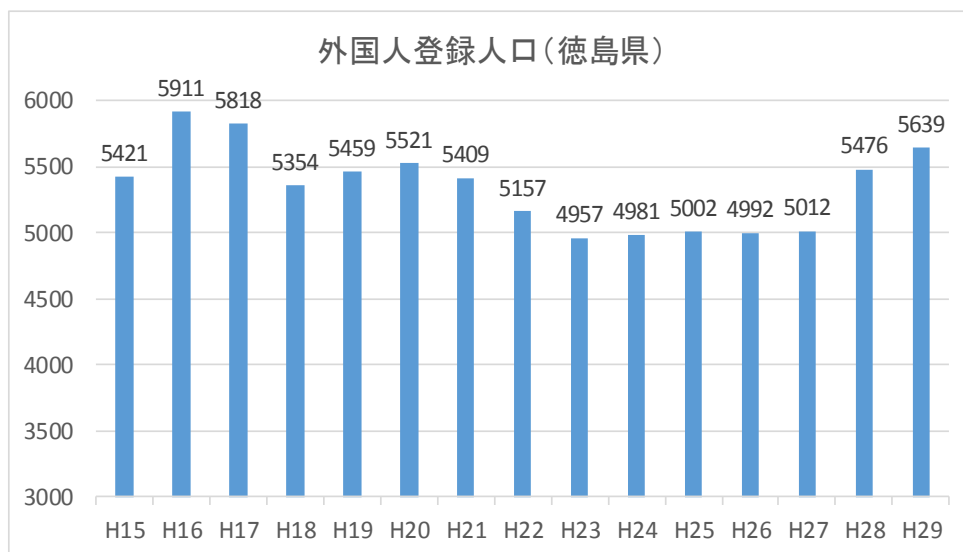
出典：徳島県のがん登録事業



出典：「厚生労働省人口動態統計」

⑨ 外国人数の推移

本県における外国人登録者数は、平成15年には5,421人で、その後、平成23年には4,957人まで減少しましたが、平成29年には5,639人と近年は増加傾向にあります。



資料：法務省入国管理局「在留外国人統計」

⑩ ひきこもり等の状況

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態を「ひきこもり」と呼び、単一の疾患や障がいの概念ではなく、様々な要因が背景になって生じます。ひきこもり状態にある人は、全国で54.1万人(※)と推計されていますが、課題でもあるひきこもりの高齢化については、40歳以上が調査に含まれていなかったため、現在、全国調査で実態把握が進められているところです。

※ 平成28年9月内閣府「若者の生活に関する調査」(15~39歳対象)による推計

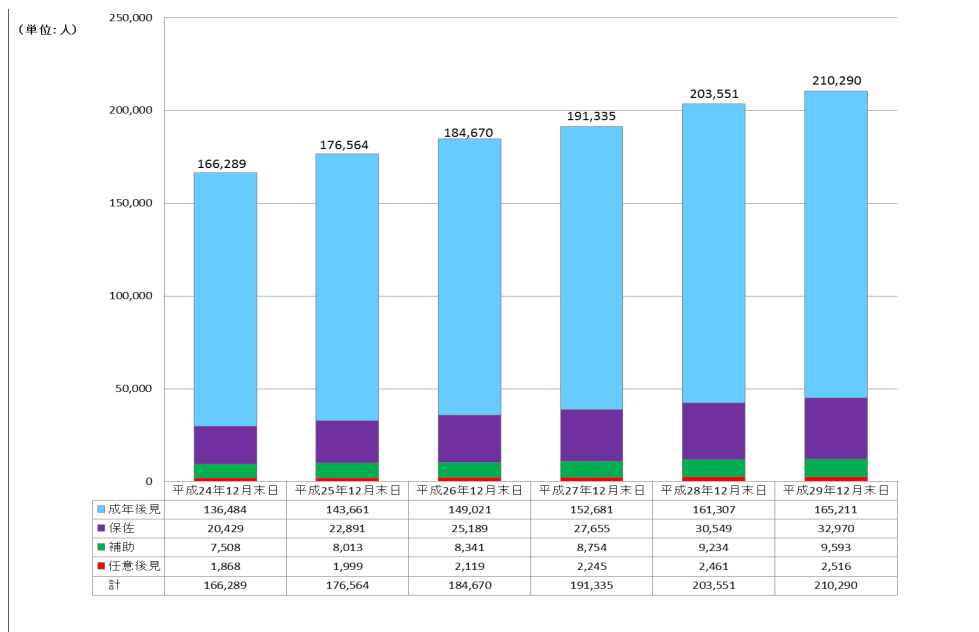
⑪ 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にあります。

平成29年末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約78.6%、補佐の割合が約15.7%、補助の割合が約4.6%、任意後見の割合が約1.2%となっています。

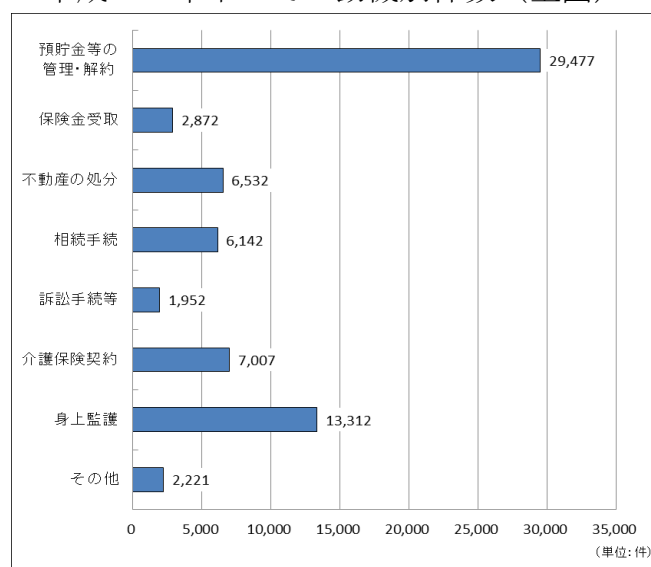
主な申立ての動機としては預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで身上監護となっています。

成年後見制度の利用者数の推移（全国）



資料：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況」

平成29年申立ての動機別件数（全国）



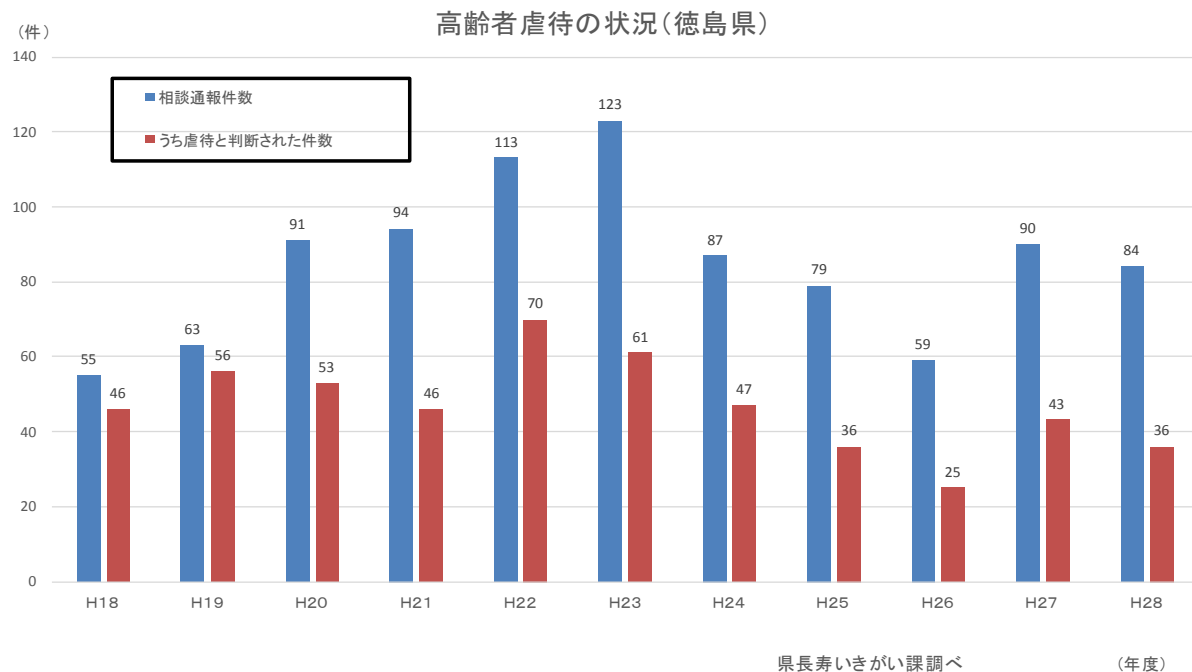
(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

資料：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況」

(5) 家庭内での問題

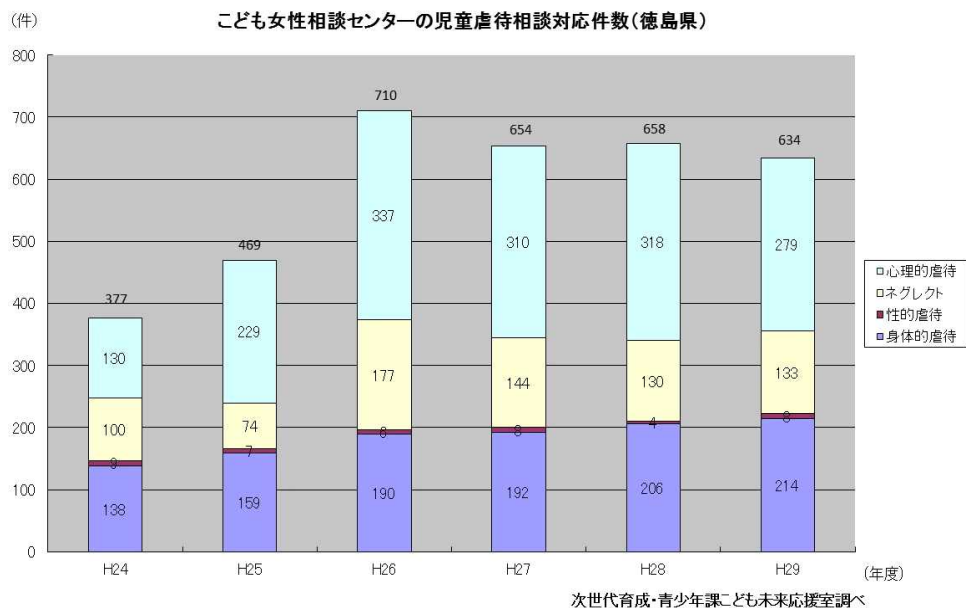
① 高齢者虐待件数の推移

高齢者の世話をしている家族、親族等による虐待として市町村に相談・通報があった件数は平成28年度で84件、そのうち虐待と判断された件数は36件となっています。調査を始めた平成18年度と比較して、通報件数は29件の増加、虐待件数は10件減少しており、相談件数については、平成23年度まで増加、その後、減少傾向となりましたが、近年ではやや増加しています。



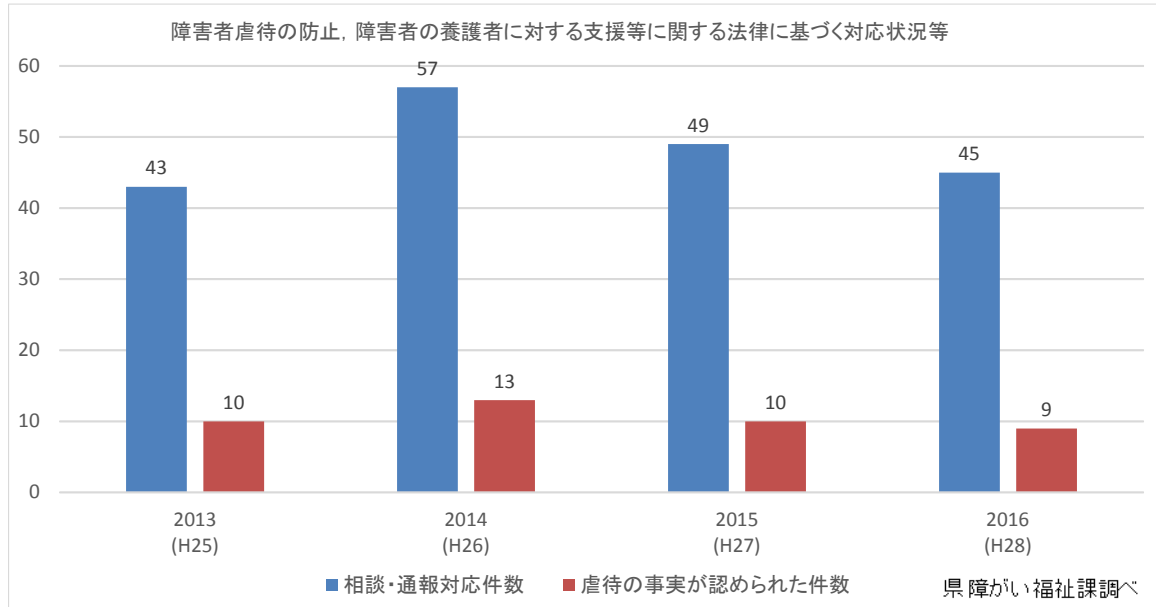
② 児童虐待相談対応件数の推移

平成29年度に県内のこども女性相談センター（児童相談所）が対応した児童虐待相談件数は634件で、平成24年度と比較して257件増加しています。虐待の種類別では、心理的虐待の増加傾向が顕著となっています。



③ 障がい者虐待件数の推移

平成28年度、県内の市町村等で受け付けた、養護者又は障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待に関する相談・通報件数は45件、そのうち、虐待を受けた又は受けたと思われたと判断された事例の件数は9件となっており、前年度と比較して、それぞれ4件、1件減少しています。



④ DV相談受付件数・一時保護件数の推移

こども女性相談センターが受付したDV（ドメスティック・バイオレンス）の相談受付件数は、平成29年度は1,757件であり、平成22年度の2,790件をピークに概ね減少傾向となっています。

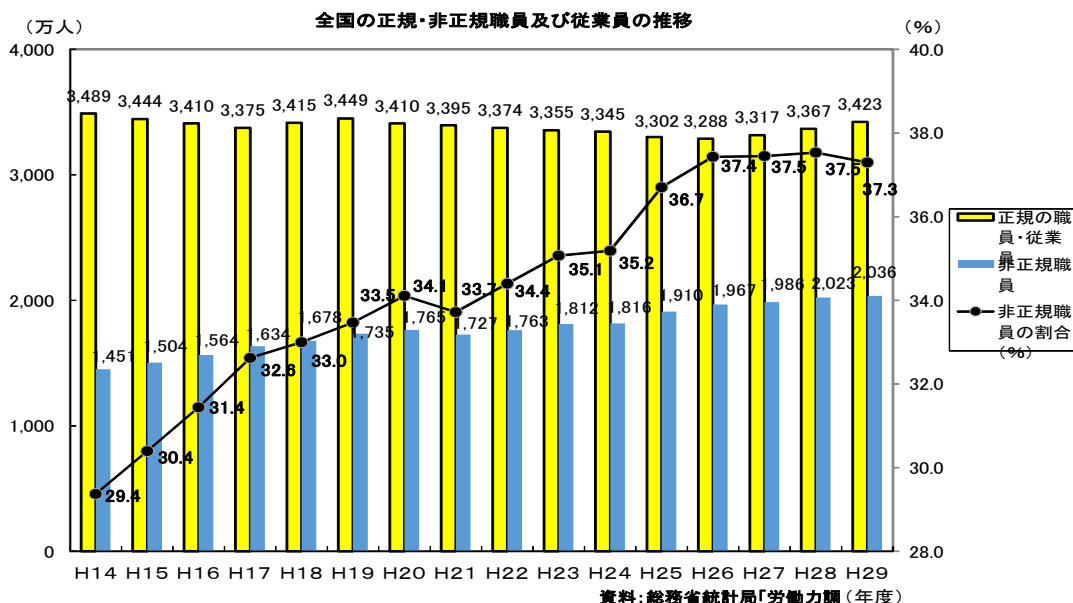
また、DV被害者の一時保護件数も、平成29年度には17件となり、減少傾向にあります。



(6) 社会経済の構造変化等による影響

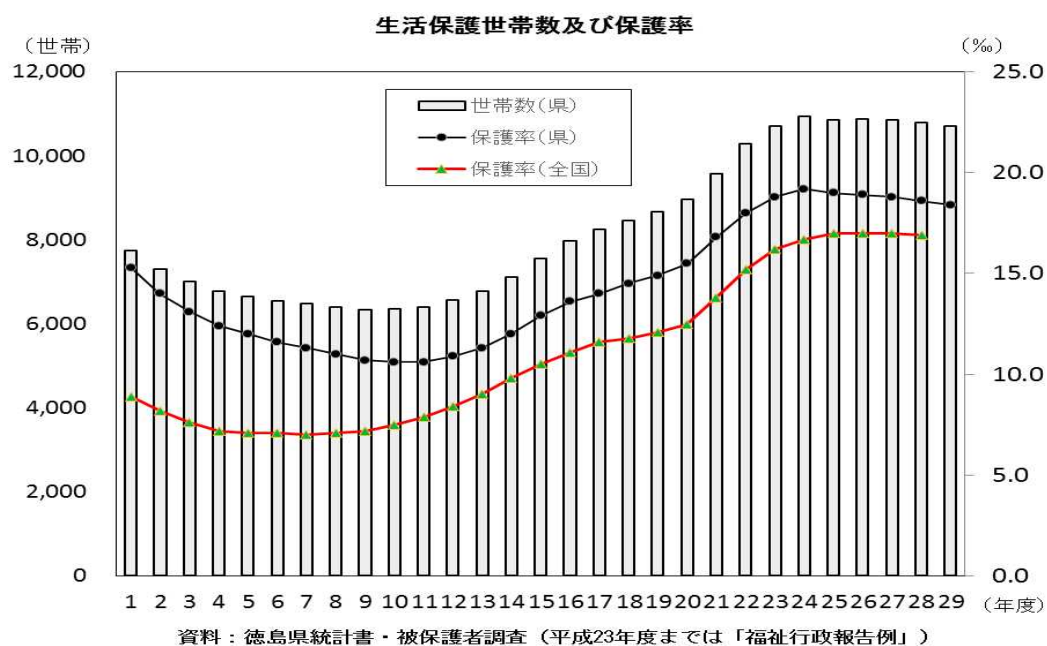
① 正規職員・従業員及び非正規職員・従業員の推移（全国）

景気の回復を受け、平成26年度から正規職員・従業員数が緩やかな増加に転じた一方で、依然、非正規職員数については増加傾向にあります。なお、平成22年度以降増加傾向であった非正規職員割合については、平成29年度に0.2ポイント減少しています。



② 生活保護世帯数・保護率の推移

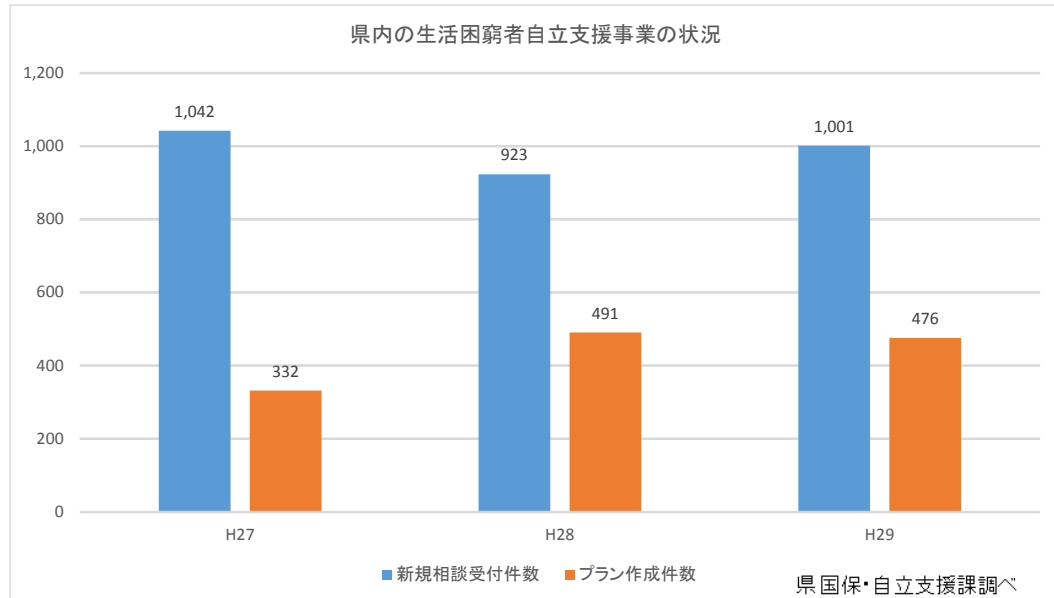
人口に対する生活保護の被保護実人員の割合である保護率は、昭和60年度以降は減少傾向にあり、その後、高齢化の進行や景気後退の影響などを受け、全国では平成7年度を、本県では平成10年度を底に増加傾向が続いていましたが、近年は微減からほぼ横ばい傾向となっています。



※保護率（全国）の指標については、平成28年度まで

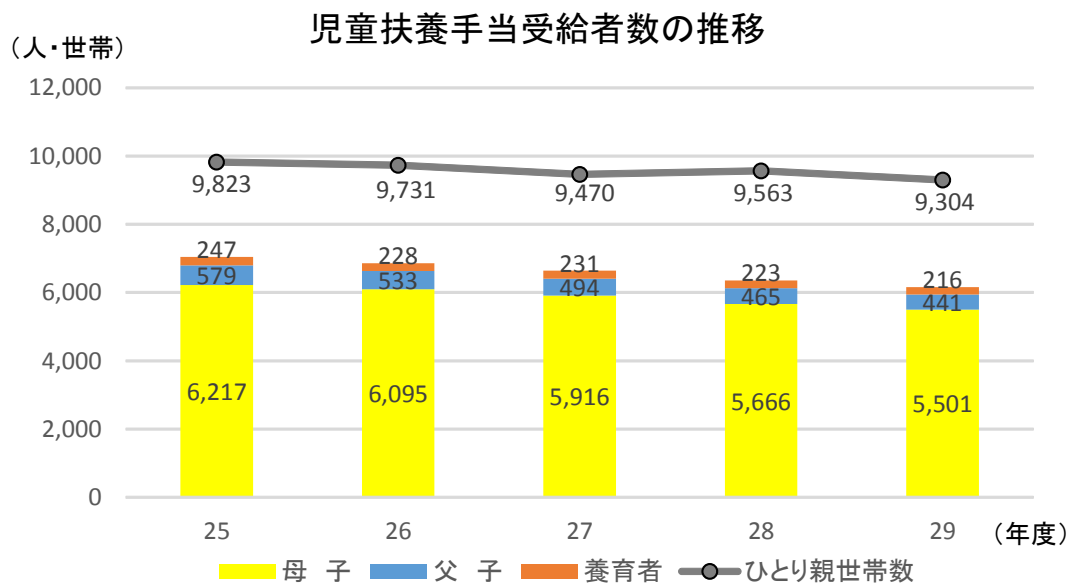
③ 生活困窮者自立支援事業の状況

県内の平成29年度における生活困窮者自立支援事業の新規相談受付件数は1,001件で、そのうち支援プランを作成した件数は476件となっており、生活困窮者自立支援制度が開始された平成27年度と比較して、それぞれ41件減少、144件増加となっています。



④ ひとり親家庭の生活状況

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を目的に支給される児童扶養手当の受給者数は、ひとり親世帯数の推移と同様に、近年は減少傾向にあります。県内受給者数は平成29年度末現在で、母子家庭が5,501人、父子家庭が441人、養育者家庭が216人となっています。



県次世代育成・青少年課こども未来応援室調べ

⑤ 県内の自殺者数・自殺死亡率の推移、自殺者の原因・動機別の状況

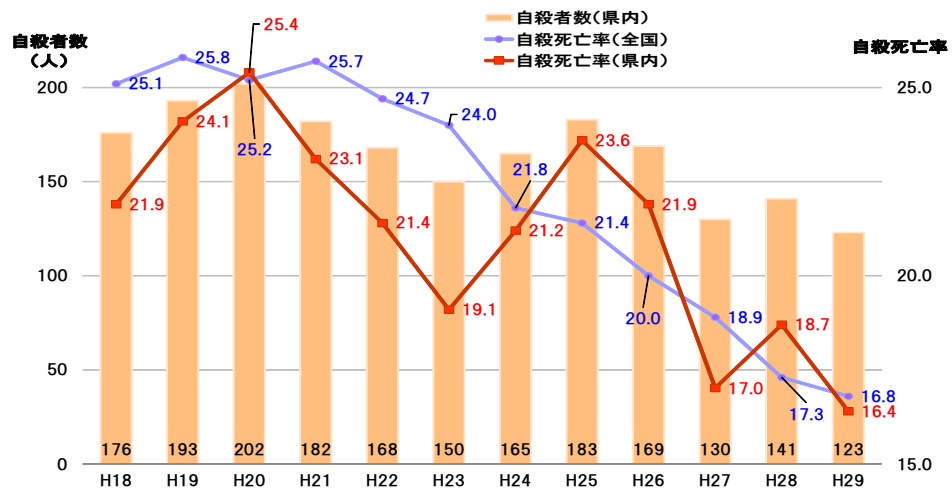
徳島県における自殺者数は、平成20年に202人と、自殺対策基本法が制定された平成18年以降で最多、自殺死亡率についても25.4と、最も高い数値となりました。

その後、平成26年まで自殺者数は概ね150人～180人前後で推移していましたが、平成27年に、自殺者数130人、自殺死亡率17.0と大幅に改善され、平成29年には自殺対策基本法制定以降で最少となる自殺者数123人、自殺死亡率16.4となるなど、近年は減少傾向にあります。

原因・動機別自殺者数をみると、主な原因・動機は「健康問題」、「経済・生活問題」、「家庭問題」となっていますが、自殺に至るまでには様々な要因が複雑に関係し、個人の問題として片付けられない社会的要因もその背景にあると考えられます。

いまだ多くの方が自殺により自ら尊い命を絶っている状況であることから、引き続き社会全体で自殺対策に取り組む必要があります。

[自殺者数及び自殺死亡率の年次推移]



資料：徳島県警察本部「自殺統計」及び厚生労働省・警察庁「平成29年中における自殺の状況」より

[自殺者の原因・動機別の状況(件数)]

年度	原因・動機別								
	家庭問題	健康問題	うち うつ病	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
H26	21	59	28	26	15	7	4	10	72
H27	10	47	16	17	3	4	3	11	59
H28	25	54	23	11	8	2	5	11	64
H29	10	54	20	11	7	3	2	7	50
※参考 全国の 状況 (H29)	3,179	10,778	4,278	3,464	1,991	768	329	1,172	5,391

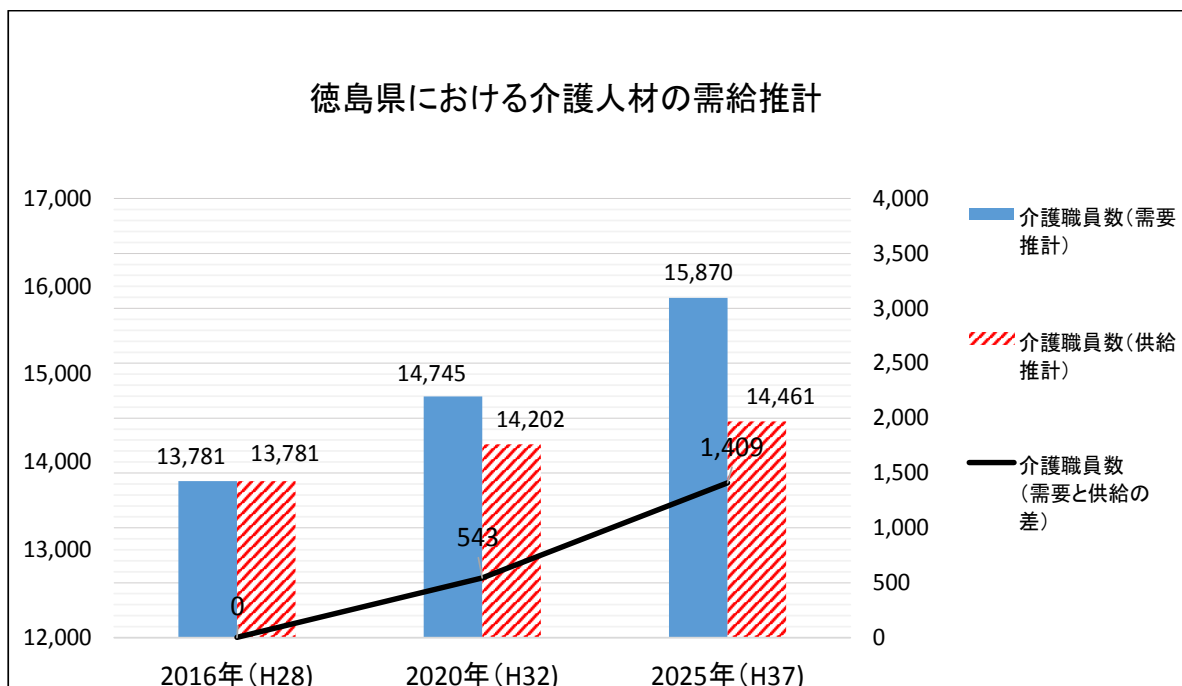
資料：徳島県警察本部「自殺統計」及び厚生労働省・警察庁「平成29年中における自殺の状況」より
 ※遺書等の自殺を裏付ける資料により特定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数とは一致しません。

(7) 地域福祉の担い手の多様化

① 福祉・介護人材の需給推計

本県において将来必要となる介護職員数については、平成32年において14,745人、平成37年において15,870人と見込まれています。

一方、新たに入職される方や再就職される方など、供給可能な介護人材は平成32年において14,202人、平成37年においては14,461人であり、それぞれ543人、1,409人の介護職員が不足することが予想されています。



厚生労働省「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」

※今後の政策効果は見込んでいない。

② 県内のNPO法人数の推移

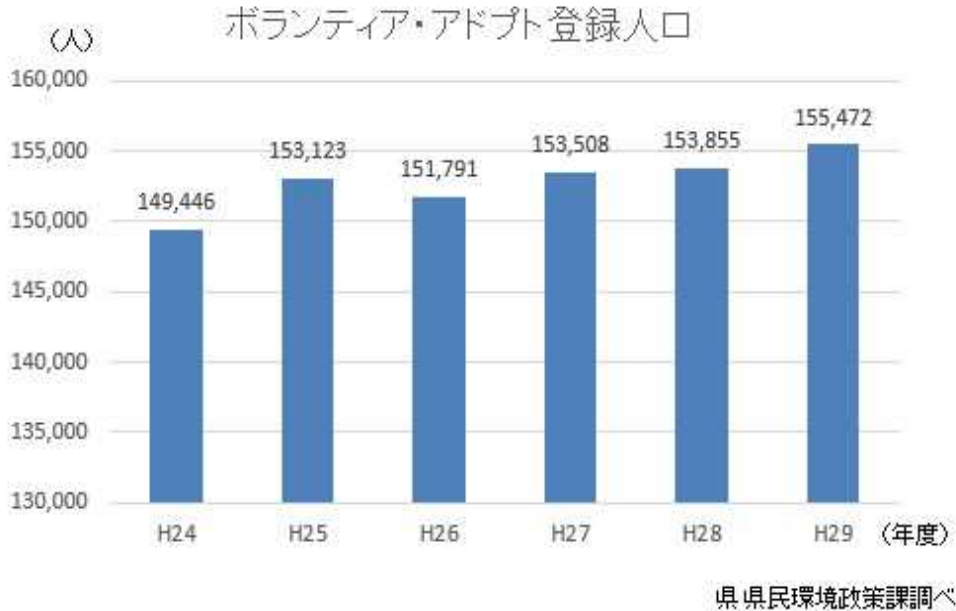
平成10年12月に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されて以降、認証された特定非営利活動法人（NPO法人）は年々増加し、県内で認証されているNPO法人は、平成29年度末現在で366法人になっています。



県民環境政策課調べ

③ ボランティア人口の推移

本県におけるボランティア・アドプト登録人口は、ボランティア意識の高まりにより年々増加し、平成29年度に155,472人となっています。



④ 民生委員・児童委員の推移

本県における民生委員・児童委員の状況は、平成29年度末現在、定数2,018人に対し、現員数2,005人、充足率は99.4%となっています。またそのうち、主任児童委員は定数183人に対し、現員数183人、充足率は100%であり、全国と比べて高い充足率となっています。

民生委員・児童委員の状況

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
徳島県	定数	民生委員・児童委員 (人)	2,009	2,009	2,009	2,018
		うち主任児童委員	182	182	182	183
	現年度末	民生委員・児童委員 (人)	2,006	1,995	1,997	2,009
		うち主任児童委員	182	181	181	183
全国	定数	民生委員・児童委員 (人)	236,272	236,296	236,490	238,349
		現年度末	民生委員・児童委員 (人)	230,060	231,339	231,689

厚生労働省「福祉行政報告例」

(8) 災害対策の必要性

① 社会福祉施設等の耐震化率

県内の社会福祉施設等の耐震化率は、平成29年3月31日現在で91.6%であり、年々上昇しています。特に、老人福祉施設では95.7%と高い水準にあります。

県内社会福祉施設等の耐震化率

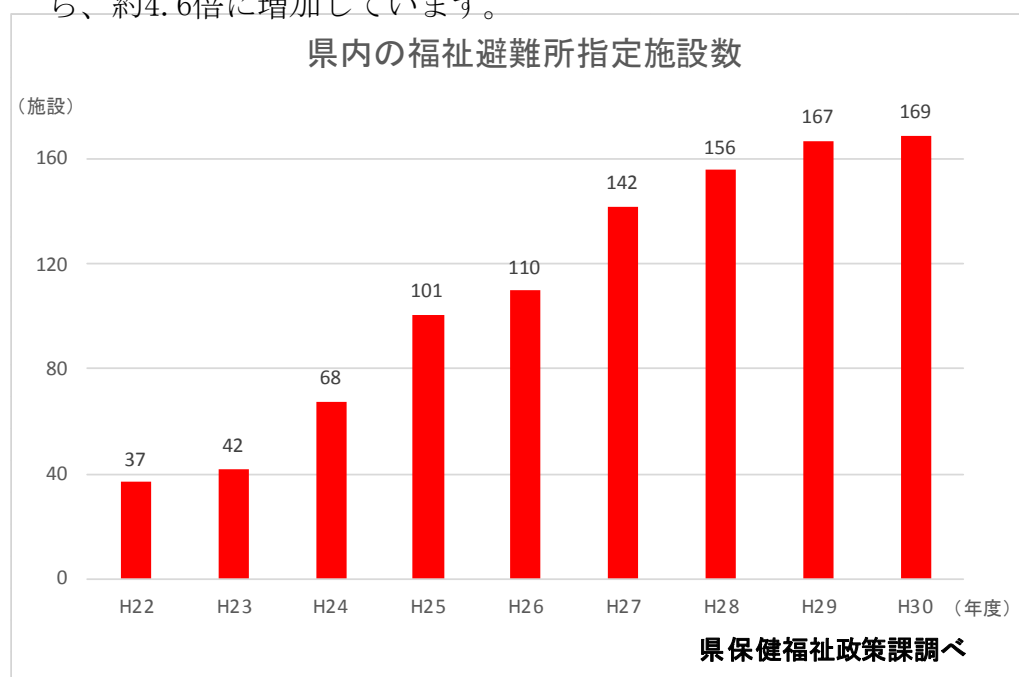
施設種別	H26年度 耐震化率 (H26.10.1) (%)	H27年度 耐震化率 (H28.3.31) (%)	H28年度 耐震化率 (H29.3.31) (%)	全棟数 (棟)	うち耐震化済 (棟)	未耐震化 (棟)
児童福祉施設等	85.2	88.6	91.0	525	478	47
(うち保育所及び幼保連携型認定こども園)	(87.3)	(92.3)	(95.1)	(286)	(272)	(14)
障がい者・児施設(精神含む)	83.5	84.7	85.2	499	425	74
老人福祉施設(介護含む)	94.1	95.0	95.7	997	954	43
その他保護施設等	65.4	76.9	78.8	52	41	11
計	88.7	90.6	91.6	2,073	1,898	175

県保健福祉政策課調べ

※耐震化率=(昭和57年以降に建築された棟数+耐震診断の結果改修不要棟数+改修済棟数)÷全棟数
(2階建て以上又は延べ面積200㎡を超える建物を対象)

② 福祉避難所の指定状況

本県における福祉避難所の指定状況は、東日本大震災を契機とした防災意識の高まり等により、平成30年度には169施設となり、平成22年度の37施設から、約4.6倍に増加しています。



③ 避難行動要支援者名簿の作成状況

災害時または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(避難行動要支援者)の避難支援、安否確認などの必要な措置を行うための基礎資料とするため、各市町村は「避難行動要支援者名簿」の作成に取り組んでいます。

本県においては、24市町村中、22市町村が作成しています。

2 地域共生社会実現のための基本的な方向

(1) 地域福祉推進の目標

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず「誰もが」、「安心して暮らす」ためには、参加する場や機会を住み慣れた地域で見い出し、共に支え合いながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をつくっていくことが重要です。

地域住民が「自分が暮らしたい地域を考える」、主体的・積極的な姿勢と、福祉以外の分野との連携・協働による地域づくりの視点が重要です。

このことから、改定計画（第3期）においては、基本目標を次のとおり設定し、各種施策を推進します。

**誰もが、共に支え合い、
安心して暮らせる地域共生社会の実現**



(2) 重点課題

「誰もが、共に支え合い、安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指し、地域における「自助」「共助」「公助」の重層的なサービスによるネットワークの確立を図るとともに、特に重点的に取り組むべき項目として「5つの重点課題」を定め、課題解決に向けた施策を推進します。

① 包括的な相談・支援体制づくり

制度の充実や住民のニーズにそった利用を促進するとともに、制度の狭間にある課題や複合的な課題を解決するため、制度やサービスの種別、実施主体の枠を超えて、適切な福祉サービスを一体的に提供できるよう、包括的な相談支援体制の整備・充実を図る必要があります。

② 地域住民等との連携・協働による共に支え合う地域づくり

東日本大震災を契機に、地域の支え合い、「つながり」の大切さが見直され、地域に住む誰もが社会的に孤立することなく、互いに見守り、支え合う福祉コミュニティの形成が求められています。

また、地域住民や専門職、様々な活動を行う担い手等の地域福祉活動への参加を促進するとともに、高齢者や障がい者の積極的な社会参画を通じて、「支援をする人」と「支援を受ける人」を固定化するのではなく、誰もが、時には

助け、時には助けられる、地域社会における「共生」の実現に向けた取組が重要です。

そして、まちづくりにバリアフリーやユニバーサルデザイン等の福祉の視点を取り入れることで、誰もが暮らしやすい地域づくりにつながることを期待されています。

③ 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり

福祉サービスの利用者や複雑・多様化する地域生活課題を抱える住民が、住み慣れた身近な地域で安心して暮らすことができるよう、地域におけるトータルケアシステムや重層的なセーフティネットの構築を通じて、本人の希望や置かれた状況に応じた福祉サービスを提供する必要があります。

また、利用者がサービスを選択するに当たり、適切な判断ができるような仕組みづくりや、サービスの質の向上に取り組む必要があります。

④ 地域福祉の担い手づくり

地域福祉を推進していく上では、地域住民の一人ひとりがその担い手であるという意識を持ち、福祉に対する正しい理解を持つことが重要です。

また、福祉サービスを提供する専門的な知識、技能を有する人材の養成、確保を図るとともに、複雑・多様化する地域ニーズに対応するため、福祉サービスの担い手である社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体に加え、施設を運営する社会福祉法人、民間事業者等、多様な組織が地域福祉活動に参加し、「地域全体で地域を支える」仕組みづくりが重要になります。

⑤ 災害に強い福祉のまちづくり

「阪神淡路大震災」や「東日本大震災」といった大規模災害により、多くの尊い命が失われました。近年は、大型化する台風や激化するゲリラ豪雨などの異常気象が頻発し、甚大な被害をもたらしています。

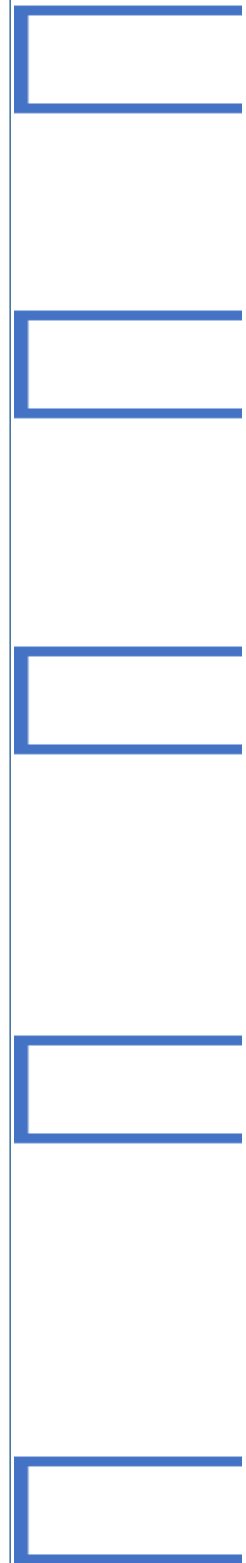
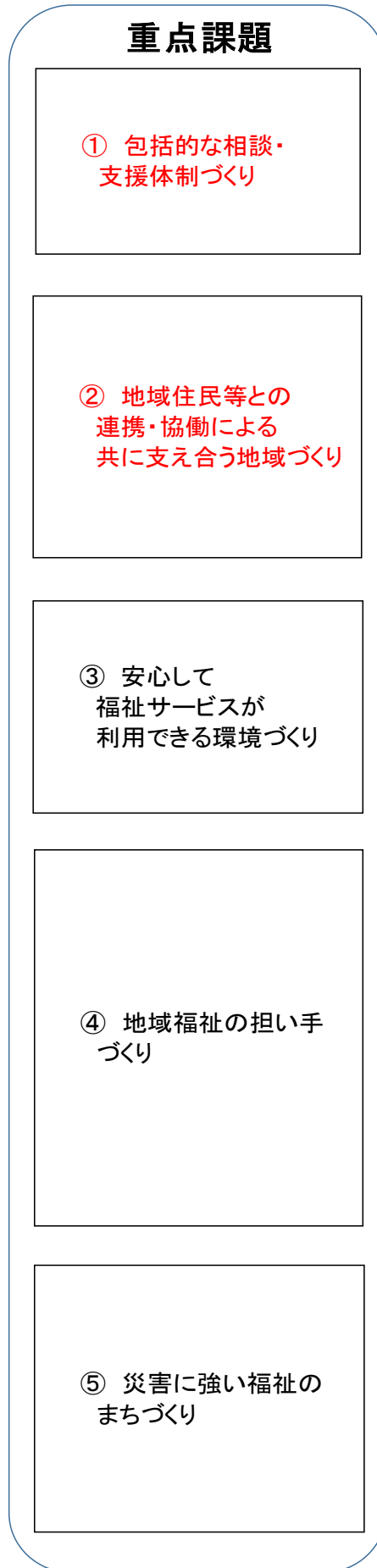
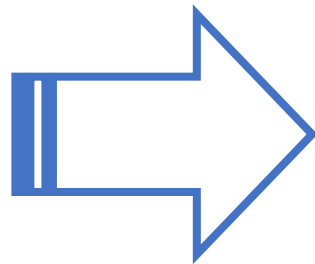
「南海トラフ巨大地震」や「中央構造線・活断層地震」発生の懸念が高まっている本県においては、大震災等の教訓を踏まえ、実行力のある「防災・減災対策」につなげていくことが求められています。

大震災等の教訓を踏まえ、災害時における避難行動等に支援を必要とする高齢者や障がい者の方々への支援や福祉避難所の整備、広域的な支援体制の構築等を通じて、地域で災害を迎え撃つ「災害に強い福祉のまちづくり」を推進します。

Ⅲ 地域福祉推進の支援施策

基本目標

誰もが、共に支え合い、安心して暮らせる
地域共生社会の実現



主要施策

(1) 包括的に対応できる体制の整備

- (2) 地域で安心して暮らすための福祉サービスの充実
 - ① 地域におけるトータルケアシステムの構築
 - ② 重層的セーフティネット機能の構築
 - ③ 社会的孤立・制度の狭間による困窮者への支援
 - ④ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
 - ⑤ 福祉とまちづくりを結びつけて推進する事業

(1) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握・解決できる環境の整備

- ① 住民参加活動の促進
- ② 民生委員・児童委員活動の充実
- ③ 主任児童委員活動の充実
- ④ 社会福祉協議会との連携・協働と活動支援
- ⑤ 社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進
- ⑥ 福祉関係団体との連携
- (2) 地域におけるきずなの確保
 - ① 地域福祉活動の推進
 - ② 地域における見守りの推進

(1) 福祉サービス利用者の権利・利益の確保

- ① 福祉に関する情報提供・相談体制の充実
- ② 苦情解決体制の整備
- ③ 権利擁護の推進
- (2) 福祉サービスの質の向上への取組
 - ① 福祉サービス評価の推進
 - ② 法人等の情報開示の促進
 - ③ 指導監査等の充実

(1) 福祉意識の普及啓発

- (2) 福祉教育の推進
- (3) 福祉に従事する人材の養成・定着・確保と資質の向上
 - ① 福祉人材の養成・定着・確保
 - ② 福祉人材センターの活用
 - ③ 福祉人材の資質向上
 - ④ 魅力ある職場づくり
- (4) ボランティア・NPO育成と活動支援
 - ① 活動支援拠点の整備・充実
 - ② ボランティアの育成
 - ③ 手話通訳者等の養成・確保
- (5) 地域福祉活動を推進する組織・人材づくり
 - ① 地域福祉活動を推進する人材の育成
 - ② 多様な組織の地域福祉活動への参画促進

(1) 社会福祉施設等の対策

- (2) 地域防災力の強化
- (3) 支援を必要とする方に係る情報の整備
- (4) 避難行動要支援者に対する個別支援計画
- (5) 福祉避難所の設置・運営
- ⑥ 災害ボランティアセンターの体制整備
- (7) 関係団体との連携協力体制の構築
- (8) 広域的な支援体制の整備

重点課題① 包括的な相談・支援体制づくり

【現状と課題】

1 複合的な課題等に対する支援について

公的福祉サービスについては、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等福祉の分野ごとに制度の充実が図られています。

一方で、制度の対象とならないもの、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）、ひきこもり、ゴミ問題等、地域住民が抱える複雑で多様な課題は一つの制度での解決が難しく、制度の充実だけでは十分ではありません。

地域福祉の推進に当たっては、福祉・保健・医療の一体的な運営はもとより、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり等、生活に密接に関連した分野との連携を図ることにより、はじめて地域住民の課題を包括的に解決することが可能となります。各分野の施策を推進するうえでも、より高い効果が期待できる場面も多いと思われることから、関連分野の施策と十分に連携を図りながら取組を進めていく必要があります。

市町村においては、制度や分野ごとのサービスをどうつなぎ、支え合う仕組みをどうつくるか、公的制度と住民同士の支え合いやボランティア等をどのように組み合わせしていくか、また、専門職による多職種連携をどう活かしていくか等、情報や課題の共有を図り、地域の実情に応じて、縦割りでなく、制度や分野を横断して丸ごと受け止める総合的な支援体制の整備が求められています。

2 福祉サービスの充実について

地域住民が安心して暮らせる地域づくりのためには、生活を送る上で発生する様々な課題を解決するため、高齢者や障がい者、子育て世帯等が、それぞれの状況に応じて、多様な福祉サービスを適切に活用できる環境づくりが求められています。

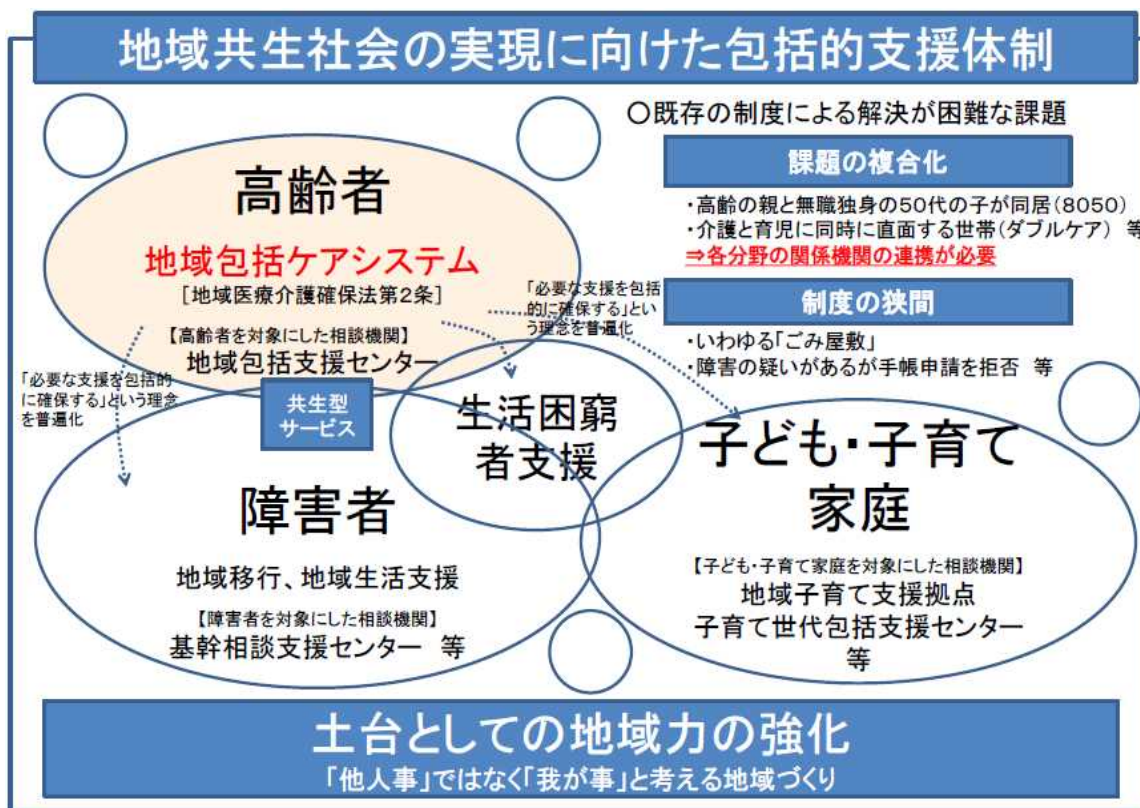
また、複雑多様化する福祉ニーズに対応するためには、医療、介護、生活支援等の個別サービスの充実に加え、利用者の状況に応じて、必要なサービスが一体的、重層的に提供されるよう、各サービスの提供機関が連携し、地域における福祉サービスの充実を、より一層図っていくことが重要になってきます。

加えて、高齢者や障がい児者など多様な利用者に対して、福祉サービスを総合的に提供したり多機能型のサービスを提供することや、同一事業所で一体的にサービスを受けやすくする「共生型サービス」等の分野横断的な福祉サービスの整備を進めていく必要があります。

【主要施策】

(1) 包括的に対応できる体制の整備

- 分野別の制度や携わる「ひと」と「資源」をつなぎ、分野を超えた横断的な支援体制の構築を図ります。
- 市町村等が実施する地域福祉推進の取組や関係機関との連携の推進、包括的な相談支援体制の構築を支援します。
- 高齢者の分野では、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を支援するとともに、地域包括ケアシステムの考え方を障がい者、生活困窮者等他の福祉分野においても共有します。
- 地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、地域子育て支援拠点、自立相談支援機関等において、専門的な立場からの相談に加え、複合化・複雑化する課題に対応できる専門員等の研修を実施し、スキルアップを図ります。
- 住民の個別支援や地域活動支援等行う「コミュニティソーシャルワーカー」の養成を支援し、地域福祉を推進します。
- 専門職による多職種連携、多機関の協働による包括的相談支援体制の整備を推進します。



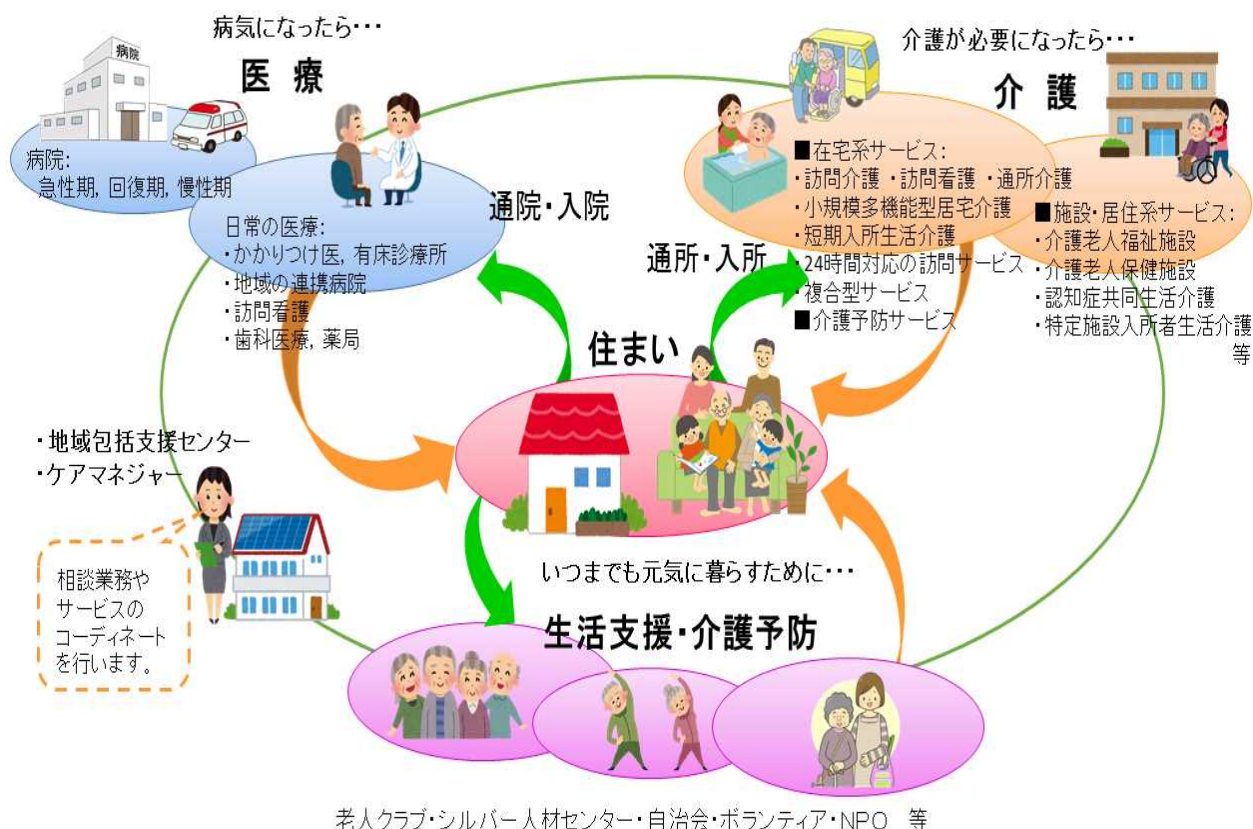
出典：厚生労働省

(2) 地域で安心して暮らすための福祉サービスの充実

① 地域におけるトータルケアシステムの構築 ＜高齢者への支援＞

- 人口減少や単身高齢者世帯の増加などにより、高齢者の地域での孤立が大きな課題となっています。
地域社会の様々な分野で、多様な社会活動に参画する機会を確保するなど、高齢者が、これまで培った知識、経験、能力を活かし、生涯にわたり健やかに生きがいを持って暮らすことができるよう、取組を推進します。
- 高齢者を対象として、地域の福祉を推進するリーダーを育成する「シルバー大学校」を開講するとともに、更に専門的で高いレベルの学習機会を提供する「シルバー大学校大学院」を開講することにより、社会貢献活動を推進する人材を養成します。
- シルバー大学校大学院の卒業生を「生きがいづくり推進員」として登録し、「シニア応援サイト」等を活用して活躍の場づくりを支援するとともに、シルバー大学校・大学院卒業生で構成する「OB会」が地域貢献活動の中心的役割を担うことができるよう、環境整備を推進します。
- 高齢期の生活を豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的に結成され、仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動や地域を豊かにする社会活動に取り組む「単位老人クラブ」や「市町村老人クラブ連合会」に対して、市町村と連携してその活動を支援します。
- 「老人クラブ連合会」が実施する「介護予防リーダー」の養成事業等に対し支援を行うとともに、養成した介護予防リーダーの活躍の場づくりを推進します。
- 重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。
- 県レベルでの地域包括ケア構築に向けた推進会議である「徳島県地域包括ケア推進会議」での協議等において、平成29年3月に策定した市町村の取組を支援する県の施策を体系的に整理した「主要施策の工程表」に基づき、「地域包括ケアシステム」の構築と更なる深化・充実を目指します。

(地域包括ケアシステムのイメージ)

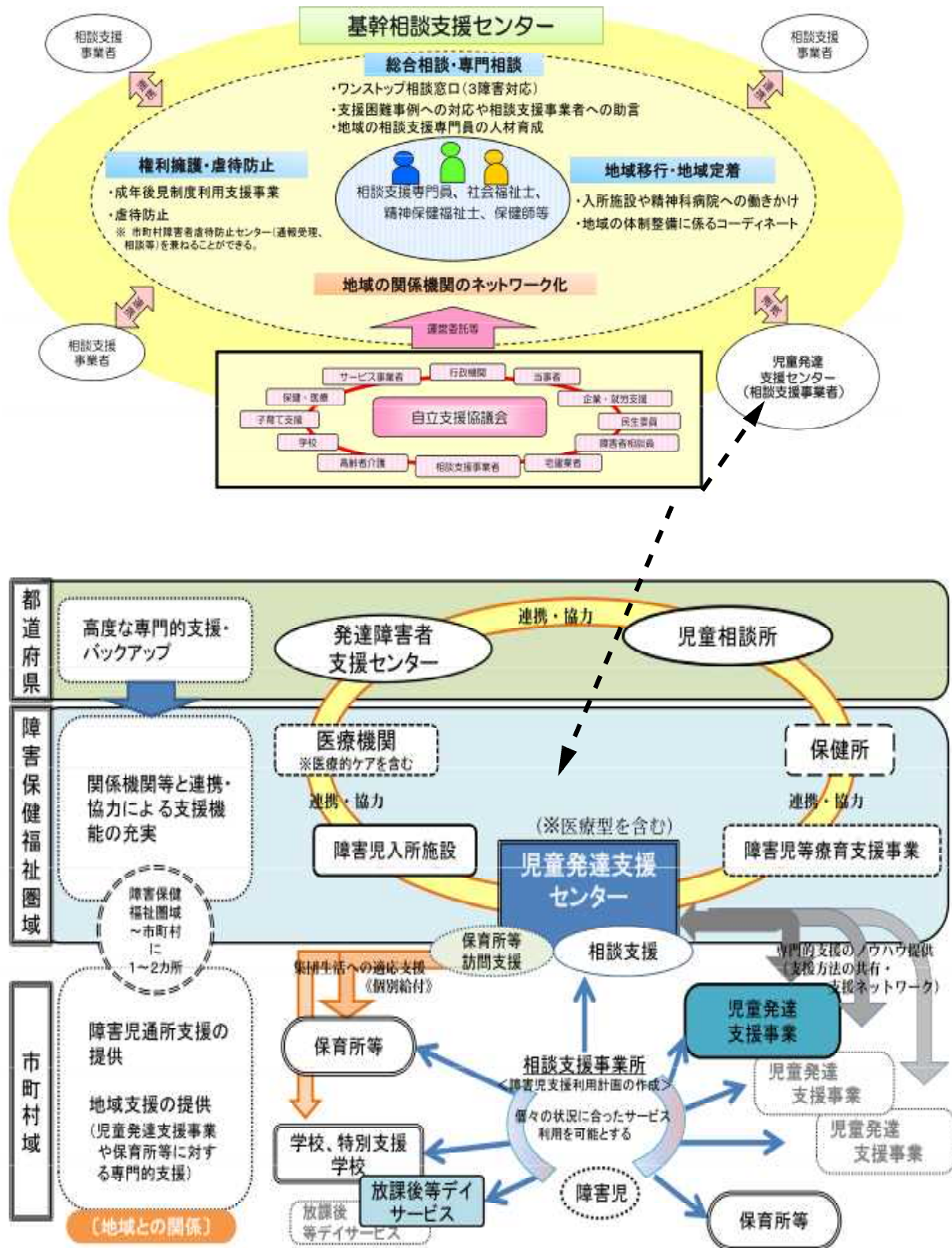


<障がい者等への支援>

- 障がい者が自立し、社会参加をしやすくするためには、必要な情報の取得やコミュニケーション手段が確保されなければなりません。
このため、障がい特性に配慮した情報提供や点訳・音訳・手話等によるコミュニケーション手段の提供体制の充実に努めます。
- 障がい者が県内外において移動する際に必要なガイドヘルパーなどのサービスを受けることができるよう、情報提供を行うとともに、障がい者の移動手段の確保に努めます。
- 市町村の身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等に対し研修等の支援に努めます。
- 障がい者の地域移行を促進するとともに、地域での生活をより一層安心できるものとするため、障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う「地域生活支援拠点等」の早期整備や障がい者の活動・交流の拠点である障がい者交流プラザの機能強化を図ります。

- 家庭事情や住宅事情等の理由で日常生活の援助を必要とする障がい者を支援するため、また、地域での生活を希望する施設入所者や精神科病院入院者の地域での自立生活を支援するため、グループホームの整備が促進されるよう配慮します。
- 障がい者の自立と社会参加を促進するためには、就労対策が重要となります。障がいのある人の職業的自立を促進するため、雇用、福祉、教育等の関係機関が連携し、就業支援と生活支援を総合的に実施することにより、就業の一層の推進と雇用の安定に努めます。
- 民間企業と公的機関が連携して障がい者の一般就労への移行を推進するとともに、共同受注窓口を整備し、授産製品のブランド化を進め、商品力の強化を図り、各施設が協働した受注体制、ネットやイベント等での販売体制、PR戦略などを確立し、販路拡大を促進することにより、工賃アップを図ります。
- 障がい者が、スポーツやレクリエーション活動に参加することは、健康の維持や体力の増強を図るとともに、自立と社会参加意欲の向上を図る上で、大きな役割を果たしています。県域における障がい者スポーツ大会を開催するほか、全国障がい者スポーツ大会に選手団を派遣するとともに、「障がい者交流プラザ」を活用し、障がい者のスポーツ活動、レクリエーション活動の振興に努めます。
- 芸術・文化・余暇活動に参加することも、障がいのある人の生活を豊かにし、社会参加を促進するとともに、障がいのある人への理解と認識を深める上でも大きな役割を果たしています。障がい者芸術・文化の支援拠点である「障がい者芸術・文化活動支援センター」を活用する等、障がい者の芸術・文化活動の発表の場を提供し、その振興を図っていきます。
- 障がい者が高齢者のお宅を訪問し、就労支援施設で作ったお弁当やパン、地域で調達した日用品等のお届けをはじめ、見守り活動を行う「障がい者がつなぐ地域の暮らし“ほっとかない”事業」等の取組を通じて、障がいのある方に「支える側」として社会貢献をする喜びを得ていただくとともに、授産品の販路拡大による工賃アップを目指します。

(障がい児支援のイメージ)



出典:厚生労働省

事例紹介

障がい者が繋ぐ地域の暮らし“ほっとかない”事業 (徳島県・各社会福祉法人)

活動開始の時期

平成25年度～ 社会福祉法人池田博愛会
平成26年度～ 社会福祉法人カリヨン、
社会福祉法人柏涛会
平成27年度～ 社会福祉法人共生会
平成28年度～ 社会福祉法人博愛会



活動開始の経緯

・地域の課題

徳島県では高齢化が全国と比較して早く進行しており、過疎化に伴い、ひとり暮らしの高齢者が増加し、買い物に不便を感じられている方が増加している。

・障がい者施策における課題

工賃向上など自立と社会参加を促進するとともに、障がい者のもつ才能を生かしながら、働く喜びの感じられる場の創出を図っていく必要がある。

これらの課題を解決するため、障がい福祉施策の一つ、福祉的就労「就労支援」を地域貢献につなげる「仕組み」づくりに取り組む。

活動の目的・趣旨

買い物に不便を感じられている高齢者へ授産製品（お弁当など）と日用品をお届けするとともに、見守りを行い、生活の利便性の向上と不安の解消を図る。

活動の内容

施設の職員と利用者（障がい者）が移動販売車両で各高齢者宅等を訪問し、注文を受けた商品をお届けする「買い物支援」を行うとともに、見守りを行う。

また、障がい者が高齢者の地域での暮らしを支える立場となることにより、障がい者と高齢者の交流が図られ、社会参加が促進されている。

今後の課題

地域の実情やニーズを確認しながら、県内各地への展開を図る。

<高齢者・障がい者等への共生型サービス>

- 高齢者や障がい者のケアマネジメントや子育て支援に従事する者の技術の向上を図るとともに、地域住民が多様なサービスを適切に活用できるよう、情報提供や関係機関との連携の体制を整備していきます。

- 高齢者や障がい児者が共に利用できる「共生型サービス」を適切に活用できるよう、十分な情報提供や説明を行っていきます。

<子ども・子育て支援>

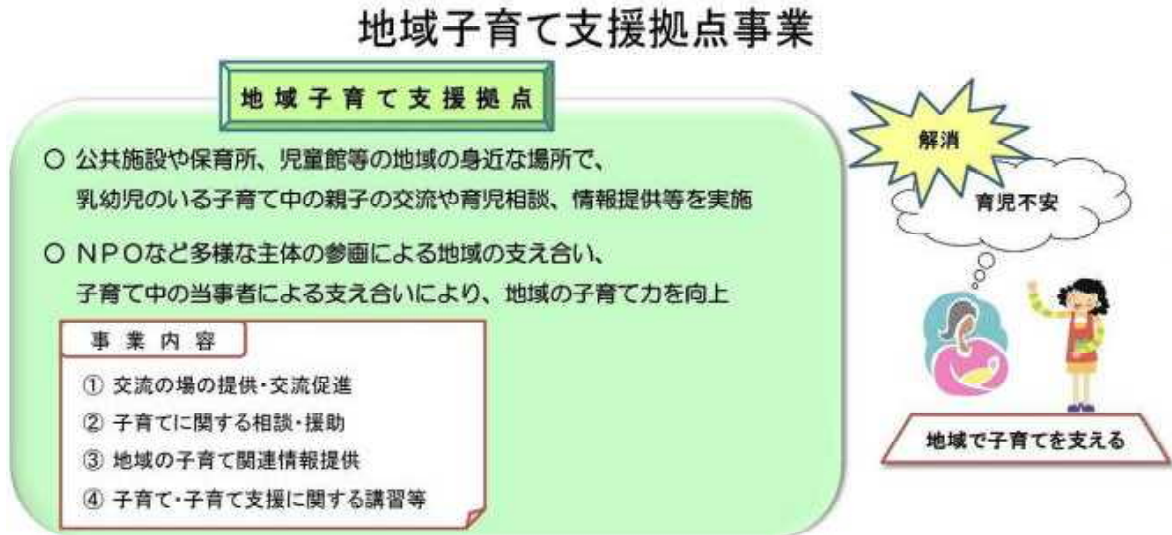
- 家庭の子育て力や地域の子育て支援機能が低下するにつれて、育児の負担・不安や孤立化が増してきており、子育て支援サービスを充実させるとともに、行政はもとより、企業、学校、地域社会、家庭をはじめ、地域のすべての人々が、子育て家庭への関心や理解を深められるよう支援することが求められています。

このため、子育て家庭のニーズに応じた多様な保育など市町村が実施する各種の子育て支援サービスの充実や、子育てのための拠点施設等の整備を支援します。また、家庭の経済的・心理的負担感の軽減を図るとともに、「徳島県子育て総合支援センターみらい」を中心として、市町村、関係団体と連携し、地域住民が子育てを応援する取組を支援します。
- 昼間就労等により保護者がいない放課後児童などの安全な生活と健全な遊び場を確保し、子どもが安心して放課後を過ごせるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の拡充や相互に連携した取組を支援します。
- すべての子どもを対象とした安全・安心な子どもの活動拠点を設けるとともに、地域住民の参画を得た勉強やスポーツ・文化活動等の取組を推進します。
- 急増する児童虐待問題に適切に対応するため、相談支援体制を充実し、市町村及び関係機関との連携を図ります。また、児童養護施設等の養育単位の小規模化や里親等委託を促進し、社会的な養護を必要とする子どもが、家庭的な環境で安全に安心して生活を送ることができる地域づくりを進めます。
- 次代を担う子どもたちの明るい未来のために、全ての家庭で安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支援する環境づくりが必要です。

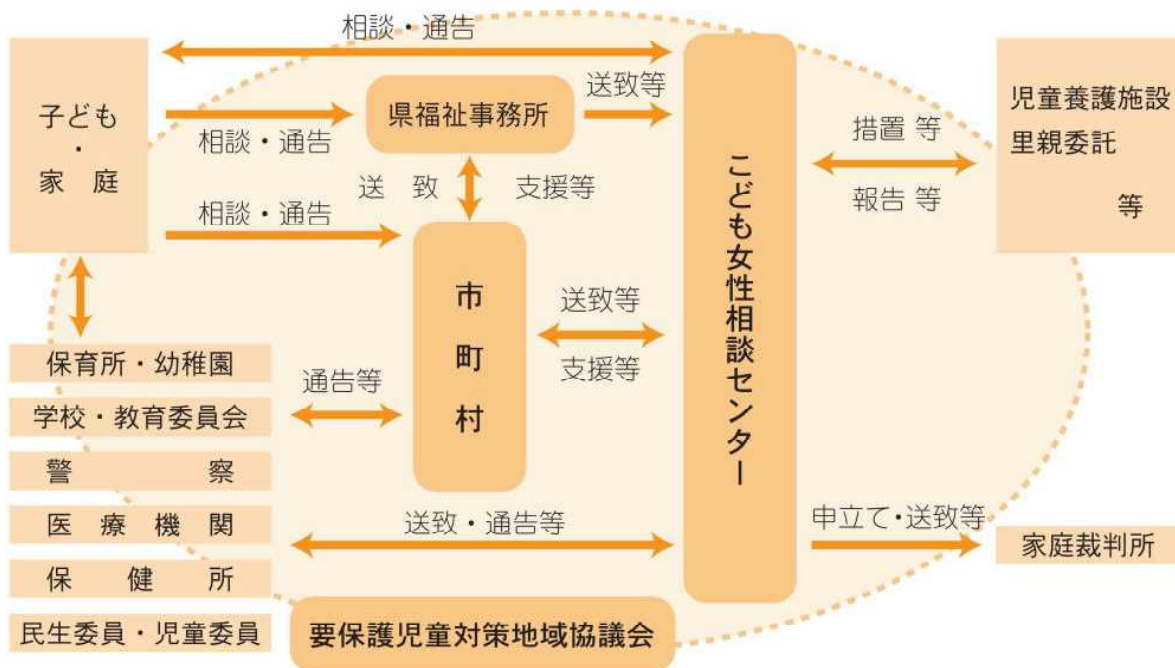
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）をはじめとする「子ども・子育て関連3法」に基づき、市町村との緊密な連携の下、地域の実情や子育て家庭のニーズに応じた、質の高い教育・保育の提供等、地域における子育て支援の充実を図ります。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）に基づき、貧困の状況にある子どもの学習支援や生活支援、保護者に対する就労支援や経済的支援等に取り組みます。
- ひとり親家庭や寡婦の生活の安定と向上を図り、その子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、ひとり親家庭等への支援体制を充実し、その自立に向けた支援に取り組みます。

- 地域子育て支援センターで、子育てを地域全体で支えることを目的として、育児相談・子育てサークル支援・保育資源に関する情報提供等の活動を行います。

(子育て支援のイメージ)



地域における児童虐待防止のシステム



事例紹介

徳島県子育て総合支援センター事業 (徳島県)

活動開始の時期

平成18年11月11日



活動開始の経緯

少子化の進行や地域住民同士で地域の子どもを育てる雰囲気やつながりが低下する一方、市町村はもとより、NPO・子育てサークル等、地域の方々による自主的な支援活動も一部で活発になってきている。

そこで、こうした子育て支援団体等の地域における子育て機能の総合力を高め、地域の子育て支援活動を積極的に支援するため、平成18年11月に「子育て総合支援センター・みらい」を設置した。

活動の目的・趣旨

「つなぐ」「育てる」「相談する」「あつめて発信する」の4つをキーワードとして子育て支援を実施する。

活動の内容

- (1) 子育て関係組織の連絡調整・情報提供
市町村や子育て支援団体・関係機関等の子育て支援の関係組織によるネットワークを形成し、情報提供・連絡調整を行うとともに、子育て支援情報（機能・行事等）の収集と一元的発信を行う。
- (2) 子育て支援関係者の人材育成
地域の子育て支援に関わる人を対象に、地域の子育て機能の総合力を高めるために研修会を実施する。
- (3) 子育て支援関係者からの専門相談
市町村、子育てサークル等の子育て支援関係者からの相談に応じる。
- (4) 子育て支援についての調査・研究
子育て支援の先進的・効果的な取り組みについて調査・研究を行い、その結果を市町村、子育て支援関係者等に提供する。

今後の課題

変化する子育て支援の実情やニーズを把握しながら、引き続き子育て支援者の支援を行う。



＜妊産婦への支援＞

- 近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化、女性の社会進出等により妊産婦を取り巻く環境は変化し、妊娠・出産・子育てに係る不安や負担が増えてきています。このため、子どもが健やかに生まれ育つための環境を整備することが重要な課題となっています。
妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行い、子育て世帯の安心感を醸造するために、各地域の特性に応じた支援体制の整備を図ります。
- 地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図ります。
- 支援を必要とする妊産婦を早期に発見し、安心して産み育てられる環境整備のため、市町村が実施する妊婦・乳幼児健診、歯科健診、保健指導、妊産婦・新生児訪問指導等が各地域において格差なく適切に行われるよう、市町村母子保健事業の促進を図ります。
- 若年層における望まない妊娠や性感染症の増加、結婚・妊娠・出産年齢の上昇に伴う不妊や不育症に悩む方の増加など、近年、幅広い年齢層に対する支援が求められています。希望する妊娠・出産を実現するためには正しい知識に触れることが大切であるため、保健所で実施する相談窓口やライフプラン教育による知識の普及啓発を促進します。
- 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等治療費、特定不妊治療費、子どもの医療費等に対し医療費助成を行い、安心・安全な妊娠・出産・子育ての推進を図ります。

＜難病患者への支援＞

- 難病患者の多様なニーズに応じた支援のために、難病診療連携拠点病院・難病診療分野別拠点病院での専門医療相談、患者支援団体による当事者相談、保健所での地域密着型相談、県庁での総合調整型相談からなる4つの相談機能の連携強化により、医療費助成や生活等の支援に関する情報提供を行って参ります。
- 徳島労働局と連携し、難病患者の各疾病の特性に応じた就労支援を行い、社会参加へとつながる支援を図って参ります。
- 平成30年度より、徳島大学病院を難病診療連携拠点病院、国立病院機構徳島病院を難病診療分野別拠点病院として指定し、従来からある難病医療協力病院（現在12医療機関）と連携するとともに、できる限り早期に正しい診断ができ、診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることができるよう、難病医療体制の整備や入院治療が必要となった重症難病患者（病状の悪化等の理由により、居宅での療養がきわめて困難な状況となった難病患者）に対し、適時に

適切な入院施設の確保等が行えるように地域の医療機関の連携による難病医療体制の充実・強化を図って参ります。

<がん患者への支援>

- 「がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会」の実現を目指し、がん検診やがん医療に携わる者の知識・技術向上や医療機関の体制整備・強化を図るとともに、がんに関する情報発信やがん患者や家族からの相談支援、緩和ケアの推進を図ります。

<医療的ケアを必要とする子どもへの支援>

- 未熟児や結核児童、身体に障がいのある児童が適切な医療を受け、充実した日常生活や社会生活を営むことができるよう、医療費等の助成を行います。また、そうした子どもの疾病を早期発見・早期治療できるよう、市町村等と連携し支援の充実を図ります。

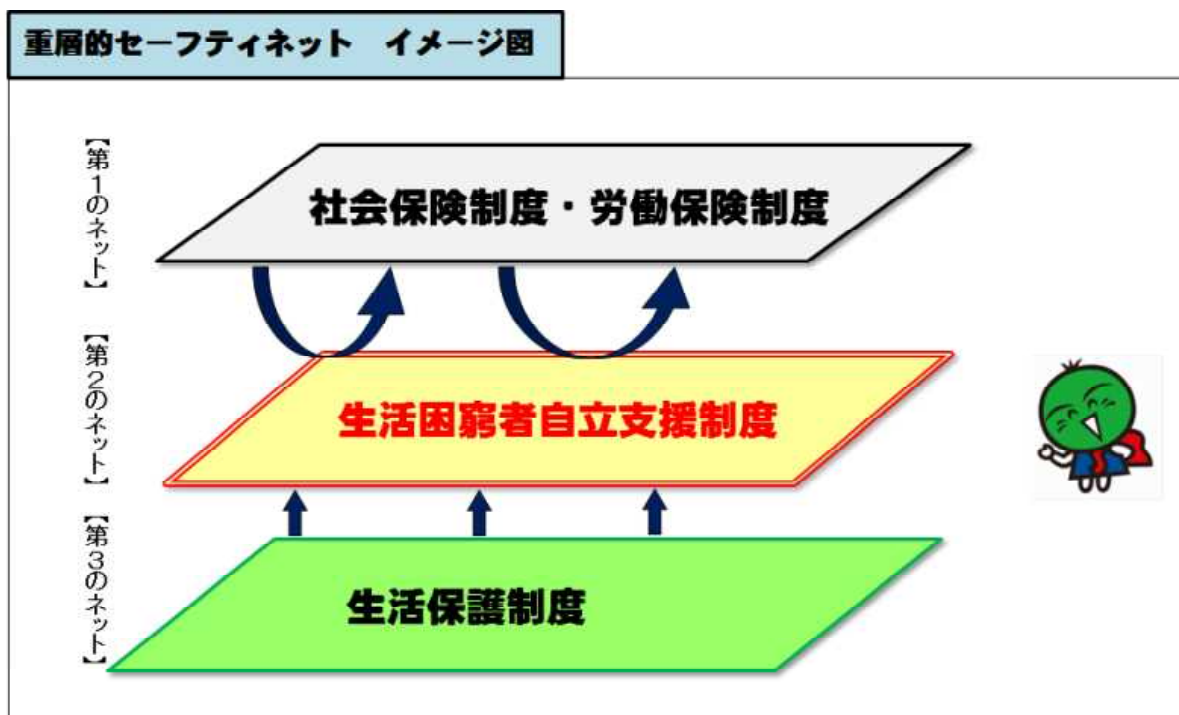
<外国人への支援>

- 「とくしま国際戦略センター」に、英語、中国語対応相談員を配置し、外国人等からの医療や防災、交通情報など様々な生活相談に窓口及び電話等で対応することで、外国人等が気軽に相談できる環境を提供します。

② 重層的セーフティネット機能の構築

- 必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方の下、生活保護の適正実施に努めるとともに、ハローワークと福祉事務所が一体となって、稼働年齢層（15歳～64歳）の生活保護受給者の就労促進を図る生活保護受給者等自立促進事業を推進します。
- 生活保護受給者や、生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ「第2のセーフティネット」として、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため制定された「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）に基づき、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給等、生活困窮者の自立支援に取り組めます。
- 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯が必要に応じて活用でき、多重債務の未然防止や生活保護に至らないためのセーフティネット機能の役割を果たすため、生活福祉資金貸付制度の適切な運用を図ります。また、生活困窮者自立支援制度の利用が必要である場合など、相談者の状況等に応じて、両制度間で連携を図り情報共有をすることで、利用者の負担軽減とともに、効果的な運用を図ります。

- 生活困窮者が生活保護受給に至る前の段階で、早期自立に向けた支援を行う「第2のセーフティネット」として、自立相談支援事業をはじめ、家計相談支援事業、就労準備支援事業の各種事業を推進するとともに、住居確保給付金の支給等、生活困窮者の自立支援に取り組みます。
- 貧困による希望の格差を解消し「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護家庭をはじめ生活困窮家庭、ひとり親家庭へのサポートとして、「家庭訪問による相談事業」や子どもに対する「学習の支援」「高校進学後の中退防止相談」を実施し、家庭の生活改善及び子どもの高校進学・健全育成に取り組みます。



③ 社会的孤立・制度の狭間による困窮者等への支援

- 保健・医療・福祉・教育など様々な分野の関係機関との連携の下、「ひきこもり地域支援センター きのぼり」を設置し、当事者・家族からの相談、当事者グループ活動や家族教室の実施を通して、支援の充実を図ります。また、「ひきこもりサポーター」の養成など、当事者や家族の支援が適切に行える人材を養成し、ひきこもり支援の質の向上を図っていきます。
- 住宅確保要配慮者の増加・多様化が進む中、居住の安定を確保するため、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅の的確な供給に加え、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅として、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）に基づく住宅（セーフティネット住宅）等の供給促進を一体的に進めます。また、空き家等の民間の住宅ストックも有効に活用しながら、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を推進します。

- 刑または保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に収容されている方のうち、高齢又は障がいのため、釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの釈放後に行き場所がないなど、必要な福祉サービスを受けることが困難な方に対し、地域生活定着支援センターが、矯正施設や保護観察所、福祉関係者と連携して、釈放後から福祉サービスを受けられるよう支援等を行います。
- 平成30年度改定の「徳島県自殺対策基本計画（第2期）」に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない”暮らしやすい徳島”の実現」を目指して、自殺対策を推進します。

全ての県民が命の大切さの理解を深め、正しい知識を持つことにより、「社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守る」という姿勢で各種の普及啓発活動を推進するとともに、自殺予防サポーターの養成、地域における心の健康づくりを推進します。

「SOSの出し方」や命の大切さに係る教育、ひきこもり対策といった若年層の自殺防止に係る取組の充実を図ります。

関連する分野の相談体制の整備や関係者の人材養成、連携体制の充実を図るとともに、うつ病の方をはじめとする自殺の危険性の高い人への対策を強化します。

自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、関係機関・団体により構成される「徳島県自殺対策連絡協議会」（平成18年設置）や庁内横断的組織である「徳島県自殺対策推進本部」（平成21年設置）を中心に、市町村、関係機関、民間団体、学校その他の関係者が、相互に有機的な連携を図り、県民総ぐるみによる「自殺者ゼロ」に向けた取組を推進します。

④ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

- 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成19年徳島県条例第14号）に基づき、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を整備する、という考え方から、すべての人が暮らしやすい社会を実現するため、施設の整備、製品の製造、役務の提供及び啓発活動などの取組を推進します。
- 県民、事業者、行政の各主体が連携・協働し、それぞれの役割に応じて、積極的かつ主体的にユニバーサルデザインの普及に向けた取組を実践します。
また、県民及び事業者の意識の高揚及び知識の普及を図るため、ユニバーサルデザインの先駆的・モデル的取組について表彰するなどの啓発活動を推進し、すべての人が暮らしやすい社会の実現を推進します。

- 障がい者や高齢者、妊産婦の方など「歩行困難な方」のために、公共施設、ショッピングセンター、銀行や病院などの出入口に近いところに設置されている「身体障がい者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）」について、利用対象者に「身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）」を交付し、駐車場を設置する施設の協力を得ながら、歩行困難な方々に配慮した環境づくりを推進します。

また、同制度を実施している他府県との利用証の相互利用（平成30年3月末現在36府県1市）により、利便性の向上を図ります。



- 行政機関の窓口においては、障がい者への理解を促進し、合理的配慮の提供に係る指導や情報提供を積極的に行う際にはアクセシビリティへの配慮に努めるなど、行政機関における「心のバリアフリー」を推進します。
- 安全に安心して生活できる住環境の整備を促進するため、県営住宅を新たに整備する際には、ユニバーサルデザインを原則とするとともに、既存の県営住宅のバリアフリー化改修を推進します。
- 住宅セーフティネット法の改正を踏まえ、セーフティネット住宅の登録の促進や登録住宅の設置者等に対する指導監査を行います。

⑤ 福祉とまちづくりを結びつけて推進する事業

- 人口減少や高齢化、基幹産業の低迷などにより、地域活力が低下している地域、特に過疎地域などにおいては、従来の経済概念にとらわれない「共助」や生きがいづくりなど、地域の活性化につながる新たな取組を支援する必要がある。地域住民が、地域の人材、ノウハウ、施設、資金などの資源を活用して行う経済活動や、地域の問題解決に向けた活動を事業のかたちで展開する「コミュニティビジネス」などの取組を促進します。

重点課題② 地域住民等との連携・協働による共に支え合う地域づくり

【現状と課題】

1 住民等の参画による地域づくりについて

「地域の暮らし」は、家族同士の助け合いや地域住民のつながりにより支えられてきたところですが、少子高齢化や人口減少の急速な進行等を背景に、人と人とのつながりが弱まり、「社会的孤立」や「制度の狭間」などの生活課題が浮き彫りとなっています。こうした状況は、都市部に限らず、過疎地域においても同様で、地域社会の維持さえ難しい状況になっています。

こうした中、複雑で多様な課題の解決に向けては、「声なき声」に耳を傾け、地域で生活する人にしか見えないニーズをひろいあげれるよう、公的制度の充実に加え、人と人とのつながりを育み、支え合う取組を推進することが重要です。

また、人と人との関係は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるものではなく、ある時は「支え手側」、ある時は「受け手側」として相互に支え合うものであり、地域における「きずな」を確保し、地域住民等による「互助」の力、地域力の向上に向けた取組を推進する必要があります。

様々な課題は、地域を知り、地域の強みをどう活かしていくか、創造的な解決を図る機会となり、就労・活躍の機会を提供する資源ともなります。

地域の課題解決の鍵は地域にあり、そこに集う住民やボランティア、NPO法人、自治会等多様な主体が参画し、「どのような地域に住みたいか」共に考え、地域生活課題を把握・解決を試みる仕組みづくりが必要です。

2 住民参加活動について

社会・経済活動の基盤である「地域」には、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会、老人クラブ、ボランティア団体、企業等様々な団体が多様な活動を行っています。また、地域住民も相互に交流し、日常的な声かけや助け合いが行われています。

一方で、町内会等では、参加率の低下や担い手の高齢化等による活動の停滞が懸念されており、ボランティア団体の活動支援や地域活動への参画が難しい方との新たな関係の構築、さらには高齢者や障がい者の社会参加の促進等が求められています。

【主要施策】

(1) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握・解決できる環境の整備

「地域住民等」とは、地域住民だけではなく、社会福祉法人等の事業者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、婦人会、ボランティア等地域に関わる幅広い関係者が含まれ、これまでも、様々な活動が実施されています。

活動が地域に根付いていくことは、地域の現状や将来に関心を持つきっかけとなり、課題解決の糸口となります。

① 住民参加活動の促進

- 地域の中で何らかの支援を要する人を見守り、その人の生活上の課題を発見し、支援するとともに、必要に応じて行政によるサービスが受けられるようにするため、「見守り」、「発見」、「つなぎ」のネットワークが機能するよう支援し、その活用を図ります。
- 地域福祉を推進する大きな柱である「地域福祉支援計画」は、市町村が地域で行う取組の方向性や基本的な考え方を示したもので、住民や福祉関係者等の参画により、地域の生活課題を把握し、どのような支援が必要か、関係者の創意と工夫により具体化するなど策定のプロセスを活用することが有効であり、市町村が実施する福祉施策の推進や計画策定等を支援します。

② 民生委員・児童委員活動の充実

- 民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手として、行政とのつなぎ役として住民に寄り添い、地域住民個々の福祉ニーズに応じた、効果的な助言やサービス利用につなげていくなど重要な役割を担うことが期待されています。福祉事務所などの関係行政機関の業務への協力、社会福祉施設等の関係機関や団体との連携の強化を図ります。
- 各地区の民生委員児童委員協議会における定例会など、相談支援活動を情報共有し話し合う「仲間と学び合う研修」や、県が実施する対象別（新任・中堅・会長）研修、地域の課題にあわせた独自研修など「参加して学ぶ」研修等、相談内容が多様化・深刻化する中、民生委員・児童委員がよりの確な相談・援助が行えるよう、必要な知識や援助技術を習得するための研修の充実を図ります。
- 民生委員・児童委員が活動を行う上での課題を拾い上げられるよう、円滑な活動が行える環境づくりを進めます。

③ 主任児童委員活動の充実

- 主任児童委員は、児童福祉に関わる機関と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助及び協力を主な職務としています。
地域担当の民生委員・児童委員を援助しながら深刻化している児童福祉問題に取り組めるよう、必要な知識や援助技術を習得するための研修を充実します。

④ 社会福祉協議会との連携・協働と活動支援

ア 市町村社会福祉協議会への支援

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、住民にもっとも身近なところで地域福祉を推進する団体として、高齢者や障がい者の在宅生活を支援するために各種福祉サービスを実施するほか、多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

また、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有し、多くの方々の協働を通じて地域の最前線で活動しています。

制度に基づく福祉サービスとしては、「生活困窮者自立支援事業」や「日常生活自立支援事業」、「生活福祉資金貸付事業」等の利用に関する相談及び利用手続、訪問介護や配食サービスなどがあり、制度に基づかない取組としては、地域のボランティアやNPO等と協力して行う社会活動のほか、ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、さらには、小中高等学校における福祉教育の支援等広範にわたり、地域の福祉活動の拠点として重要な役割を果たしています。

一方、過疎化・少子化が進行する中、地域力の低下を防止するため、小地域におけるきめ細かな福祉活動の推進や地域の活性化を図っていくことが重要となっています。

今後は、自らの民間性や先駆性を活かしながら、地域の取組にも積極的に関わる中で真のニーズを把握していくとともに、地域のあらゆる社会資源を調整し的確につなげていくなど、地域福祉推進の中心的な担い手としての活動が大いに期待されています。

- 行政計画としての「市町村地域福祉計画」と整合して、地域住民等の活動計画としての「地域福祉活動計画」が策定されるよう、市町村社会福祉協議会を支援します。
- 地域住民のニーズに対応したきめ細かな相談対応などの個別支援及び生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援など、地域における福祉のきずなを強めるための活動を行う市町村社会福祉協議会職員のスキルアップに向けた取組を行います。

イ 県社会福祉協議会への支援

県社会福祉協議会は、広域的見地から事業の企画・実施、住民参加への援助、調査・普及・宣伝などに関する各種事業をはじめ、社会福祉従事者の養成及び研修、社会福祉事業の経営に関する指導・助言など、市町村社会福祉協議会や関係福祉団体と連携を図りながら、本県の地域福祉を推進していく中核的な担い手としての役割を果たしています。

また、徳島で生まれ、ボランティア活動方法を確立させて全国へと広がった「善意銀行」の開設に象徴されるように、本県のボランティア活動の推進に大きく寄与し、利用者と提供者との対等な契約利用制度、利用サービス評価や苦情解決対策など新たな仕組みが導入された社会福祉法への改正後においても、高齢者・児童・障がい者福祉の推進、地域福祉の推進に積極的に取り組んできました。

今後は、住民の福祉課題や生活課題の解消又は緩和に向けて、個別の活動と併せて、生活福祉資金等貸付事業や生活困窮者自立支援事業をはじめとする諸事業を適切に組み合わせた支援を行うことで、セーフティーネットの重層化の一翼を担うとともに、社会情勢や福祉を取り巻く環境の変化を見極めつつ、社会福祉に関わるさまざまな施策や制度を、当協議会活動にいかにつなげ、効果的に実施していくかが重要となってきます。

さらには、地域住民の多様な生活課題に的確に対応できる新たな支え合いの仕組みを構築していくため、当協議会が行政はもとより福祉関係者や住民ボランティアなどと協働し、より専門性の高い事業を展開していくことが期待されます。

- 市町村社会福祉協議会との協働で実施する事業や諸活動が円滑かつ効果的に実施されるよう支援します。
- 福祉従事者の人材確保や資質向上をはじめ、社会福祉関係団体との連携、福祉サービス利用者への適正な提供などにより、県社会福祉協議会が本県の地域福祉を強力に推進できるよう、その体制の充実や諸事業の効果的な展開を支援します。

⑤ 社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。
各法人がその専門性と地域における信頼を生かしながら、創意工夫をこらし、地域における多様な福祉ニーズに対応した公益的な取組が推進できるよう支援します。

⑥ 福祉関係団体との連携

- 県下のそれぞれの地域においては、生協や農協等の協同組合や企業などさまざまな団体が、福祉以外の目的も含め多様な目的をもって存在しています。
その中でも、地域福祉の推進を目的とする徳島県共同募金会や徳島県福祉基金などの団体や、障がい者や高齢者等の社会的な支援を必要とする人やその家族が組織する当事者だからこそ提案できる意見を持った団体や、社会福祉事業を営む団体との連携を図ることは重要です。

ア 徳島県共同募金会との連携

- 共同募金は、住民相互の助け合いを基調に、民間福祉活動を支える主要な財源として大きな役割を果たしています。赤い羽根共同募金のPRへの協力など、県共同募金会と連携し、募金活動の活性化を促進します。

イ 徳島県福祉基金の助成事業の支援

- 地域福祉の課題解決に寄与する事業に助成する県福祉基金の活動を支援します。

ウ 老人クラブへの支援

- 老人クラブは、約3万7千人の会員を擁する県内最大の高齢者組織であり、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動（グラウンド・ゴルフや民踊、手芸など）を行うほか、清掃活動や、子ども達の登下校時における見守りパトロールなど、地域を豊かにする社会活動にも取り組んでいます。地域の担い手が減少する中、高齢者も地域を支える主役として活躍していただくことが重要であり、地域の担い手として欠くことのできない老人クラブを支援します。

エ とくしま“あい”ランド推進協議会との連携

- とくしま“あい”ランド推進協議会と連携して、スポーツやボランティア活動等の組織づくりや仲間づくり、地域福祉のリーダー養成など官民挙げた取組を推進します。

オ その他

- 障がい者団体をはじめとする当事者団体や社会福祉施設を運営する団体等、福祉関係団体との連携を強化していきます。

(2) 地域におけるきずなの確保

① 地域福祉活動の推進

- 地域に関わる生活課題の早期把握と解決に向け、班、組といった近隣の単位での見守り等の活動、県内各地において、多様な主体が交流し、生きがいと健康づくりを行うサロン活動、防犯・防災活動や支え合いマップの作成、小学校区・中学校区における子育てサークルや放課後の子どもサポートなど、お互いにしっかりとつながりを持てる環境のもとで、多様な地域福祉活動の展開を推進します。

社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員、町内会、自治会、婦人会、ボランティア等の協力のもと、地域住民が活動の主体となり、高齢者や障がい者、子育て中の親などの閉じこもり、ひきこもりの防止を主な目的としてサロン活動を行っています。

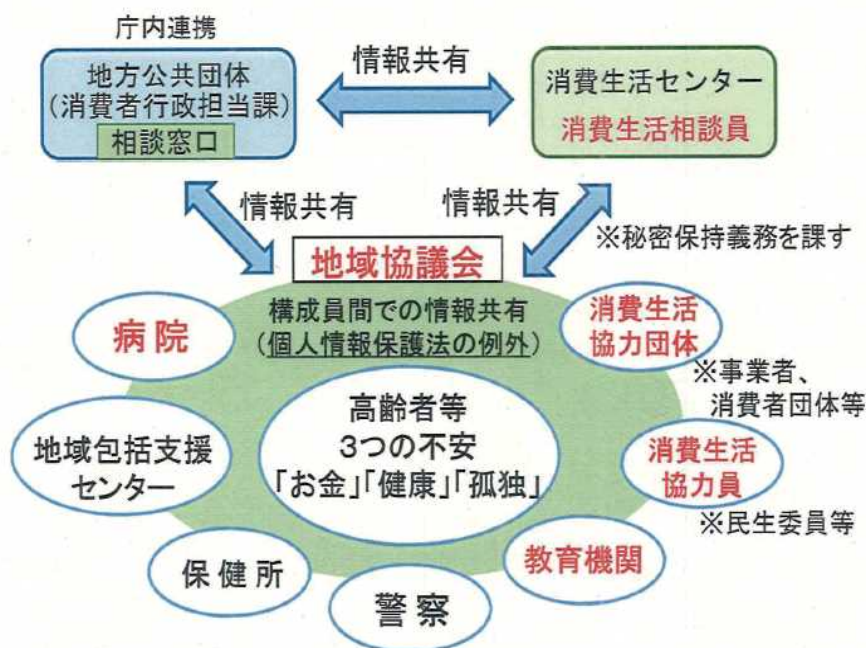
- 認知症の人と家族が地域住民や専門職等と相互に情報を共有し、悩みの相談に応じてもらえる場である「認知症カフェ」の設置を民間団体と連携を図りながら促進します。
- 障がい者や高齢者、子どもなど、地域のあらゆる人が集い、それぞれが持つ悩みや経験を共有し、さらには集まった方々がサービス提供の担い手にもなることで多様な生活・福祉ニーズに幅広く対応する「徳島県版ユニバーサルカフェ（多世代交流・多機能型）」を推進します。
- 多様な地域福祉活動が、それぞれの地域の実情に合わせて県内全域に展開され、地域コミュニティが活性化していくよう支援します。

② 地域における見守りの推進

- 地域を単位とする老人クラブでは、ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消と安否確認を目的とした「友愛訪問活動」に取り組んでいます。これは高齢者が高齢者を見守る試みとして本県から全国に広がったボランティア活動で、地域の絆づくりにも貢献する重要な取り組みであり、表彰制度の運用等により更なる活性化が図られるよう支援します。
- 日常業務において、ひとり暮らし高齢者等と接する機会の多い民間団体との「高齢者等の見守り活動に関する協定」締結などにより、地域の実情に応じたよりきめ細かな高齢者の見守り体制の充実・強化に取り組めます。

- 高齢者や障がい者など、消費生活上特に配慮を要する消費者に対する取組として、消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」を平成31年度末までに全市町村に構築することにより、地方公共団体及び地域の関係者が連携して、日頃から高齢者等の消費生活や健康、安否などに気を配り、何かあれば関係機関へつなぎ支援する仕組みを整備していきます。
- また、平成29年12月20日に「とくしま消費者見守りネットワーク」（県版見守りネットワーク）を設立し、市町村での見守りネットワーク構築を支援するとともに、消費者被害の現状や対策等に関する情報収集・分析や、関係機関・団体による啓発・消費者教育への支援を行います。

【「見守りネットワーク」における地域の連携イメージ】



出典：消費者庁作成資料

重点課題③ 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり

【現状と課題】

1 利用者の権利擁護について

高齢者、障がい者、児童に対する虐待は、個人の尊厳を著しく害するものであり、自立や社会参加を妨げます。件数は増加の傾向にあり、深刻化するケースもあるため、虐待の未然防止、早期発見、支援体制の整備等、更なる取組を推進する必要があります。

また、認知症高齢者をはじめ、知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分でない方々が身近な地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助、金銭管理などの日常生活の支援や財産を保護する「成年後見制度」の適正な利用を促進していく必要があります。

そのためには、まず、適切な情報やサービスを提供する相談窓口や苦情対応機関の設置等必要な支援が行える体制を整備する必要があります。

サービス利用者が真に事業者と対等の立場に立ち、安心してサービスを受けられるようにするため、サービス利用者の権利・利益の保護が一層重要な課題となっています。

2 福祉サービスの質の確保について

福祉サービスを提供する事業者が自らのサービス水準を点検し、改善を行い、また、利用者が自分にとってふさわしいサービスを選びやすくするためには、サービス評価の実施や、利用者への情報開示を進めていくことが重要です。

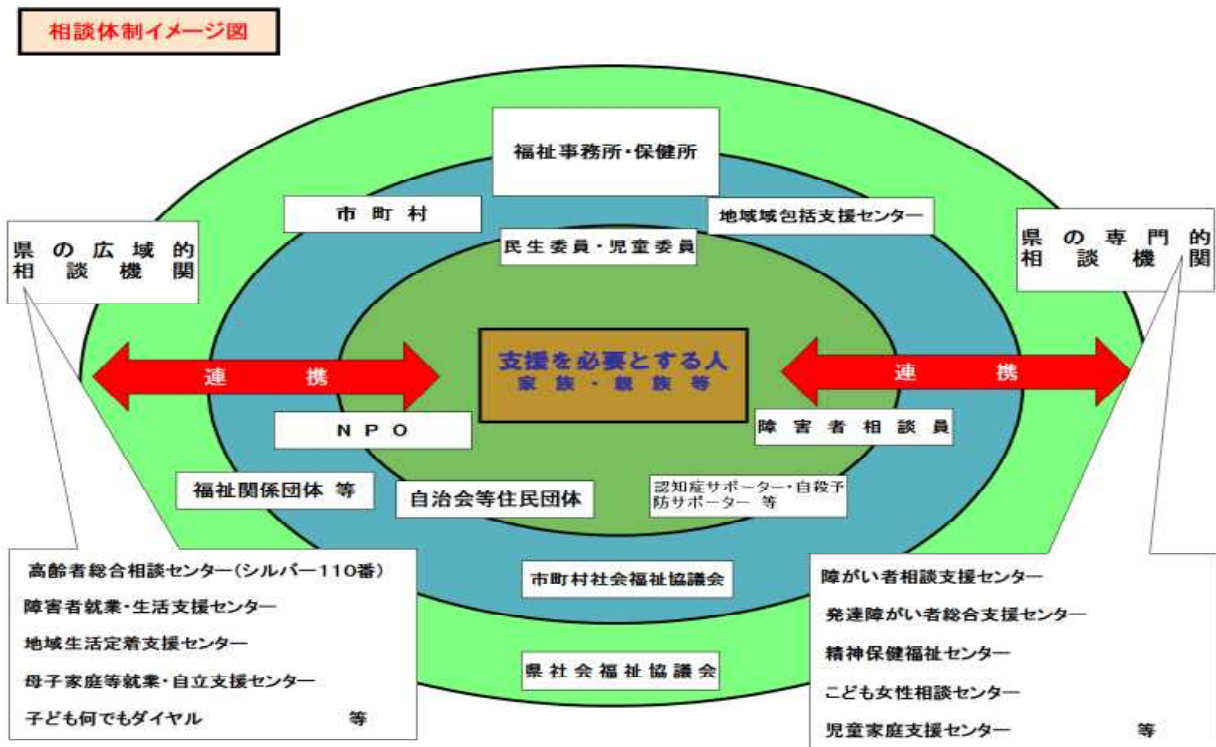
また、こうした事業者による自主的な取組と併せて、サービスの質や事業の適正な運営を確保する観点から、福祉サービス評価事業や指導監査などにより、健全な事業運営のための支援や指導を行っていくことが必要です。

【主要施策】

(1) 福祉サービス利用者の権利・利益の確保

① 福祉に関する情報提供・相談体制の充実

- 身近なところで支援を受けることができる相談窓口の周知に努めます。
- 地域住民に身近な立場で、情報提供と相談体制の整備・充実に努めます。
- 県設置の各種相談窓口の専門性向上と関係相談窓口間の連携強化を推進します。



② 苦情解決体制の整備

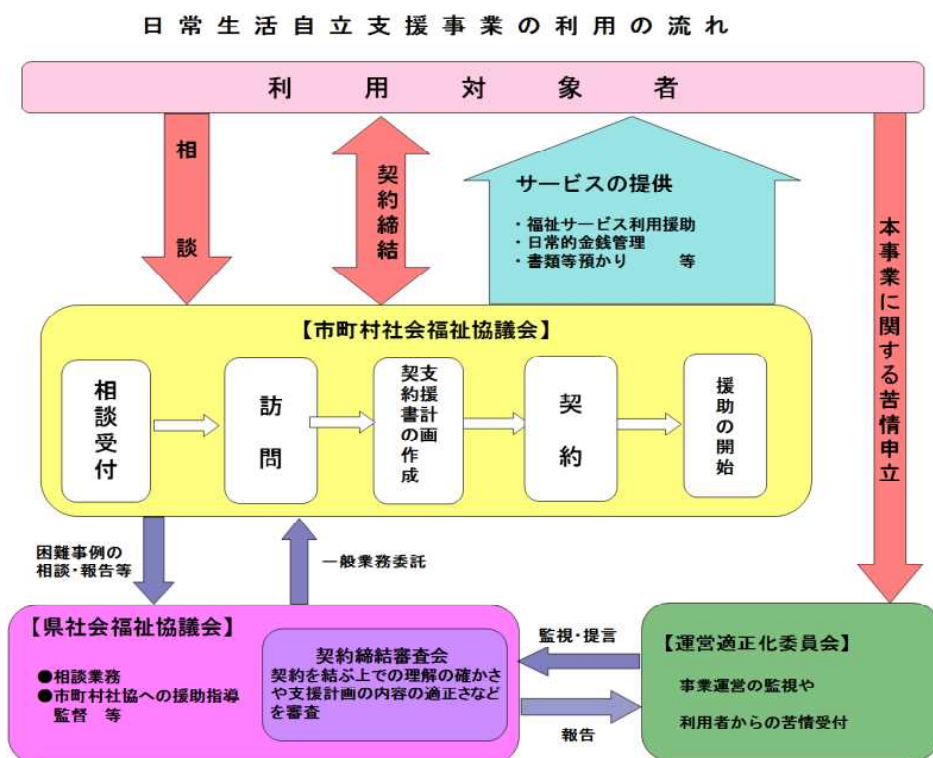
- 利用者の福祉サービスに対する満足感を高め、利用者の権利を保護する上で、苦情解決への取組は重要な課題となっています。

社会福祉法において、各事業者は、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととされ、苦情解決責任者及び苦情解決担当者の選任や第三者委員の設置が指針として示されています。また、利用者と事業者の間では解決困難な事案を処理したり、利用者からの申出に基づいてあっせん等を行う徳島県運営適正化委員会が県社会福祉協議会に設置されています。さらには介護保険法により、事業者に対する調査・指導・助言を行う苦情処理機関として国民健康保険団体連合会が位置づけられています。

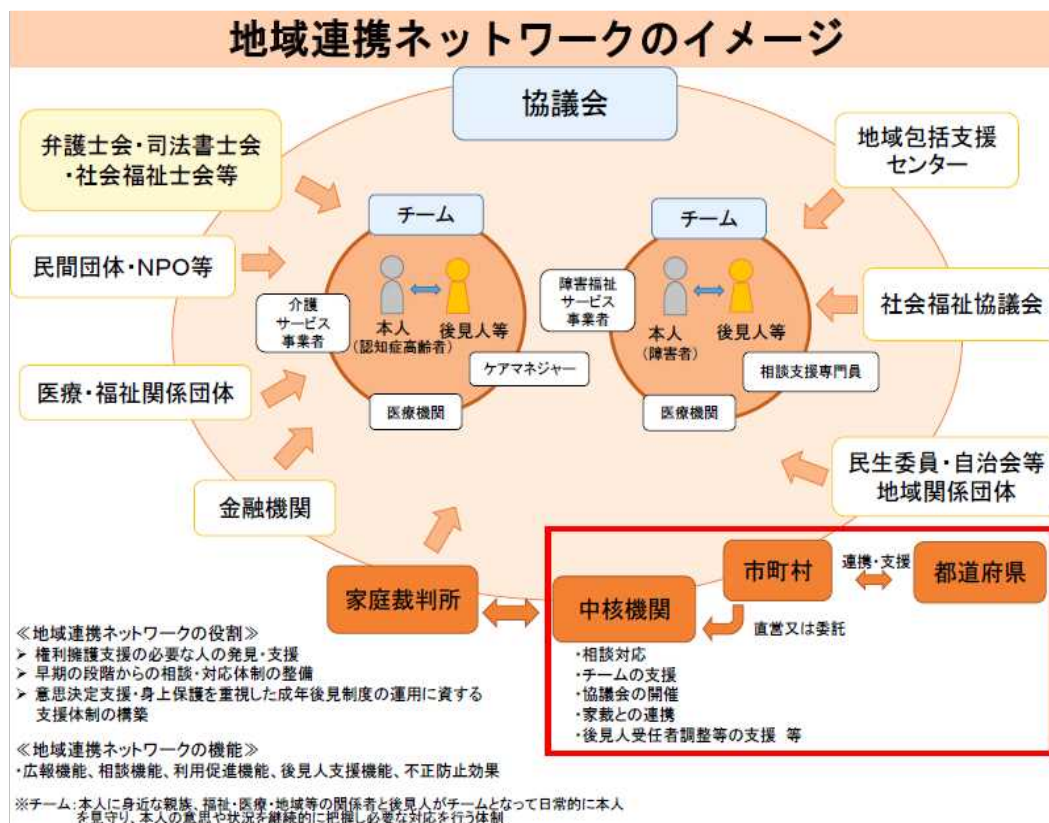
- 利用者及び事業者に対する広報・啓発を行い、苦情申しやすい環境を醸成するとともに、苦情解決が円滑に図られるよう、県社会福祉協議会や国民健康保険団体連合会の苦情解決体制への支援を引き続き行い、利用者の満足度の向上とともに虐待防止対策等を講じるなど、利用者の権利擁護や、よりよい福祉サービスの実現に向けた仕組みの整備に努めます。

③ 権利擁護の推進

- 認知症の方を地域全体で支えていくため、「県認知症高齢者見守りセンター」において、認知症の人やそのご家族の応援者である「認知症サポーター」を養成したり、認知症等に起因して行方不明になった場合においても早期発見につながるために広域的な連携体制を構築するなど、認知症対策に取り組みます。
- 障がい者の権利擁護・虐待防止に取り組むため、「徳島県障がい者権利擁護センター」において、障がい者の権利擁護・虐待の未然防止や早期発見等の取組を一層推進します。
- 権利擁護や成年後見制度に関する相談・申立て支援や市民後見人の育成等地域における権利擁護の包括的な支援を行う「とくしま権利擁護センター」（徳島県社会福祉協議会設置）の取組を支援します。
- 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分である場合でも、本人の人権が守られ、安心して地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助等を実施する日常生活自立支援事業の周知及び利用促進等各種支援の充実に努めます。



- 認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加、障がい者の長期にわたる支援が必要な中、本人の意思を丁寧にくみ取りその生活を守るため、財産の管理のみならず意思決定支援や身上監護にも配慮した成年後見制度の利用を促進します。
- 家庭裁判所や社会福祉協議会、関係機関等と連携し、保健・医療・福祉に司法も含めた「地域連携ネットワークの構築」等市町村の取組を支援します。
- 市町村職員等への研修会や情報交換会等を実施し、関係者の資質の向上及び市町村や家庭裁判所等との連携を支援します。



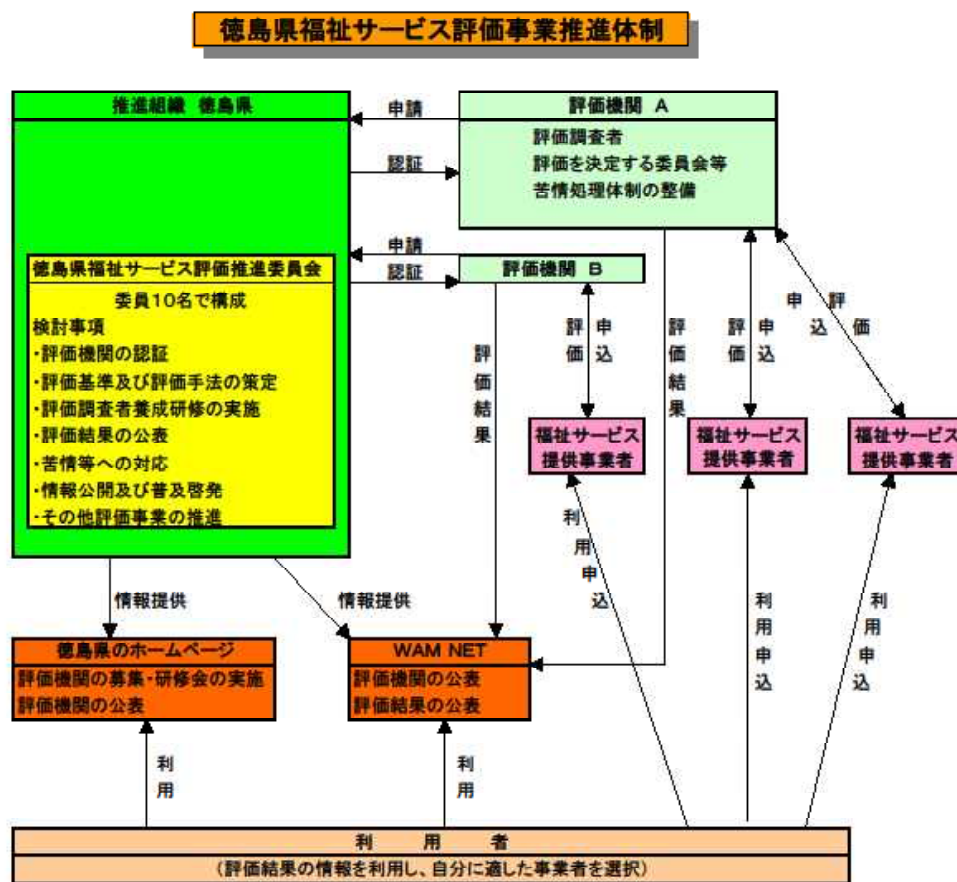
資料:厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況」

(2) 福祉サービスの質の向上への取組

① 福祉サービス評価の推進

- 社会福祉法において、サービスの自己評価を行うことが事業者の努力義務として規定されています。自己評価を実施し、自らのサービスの水準を点検し、その結果に基づき改善を行うことにより、サービスの質の向上が期待されることから、事業者によるサービスの自己評価の取組を推進します。また、適切な自己評価が行われるよう、評価基準の提供等必要な支援を行います。

- 福祉サービス事業者が、現状のサービス水準や課題等の把握に努め、サービスの質の向上に結びつけていくため、公正中立な第三者機関が専門的かつ客観的な視点からサービス内容等を評価する、福祉サービス第三者評価の受審を促進します。また、その結果を公表することにより、利用者が適切なサービスを選択できるように支援します。



② 法人等の情報開示の促進

- 多数の事業者が提供するサービスの中から、利用者が自分にとって最適なサービスを選択するために必要な、事業者の特性やサービス等に関する情報について積極的に情報公開を行うよう、社会福祉法人等の事業者に対して指導・助言を行い、サービスを利用しやすい環境整備に努めます。
また、法人の現況や財務等の情報についても、広く一般の方が閲覧できるようインターネットによる開示を推進します。

③ 指導監査等の充実

- 県は、社会福祉法及び関係法令等の規定や基準に基づき、事業者や施設に対して指導監査を実施し、運営等に問題がある場合は改善指導を行うなど適正な指導を行うとともに、利用者の立場に立った健全な事業運営への支援となるような指導に努めます。

重点課題④ 地域福祉の担い手づくり

【現状と課題】

1 生涯にわたる福祉意識の普及について

地域福祉を推進するためには、その担い手である地域住民一人ひとりが、福祉に対する正しい理解と深い認識を持つことが重要です。そのためには、幼少期から高齢期まで生涯にわたって、多様な実践を交えた計画的な教育、学習の機会の提供や広報啓発を行っていく必要があります。

2 福祉に従事する人材の養成・確保と資質向上について

少子・高齢化や核家族化の進行等に伴い、今後の福祉ニーズはますます増大すると想定され、福祉の現場を支える看護職員、介護職員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士などの福祉人材について、引き続き人材養成に努めるとともに、福祉職場のイメージアップや、就業促進を行っていく必要があります。

また、質の高い適切な福祉サービスを提供するため、現場で働く福祉職員に対して、高度な専門性や幅広い知識、実践力を身につけて頂くため、各種研修を通じて、資質向上を図っていく必要があります。

3 多様な福祉の担い手について

複雑・多様化する福祉ニーズに対応するためには、福祉の担い手にも従来の枠組みを超えた多様化が求められます。

従前からの地域福祉の担い手である社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体等に加え、社会福祉法人、民間事業者等、多様な組織の地域福祉活動への参画を促進していくことが重要です。

【主要施策】

（１）福祉意識の普及啓発

- 地域の中には、子どもや高齢者、障がい者など、何らかの支えを必要とする人々が生活しています。幼少期からの福祉教育の推進、地域の協働による活動やボランティア活動を通じ、「福祉への理解や関心」を、ライフステージを通じて高めていきます。
- 具体的に体験しながら、どうすれば地域が住みよいものになるかを考え、支援を必要とする人々と同じ目線で考える機会として、各種講座やフォーラムの開催等を推進します。

（２）福祉教育の推進

- 福祉の心を持つ人づくりを進めていくために、子どもの頃から福祉を身近なものとしてとらえ、様々な体験活動を通して理解を深めながら、本格的な福祉活動に参加するきっかけを与える取組を推進します。
- 福祉教育を地域に根付かせるため、住民、社会福祉施設、社会福祉協議会、行政等が協働し、誰もが福祉活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 地域全体で福祉への理解を深めるため、小・中・高校・大学と地域や社会福祉法人等との協働による福祉活動やボランティア活動を促進します。

（３）福祉に従事する人材の養成・定着・確保と資質の向上

① 福祉人材の養成・定着・確保

- 今後のサービス必要量を見据え、必要な人材が確保できるよう、県内におけるあらゆる関係機関・団体との密接な連携により福祉人材の養成を図るとともに、福祉サービス事業への新規求職者の就業や就業経験を有する方の再就業を支援します。
特に介護分野においては、将来必要となる介護人材の需要数・供給数を推計し、長期的な視点で介護人材の育成・確保対策を図ります。
- 専門性の高い福祉・保健・医療従事者の養成を推進するため、各種県内養成機関を支援します。
- 介護福祉士の養成施設で修学する者への修学資金の貸付等の実施のほか、保育士資格の取得を支援するため、養成施設の受講料等や保育所等における職員代替に伴う雇上費に対する支援を行います。

- 介護の仕事から、周辺業務を切り分け、介護助手（シニア）に担って頂くことで、介護人材の確保や労働環境の改善等を図る仕組み「徳島県版『介護助手』制度」（平成29年度創設）の普及・定着を図ることにより、シニアの介護現場への新規参入や生きがいと健康づくりを促進します。

事例紹介

徳島県版「介護助手」制度 (徳島県・徳島県社会福祉協議会)

活動開始の時期

平成29年4月

活動開始の経緯

高齢化の進行に伴い、今後、介護需要の増大が見込まれており、介護人材の不足が懸念される一方、平均寿命の延伸に伴い、元気なシニアは増加している。

そこで、介護の仕事から、周辺業務を切り分け、介護助手（シニア）に担って頂くことで、介護人材の確保や労働環境の改善等を図る仕組み「徳島県版『介護助手』制度」を創設した。

活動の目的・趣旨

- ・ 介護人材の確保（新規参入促進）
- ・ シニアの生きがいづくり

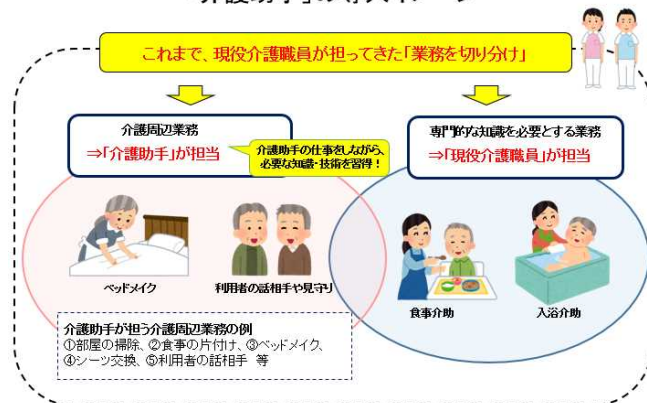
活動の内容

- ・ 身体的な負担が少ない介護周辺業務（部屋の掃除、食事の片付け、利用者の話相手など）を担って頂くことにより、シニアの介護現場への新規参入促進を図る。
- ・ 介護の新たな担い手の創出により、「介護現場の負担軽減」や「離職防止」、現役介護職員が専門業務に専念することによる「サービスの質の向上」を図る。
- ・ シニアにとっても、介護の「知識・技術」が習得できるだけでなく、「生きがいや健康づくり」、「介護予防」など、多方面の効果が期待できるものであることから、広く介護現場への普及・定着を図る。

今後の課題

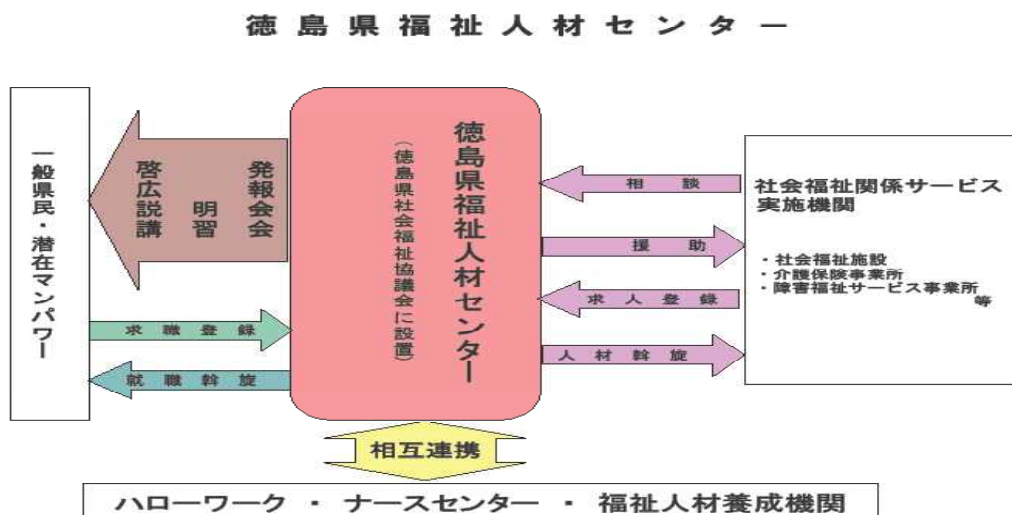
- ・ 実状やニーズを確認しながら、県内介護施設・事業所に対し、制度の普及・定着を図る。

「介護助手」の導入イメージ



② 福祉人材センターの活用

- 県では、福祉人材の確保を図るため、県社会福祉協議会を徳島県福祉人材センターとして指定し、運営しています。同センターにおいては、福祉職場への求人・求職の斡旋、紹介などを行う無料職業紹介事業、就職面談会の開催や福祉の職場体験の機会提供等を行っています。
- 利用者や求職者が就職情報等、福祉に関する必要な情報が得られるよう、インターネット等を活用した情報提供を充実します。
- 福祉職場への就業を促進するため、県内の福祉関係養成校、職能団体、ハローワーク、行政等との情報交換や連携、福祉人材に関する情報提供等を行い、福祉人材センターの機能強化に努め、人材の就業促進を推進します。
- 福祉人材センター内に「保育士・保育所支援センター」を開設し、保育士の確保に向けた取組を推進します。



③ 福祉人材の資質向上

- 福祉サービスに従事する者の職種や経験の程度に応じた体系的な研修を実施します。

④ 魅力ある職場づくり

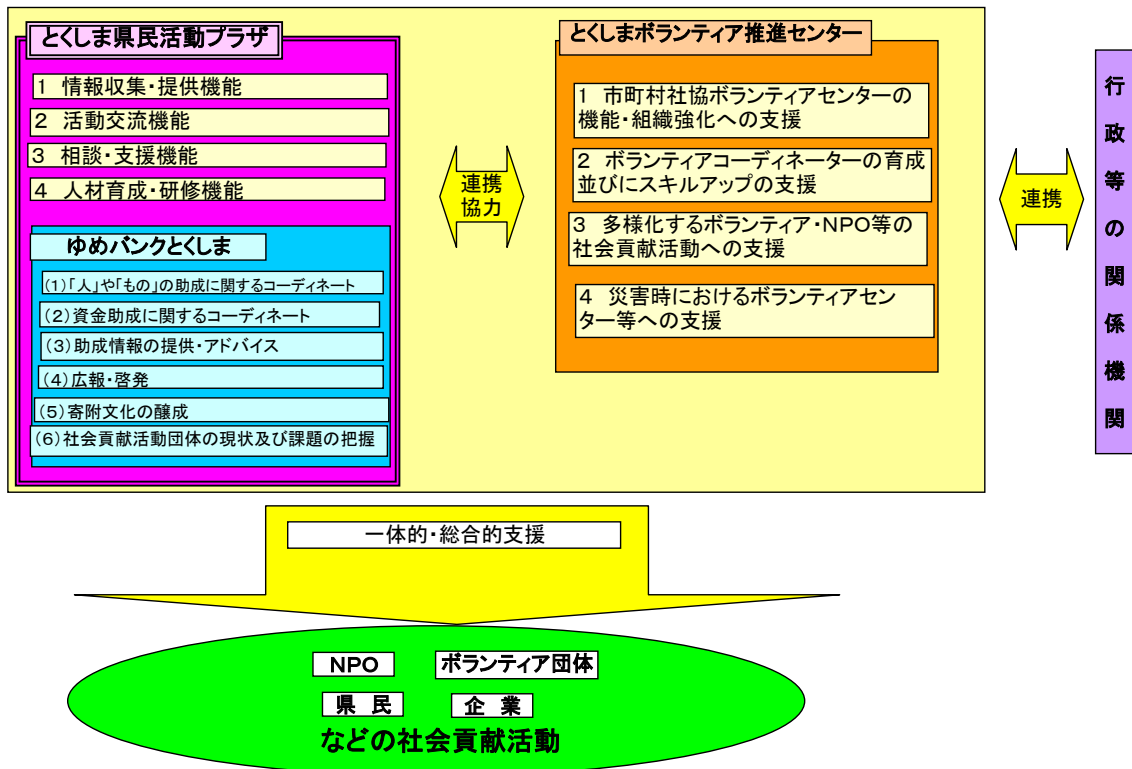
- 福祉・介護分野の活性化に向けて、福祉職場のイメージアップ、介護用ロボット器機の導入促進など、魅力ある職場づくりを推進します。

(4) ボランティア・NPO育成と活動支援

① 活動支援拠点の整備・充実

ボランティア活動支援拠点においては、県民の理解の促進、情報の提供、人材の育成、交流・連携の促進を総合的に推進できる機能を整備する必要があります。本県には、ボランティア活動団体の活動支援拠点として、とくしま県民活動プラザやとくしまボランティア推進センターがあります。

とくしま県民活動プラザ



- 参加と協働による地域づくりを推進するため、とくしま県民活動プラザを拠点として、県民による社会貢献活動に対する総合的な支援を行います。
- 「ゆめバンクとくしま」を通して、県民等からの寄附により社会貢献活動を支援する仕組みをつくり、寄附文化の醸成を図ります。
- 夢と活力でにぎわうまちづくりを進めるため、NPOの立ち上げから自立までを支援します。
- とくしまパートナーシップを推進するため、地域の課題解決や活性化の担い手であるボランティア、NPOなど社会貢献活動団体等との協働事業の拡大を推進します。
- とくしまボランティア推進センターでは、インターネットなども活用して利用者ニーズを把握しながら機能充実を図るとともに、国際交流、青少年の健全育成、男女共同参画などの各分野において設けられている他の拠点施設や各市町村のボランティアセンター等との連携を推進していきます。

② ボランティアの育成

- 県内のボランティア活動やNPO活動等を積極的に行っている個人や団体が加入し、広く県下に社会貢献活動を普及するための取組を行っている徳島県ボランティア協議会と連携して、ボランティア活動の普及・啓発を推進します。

- ボランティア活動への住民参加を促進するため、婦人団体、自治会をはじめとする地域に根ざしたボランティア活動を実施している団体や民間企業などと連携して、身近なところでのボランティア活動を体験できる機会を拡充します。
- ボランティア活動が自立した活動として継続的に行われるよう、専門的な研修等を行うことにより、高度な知識・技術を有する人材やボランティア活動についての適切なアドバイス、コーディネートが行える人材を育成します。

③ 手話通訳者等の養成・確保

- 障がい者の円滑なコミュニケーションを支援し、社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記者、音訳・点訳奉仕員など障がい者のコミュニケーション支援ができる人材や、外出や移動を支援するガイドヘルパーの養成と確保に努めます。

(単位：人)

区 分	平成29年度登録者等数
手話通訳者	66
要約筆記者	16 (応用課程)
盲ろう者向け通訳・介助員	76
点訳奉仕員	267 (応用課程)
音訳奉仕員	288 (応用課程)
ガイドヘルパー	44 (平成29年度受講者数)

(5) 地域福祉活動を推進する組織・人材づくり

① 地域福祉活動を推進する人材の育成

- 身近な地域での相談・見守り・支援等の地域福祉活動を推進するリーダーとなる人材を育成します。

(単位：人)

区 分	平成29年度養成者数
介護予防リーダー	1,296 (累計)
生きがいづくり推進員	843 (登録者)
認知症サポーター	75,949 (累計)
自殺予防サポーター	4,629

② 多様な組織の地域福祉活動への参画促進

- 従前からの地域福祉の担い手である社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体に加え、施設を運営する社会福祉法人や民間事業者についても、災害発生時における福祉避難所としての協力や、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業（中間的就労）の実施等を通じて、地域福祉活動への参加を促進します。

重点課題⑤ 災害に強い福祉のまちづくり

【現状と課題】

1 社会福祉施設等について

近年、高齢者や障がい者など自ら避難行動を取ることが困難な要配慮者が多数入所する社会福祉施設において、地震や津波、台風・豪雨等による大規模な災害により大きな被害が発生しています。

本県には、1,800近い社会福祉施設等がありますが、それぞれの施設において、地震や台風など自然災害に対する利用者の安全・安心対策に万全を期す必要があります。特に、今後高い確率で発生が予想される「南海トラフ巨大地震」による津波・浸水被害が想定される地域に位置する施設では、避難場所や避難経路の確保をはじめ、避難訓練、防災教育の見直しなど、最新の被害想定等を踏まえた地震津波対策を講じることが求められています。

また、台風や豪雨等で土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害が発生する恐れのある「土砂災害警戒区域」や「土砂災害危険箇所」に位置する施設においては、立地条件や施設周辺の再点検、情報収集体制や関係機関との連携など、施設利用者や職員等の安全対策をより一層図っていく必要があります。

2 災害時における要配慮者への支援について

災害対策基本法に基づく、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児などの災害時の避難に支援が必要となる避難行動要支援者への支援体制整備に取り組んでいます。

各市町村では、災害発生時に備え、避難行動要支援者名簿を平常時から作成し、「民生委員・児童委員」や「自主防災組織」等の地域の避難支援関係者と情報を共有するとともに、避難行動要支援者一人ひとりについて、「誰が避難を支援するか」「どこに避難するか」「どうやっていつ避難するか」を、あらかじめ定めておく「避難支援プラン（個別計画）」の作成が求められています。

災害時要援護者一人ひとりの大切な命を災害から守るため、行政と地域が一体となって支援する体制づくりを一層促進し、「自助」「共助」「公助」の強化を図っていく必要があります。

3 福祉避難所について

高齢者、障がい者、妊産婦等の要配慮者は、一般の避難所での避難生活を送ることが難しいため、耐震、耐火構造を備え、スロープ、多機能トイレの設置等バリアフリー化された「福祉避難所」を設置し、特別な配慮を行う必要があります。

市町村においては、社会福祉施設等を「福祉避難所」として事前指定するとともに、地域住民に対し、「福祉避難所」に関する情報の周知や運営体制の強化を図ることが求められています。また、大勢の要配慮者を受け入れるために、一般の避難所においても要配慮者を受け入れることができる「福祉避難スペース」を確保する必要があります。大規模災害では、福祉避難所や人材の不足等により、本来の機能を発揮できないことが懸念されることから、福祉避難所の更なる事前指定の促進や災害発生時に福祉避難所の運営が円滑に行われるよう、運営体制の強化を図ることが求められています。

【主要施策】

（１）社会福祉施設等の対策

- 県の指導監査時において、「施設における防災対策への取組状況」を確認し、「南海トラフ巨大地震」による津波浸水被害や台風・豪雨による土石流、地すべりなど土砂災害等の被害が想定される施設に対して、対策計画の策定や安全な避難先の確保など防災機能の強化に向けた助言・指導を行います。
- 施設において、正確な情報を迅速に入手することができるよう、防災情報や職員の安否確認等をWebサービスを通じて取得できる「すだちくんメール」の利用促進を行います。
- 社会福祉施設における利用者の安全確保及び災害時の避難施設としての機能確保を図るため、耐震化整備を促進するとともに、老朽化が著しい施設や避難所に指定されている施設等に対して耐震化の取組を推進します。

（２）地域防災力の強化

- 民生委員・児童委員や自主防災組織の構成員、要支援者本人が参加する「防災出前講座」への講師派遣や、「災害時要援護者支援対策マニュアル」「災害時障がい者支援ハンドブック」による広報啓発等により、住民の防災意識向上を図るとともに、地域における関係機関の一層の連携強化、さらには自主防災組織のネットワーク化など、地域の防災力強化のための支援を行います。

（３）支援を必要とする方に係る情報の整備

- 市町村における「避難行動要支援者名簿」の整備に係る取組、民生委員・児童委員や自主防災組織等の地域の避難支援関係者との情報共有を促進します。

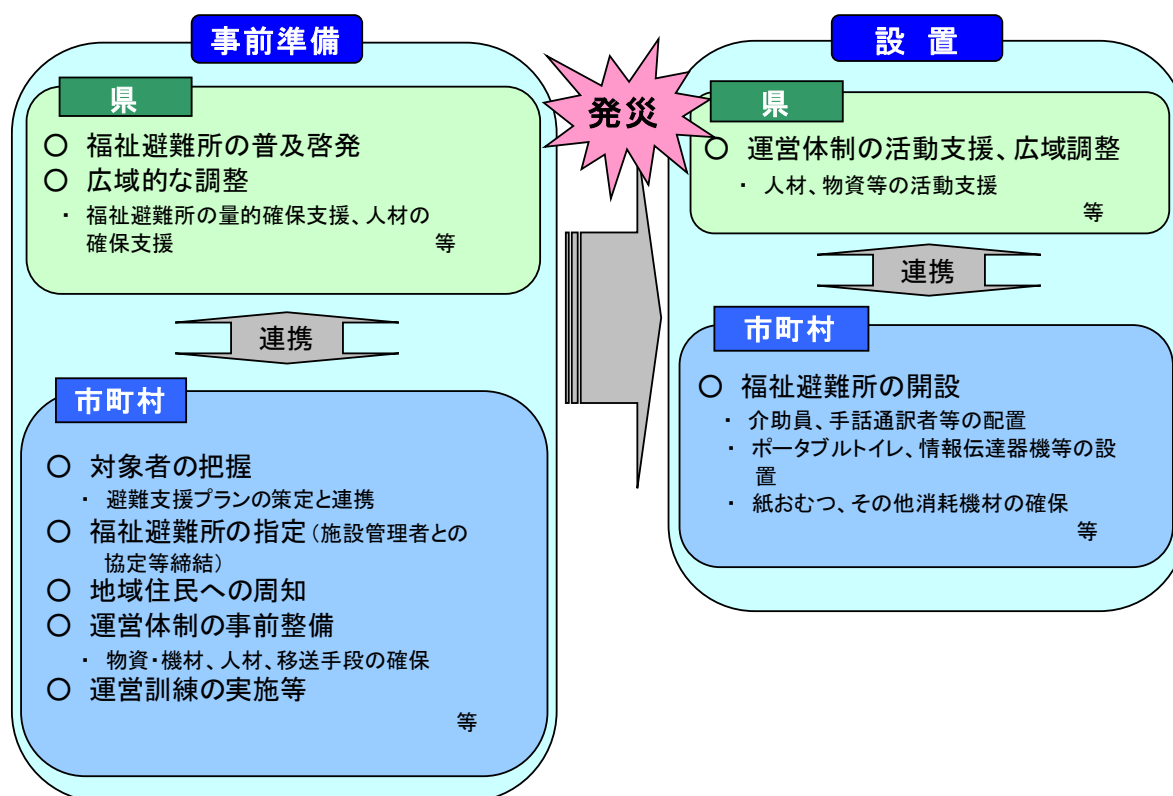
（４）避難行動要支援者に対する個別支援計画

- 「避難行動要支援者名簿」に登録された一人ひとりの支援について具体的な避難方法等をあらかじめ定めておく「個別計画」の策定に係る市町村の取組を促進します。
- 避難場所への安全かつ迅速な移動のための対策、地域における支援者の確保、避難行動要支援者の個人情報に関する情報共有のあり方などの課題解決に向けて、関係機関と連携しながら着実に取り組んでいきます。

（５）福祉避難所の設置・運営

- 災害発生時に一般の避難所での共同生活が困難となる要配慮者が、安心して避難所生活ができる環境を整備するため、市町村における福祉避難所の事前指定の取組を支援します。

- 災害発生時に要配慮者を円滑に受け入れ、適切な支援が行われるよう、市町村における避難所運営体制の事前整備等を促進します。
- 福祉避難所で必要となる人材・物資などが速やかに確保調整できるよう、福祉関係団体等と平常時から連携協力体制を構築します。



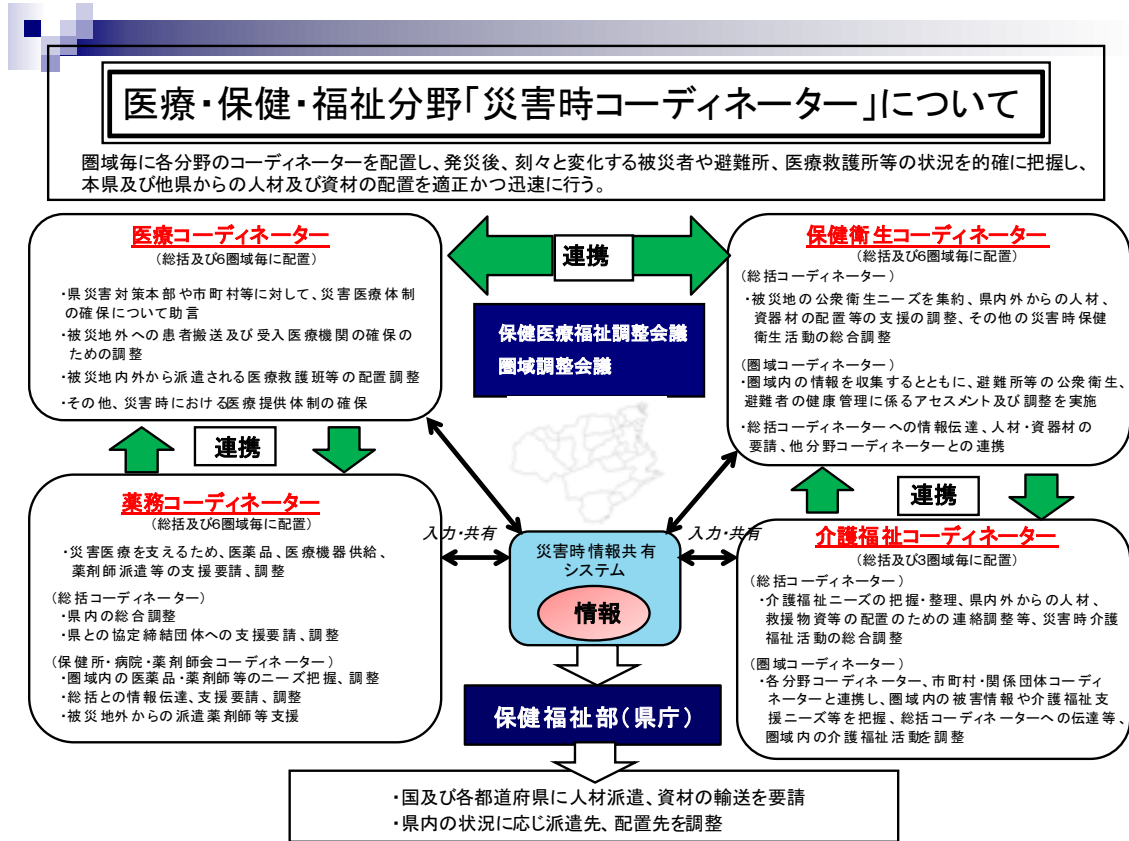
（6）災害ボランティアセンターの体制整備

- 災害からの復旧においては、全国から駆け付け、復旧作業に協力してくれる災害ボランティアが、大きな役割を果たします。
県内での災害発生時に、災害ボランティアが円滑に活動を行うための派遣調整等を行う支援窓口として徳島県社会福祉協議会に設置される「徳島県災害ボランティアセンター」を通じて広域的な災害ボランティア活動を支援します。

（7）関係団体との連携協力体制の構築

- 東日本大震災をはじめとする大規模災害の経験から、災害発生時における医療・保健・福祉サービスの効率的な提供は大きな課題となっています。
大規模災害発生時に、被災者や避難所・医療救護所等の状況を把握し、県内及び他県からの人材と物資の調整を行う「災害時コーディネーター」の一部門として、社会福祉施設や福祉避難所等での要配慮者に対するケアを行う看護職員・介護職員等の配置調整を行う「介護福祉コーディネーター」を各圏域、各市町村及び関係団体に配置して、迅速かつ効率的な支援活動を実施します。

- 社会福祉施設等で構成する6団体と締結している災害時相互応援協定に基づき、災害時における生活物資等の提供、応援職員の派遣、入所者の受入れや、福祉避難所の事前指定への協力といった支援がスムーズに行われるよう、「介護福祉コーディネーター」が相互応援に係る指揮・連絡調整を行います。



(8) 広域的な支援体制の整備

- 中国・四国ブロックの9県で締結している「大規模広域災害発生に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書」により、カウンターパートとなっている鳥取県との相互応援協定に基づき、両県の市町村をはじめ、商工団体や福祉団体等を含めた全県的な相互支援体制の構築について、より一層の充実を図ります。

IV 計画の推進体制

1 役割の分担

【自 助】

① 地域住民

- 福祉サービスの受け手としてだけでなく、自らが担い手であるという認識を持ち、地域社会を構成する一員として、ボランティア活動、自治会活動などの地域福祉活動に自発的に参画します。

【共 助】

① 県社会福祉協議会

- 全県的に地域福祉を推進する中核団体として、地域福祉事業を専門的・広域的に推進します。
- 地域福祉活動計画に基づく市町村社会福祉協議会の地域福祉推進の取組がその役割を十分発揮できるよう、連絡調整や支援を行います。

② 市町村社会福祉協議会

- 市町村において住民に密着した地域福祉活動を推進する中核団体として、地域住民、市町村や関係団体などと連携・協働して、福祉サービスを必要とする人に対して個別に支援します。
- 地域福祉活動計画を策定し、ボランティアやNPOなど福祉に携わる人材の育成やコーディネート、住民相互のネットワークづくりを推進します。

③ 民生委員・児童委員（主任児童委員）

- 地域住民にとって最も身近な相談・支援者であり、地域における福祉ニーズを発見し、関係機関と適切に連携を図りながら、地域住民と福祉サービスを地域の中で結びつける「つなぎ手」としての役割を担います。

④ 老人クラブ

- 市町村の各地域において、高齢者の問題だけに対応するのではなく、地域福祉全体を推進する中心的メンバーとして、様々な活動を通して地域社会づくりに貢献します。

⑤ ボランティア・NPO

- 地域に密着した、きめ細かな地域福祉活動を通じて、地域住民の福祉ニーズを積極的に把握するとともに、地域福祉の担い手として、地域福祉の増進・定着を図ります。
- 地域の課題や潜在化している福祉ニーズについて、行政や地域に向けて積極的に情報発信します。

⑥ 自治会

- 地域住民に最も身近な組織として、コミュニティ活動を積極的に推進し、生活に直結した地域福祉に関する課題の解決に向けて、住民と行政をはじめ地域にある様々な主体との橋渡しを図ります。

⑦ 学校等

- 保育所・幼稚園から、小・中・高・大学に至るまで、年齢層に応じた福祉教育を推進し、将来的に地域福祉を支えることのできる人間性あふれる豊かな人材を育成します。

⑧ 福祉サービス提供事業者

- 地域福祉の推進主体として、関係法令を遵守し、適正な運営を図るとともに、利用者本位で質の高い福祉サービスの提供を図ります。
- サービスの質を向上させるため、従事者に対する専門的・技術的な研修によるさらなる知識の習得に努めるとともに、サービスに関する積極的な情報提供、迅速な苦情解決等に努めます。
- 専門技術や人的資源を地域において活用し、施設を拠点とした地域社会との交流を通じて、地域貢献に努めます。

⑨ 関係団体

- 福祉事業の多様化・活性化に伴い、福祉関係団体をはじめ、産業関係団体や消費者団体などは、地域社会の構成員として、行政などと連携して、地域福祉を支える活動に積極的に関わります。

【公 助】

① 市町村

- 地域住民に最も身近な自治体として、地域住民の福祉ニーズや課題を的確に把握し、住民や関係機関、団体などとの連携・協働により、公的資源を活用しながら、地域の特性を踏まえたきめ細かいサービスの提供やそのための環境づくりを図ります。
- 地域福祉計画の策定等を通じ、地域福祉を計画的に推進します。
- 市町村社会福祉協議会と密接に連携し、市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との整合性に配慮しながら、地域福祉推進の担い手としての役割を積極的に果たします。

② 県

- 市町村における地域福祉推進の取組を広域的かつ専門的な観点から支援するため、福祉人材の育成・確保のための研修や福祉ボランティア活動の促進のための情報提供などに積極的に取り組みます。
- 市町村、ボランティア団体、社会福祉施設などのネットワーク化や連携強化を図ります。
- 市町村に対して地域福祉支援計画を示し、地域福祉計画策定と地域福祉活動を促します。
- 地域の実情を踏まえ、国や関係機関、団体などに対する要望や提案などの働きかけを行います。

V 市町村地域福祉計画ガイドライン

1 地域福祉計画の策定の体制と手順

(1) 策定体制

市町村が「地域福祉計画」を策定するに当たっては、次のような策定体制を組織することが望まれます。

① 市町村内部の計画策定体制

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」に位置付けられており、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、次世代育成支援行動計画、その他の関連する計画との整合性を持ち、かつ、福祉・保健・医療及び関連分野との連携を確保して策定される必要があります。

そのためには、行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会する検討会や、部局を横断した職員による策定のためのプロジェクトチーム、関係機関や団体も参加したワーキンググループなどを設置することが有効です。

また、福祉事務所や保健所、保健センター等の職員等、地域活動を行う社会福祉士や保健師などの保健・医療・福祉の分野の専門職が積極的に策定に関わることが望まれます。

② 地域福祉計画策定委員会

地域福祉計画の策定に当たっては、地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置し、様々な関係者の意見を踏まえて策定することが望まれます。

たとえば、住民から策定委員会の委員を公募したり、必要に応じて委員以外の関連する分野の専門的意見や、地域福祉に関心の深い人、福祉課題を抱える当事者などの意見を聞くことが考えられます。

また、策定委員会は、住民等の主体的な参加を実現するため、住民等の意見を反映させる方策を決定する必要があります。

③ 積極的な情報公開

地域福祉計画策定委員会は原則として公開とするとともに、住民の傍聴や進捗状況の公表といった積極的な情報公開が望まれます。

(2) 策定の手順

市町村地域福祉計画の策定手順の例を次のとおり示します。

ステップ1 (体制づくり)

(1) 市町村は、地域福祉計画の趣旨を確認し、市町村の基本構想や関連する計画、地域福祉の現状等を踏まえ、策定体制や住民の意見を反映させる方法（住民参加の方法）などの策定方針の検討を行います。また、広報等により地域住民の機運を醸成します。

- (2) 地域福祉計画策定のための「地域福祉計画策定委員会」などの組織を作り、策定方針を決定します。
- ① 地域福祉計画策定委員会（住民参画型が望ましい）
 - ② 庁内検討会、プロジェクトチームなど
 - ③ その他

ステップ2 (現状・住民ニーズの把握、課題の整理)

策定委員会において次のような事項について、検討し、実施します。

- (1) 各種調査やアンケートにより現状や住民ニーズを把握し、課題を整理します。また、そのデータを住民参加による検討のための基礎的な資料とします。
- ① 地域特性の把握
 - ② 市町村の福祉施策の現状
 - ③ 民間福祉団体や住民参加型福祉活動の現状
 - ④ 地域の福祉サービスの提供や利用の状況
 - ⑤ 地域の人的資源や社会資源の状況
 - ⑥ 住民のニーズ・地域生活課題の把握など

- (2) 地域住民自身による現状把握や生活課題及びその解決方法の発見のため、次のような方法により住民の参加を実現します。
- ① 広報・情報提供
 - ② 小地域座談会・学習会・交流会など
 - ③ 住民参画による検討会、ワークショップなど
 - ④ 地域福祉推進役の設置
 - ⑤ その他
 - ・住民の意見の公募（パブリックコメント）
 - ・アンケート調査など

- (3) 上記(1)(2)などにより明らかになった現状や課題、解決方法を取りまとめて分析・整理し、計画に位置づける課題を検討します。

ステップ3 (目標・基本計画・実施計画の決定)

社会福祉法に掲げられている、地域福祉を推進するための

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

の5項目について、住民参加によって発見された生活課題を解決する施策やその解決のための住民等による活動を盛り込んだ「地域福祉計画」を策定します。

サービスの目標量の設定についてはできるだけ客観的な数値目標が望ましいですが、必ずしも数値目標になじまない施策も考えられます。その場合、定性的な目標でもできるだけ具体的な目標とすることが望まれます。

具体的には、

(1) **ステップ2**で明らかになった課題について「何を実現しようとするのか」を地域福祉計画の目標として掲げ、柱となる基本計画を決定します。

(2) 次に、これを実現する施策として「実際に、何を、どこが（誰が）、いつまでに、どのようにやるか」を決め、具体的な取組（実施計画）とします。

(3) 具体的な取組を決めるに当たっては、既存の施策・サービスや人的資源・社会資源の連携や活用を図るとともに、住民参加によって発見された生活課題を解決するための住民活動との連携や住民参加を推進する施策についても検討が必要となります。

(4) 計画期間や、計画の実施状況を毎年定期的に点検・評価する仕組み（計画評価委員会等）も検討する必要があります。

(5) 計画策定の進捗状況を適宜住民に公表し、広く意見を求めることが望まれます。

ステップ4 （ 計画の策定・公表 ）

市町村は、市町村地域福祉計画を策定したときにはこれを速やかに公表し、引き続き地域福祉計画への住民の参加を促進していきます。

ステップ5 （ 計画の実施・点検 ）

市町村地域福祉計画の実施に当たっては、必要に応じて行政施策や関係団体の施策への位置づけも検討します。

市町村は、定期的に計画実施状況の点検を行い、その結果を基に計画の円滑な実施のための方策を実施していきます。その際には、地域福祉計画への住民の参画を維持していくための方策が重要となります。

2 住民参加の方法

地域福祉計画を策定するに当たっての住民等の主体的な参加を促し、住民等の意見を反映させる方策としては次のようなものが考えられます。

(1) 広報・情報提供

住民等の地域福祉計画策定への積極的な参加を促すためには、広報や情報提供により住民等へ地域福祉計画の意義を周知する必要があります。地域福祉計画の目指す「共に支え合い、助け合う社会づくり」についての問題点や関心を住民等が共有し、問題解決に向けての行政や住民等が協働する体制づくりを進めていくには住民の積極的な参加が不可欠であることを、まず住民に伝えることが重要です。

(2) 小地域座談会、学習会、交流会など

地域福祉計画策定の意義の周知や住民の意識改革、地域社会の生活課題の検討を行い、多数の住民の意見やニーズを把握するには、小地域の座談会や学習会、交流会を開催することも有効です。

(3) 住民参画による検討会、ワークショップなど

年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず福祉に関心のある様々な人々を一般住民から公募し、ボランティア・行政職員・福祉関係者なども協働し、地域福祉に関する課題解決に向けての研究活動を行い、地域福祉に関する提言をまとめることも考えられます。

(4) 地域福祉推進役の設置

また、たとえば、小地域における住民の福祉活動の推進や地域福祉計画策定への参画のコーディネーターとなる「地域福祉推進役」を設置することが考えられます。

○地域福祉推進役の役割

- ア 地域福祉計画策定の意義の住民に対する周知
- イ 住民の交流会・小地域座談会等への参加の促進
- ウ 住民の意識変革、将来の活動に向けての動機付け
 - ・住民による解決活動を起こすための必要性の理解の促し
 - ・地域福祉推進の主体は皆同格のパートナーであることの確認
 - ・それぞれの立場から、それぞれの人がどのようなことができるのかの話し合い
- エ 各種会合における、地域社会の生活課題についての検討の働きかけや意見の取りまとめ
- オ 住民の地域福祉計画策定への参加の働きかけ
- カ 住民による生活課題を解決するための計画・活動体制・組織作りの援助
 - ・何をどのように行うかを決定するために必要な問題点を解決するための援助
 - ・参加団体、機関、個人の活動意欲や協力を維持するための援助
- キ 小地域における人づくり
- ク 地域福祉計画策定委員会との連絡・調整
- ケ 計画実施のための具体的な援助

※ 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方についての「地域福祉計画策定手順（策定委員会と住民等との協働関係）より」

3 地域福祉計画の構成

次に市町村地域福祉計画目次（例）を掲げました。この目次例（構成）は、一例です。市町村地域福祉計画の策定に当たっては、社会福祉法第107条の規定を踏まえ、地域住民や関係団体の意見や活動を十分反映させた実効のある計画づくりに努めることが望まれます。

市町村地域福祉計画目次（例）

- 1 地域福祉計画策定の背景
- 2 地域福祉計画の基本的な考え方
 - (1) 計画策定の趣旨
 - (2) 基本理念
 - (3) 計画の位置づけ
 - ・他計画との関係等

3 現状と課題

(1) 地域福祉推進の現状

- ・地域の福祉サービスの提供や利用状況、地域福祉活動、社会資源の状況
- ・既存施策の検証等

(2) 地域住民の福祉ニーズと課題

- ・地域の福祉ニーズ
- ・重点課題
- ・新たな課題等

4 地域福祉計画の目標と柱（目標と基本計画）

5 目標達成のための具体的な取組（実施計画）

(1) 総合的な施策の推進

- ・福祉サービスの適切な利用の推進
(情報提供、相談事業、日常生活自立支援、苦情解決、第三者評価など)
- ・社会福祉を目的とする事業の健全な発展
(人材確保・育成、福祉サービスへの参入促進、サービス提供者のネットワーク化、新たなサービスの創設など)
- ・地域福祉に関する活動への住民参加の促進
(住民参加促進策、ボランティア、NPO支援、活動拠点整備、地域コミュニティの創設など)
- ・その他地域福祉推進に必要な施策の推進
(市町村社協の強化策、バリアフリー、ユニバーサルデザインなど)

(2) 高齢者、障がい者（児）、児童に対する地域福祉施策の推進

(3) 新たな課題に関する地域福祉施策の推進

(災害時での要援護者の支援方策など)

.....等

6 計画の期間、推進・評価・見直しの体制と方法

4 計画期間・進行管理及び評価

- ① 地域福祉計画の内容を具体化していくためには、進行管理やその達成度の評価を行い、状況の変化に応じて見直すことが重要です。
- ② 地域福祉計画の計画期間は概ね5年とし、3年で見直すことが適当であると考えられます。
- ③ 進行管理や計画の評価に当たっても、地域住民の参加が望まれます。地域福祉計画策定委員会を評価委員会として継続したり、また、ベンチマーク方式等の政策評価に関する手法を積極的に活用することが考えられます。

5 地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の記載について

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成26年3月27日厚生労働省社会・援護局長通知）において、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者自立支援制度について、市町村地域福祉計画に盛り込むよう、技術的助言がなされています。

用 語 解 説

【あ 行】

生きがいつくり推進員

シルバー大学校大学院の卒業生を対象に、地域貢献、社会貢献を推進する人材をとくしま“あい”ランド推進協議会に登録し、シルバー大学校の講師をはじめ、県や市町村など公的機関・団体等からの要請により、幅広い活動を行っている。

NPO（法人）

Non-profit Organizationの略。民間非営利団体。保健・医療・福祉、環境等の様々な分野で、社会的・公益的な活動を組織的・継続的に行う組織のこと。

NPO 法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。

音訳・点訳奉仕員

音訳奉仕員は、所定の講習により文字を音声（声）に改める音訳技術を習得し、声の図書の増刷と普及のため、視覚障がい者向けに録音された刊行物を作成する者をいう。

点訳奉仕員とは、所定の講習により文字を点字に改める点訳技術を習得し、点字図書の増刷と普及のため、視覚障がい者向けに点字刊行物を作成する者をいう。

【か 行】

介護支援専門員

要介護者等からの相談に対応し、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービス等を利用できるよう、市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者をいう。

介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、障がいがあることにより日常生活に支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、介護に関する指導を行う者をいう。

介護予防リーダー

老人クラブ会員など、これまで地域で健康づくり等に関わってきた者等を対象に、徳島県老人クラブ連合会が実施する介護予防に必要な知識及び技術を習得するための講習会を修了した者で、高齢者が介護の必要のない「元気高齢者」となるため、地域において介護予防活動を実践する。

ガイドヘルパー

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加をするために外出をする際、付き添いを必要とする障がい者の補助を行う、付き添い専門のヘルパーのことをいう。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者の相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設をいう。

グループホーム

数名の障がい者が、世話人や生活支援員の支援、介護等を受けながら、マンション、一戸建て等の住居で共同生活を行う事業として社会福祉法人やNPO法人、医療法人等の法人が運営しているもの。

そこで生活している障がい者は、昼間は会社や日中活動系サービス事業所等に通り、そこで得た給料等で家賃や食費、光熱水費等の生活費を負担し、自立した生活を送っている。

ケアマネジメント

高齢者介護の分野では、高齢者の社会生活上での複数のニーズを充足させるため、適切に様々な社会資源と結びつける手法のことで、その仕事をする人をケアマネジャー（介護支援専門員）という。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーション、支え合うことをいう。

コミュニティビジネス

地域が抱える課題を、地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業。主に地域における人材、ノウハウ、施設、資金等を活用することで、対象となるコミュニティを活性化し、雇用を創出したり、人の生き甲斐（居場所）などをつくり出すことが主な目的や役割となる場合が多い。

【さ 行】

自殺死亡率

人口10万人当たりの自殺者数を指す。

自殺予防サポーター

ゲートキーパーや傾聴ボランティアなど自殺予防、傾聴の研修を受講した者の中で身近な人への「気づき」や地域における傾聴活動等の実践により、自殺対策の推進に協力する者をいう。

自主防災組織

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。具体的には町内会・自治会防犯部といった組織や、地域の婦人防火クラブ、その他防災関連のNPOなどがその例である。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、障がいがあること又は環境上の理由により日常生活に支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う者をいう。

住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者（発災から3年以内）、高齢者、障がい者及び子どもを養育している者など、住宅の確保に配慮を要する者。住宅セーフティネット法第5条第1項により作成した徳島県賃貸住宅供給促進計画に位置づけられている者。

主任児童委員

児童委員の中から選任され、児童福祉に関する事項を専門的に担当する者をいう。

手話通訳者

手話通訳者は、聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのために、相互の意思伝達が困難な人々の間のコミュニケーションを仲介するため、所定の講習により手話の通訳技術を習得した者をいい、特に手話通訳技能認定試験に合格して登録した者を手話通訳士という。

自立支援協議会

障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制をはじめとする障がい保健福祉に関する方策を協議する場として設置された会議。具体的には相談支援事業所の評価、困難事例の協議、障がい福祉関係機関のネットワークづくり、障がい福祉計画の進捗状況の評価などを行う。

身体障害者相談員・知的障害者相談員

心身に障がいのある人々の相談に応じ必要な助言・指導を行うとともに、福祉事務所など関係機関の業務に対する協力や、地域活動の中核となって障がい福祉についての啓蒙等の活動を行っている者をいう。

すだちくんメール

徳島県とYahoo! JAPANの連携により実現した災害時の安否確認サービスのこと。気象警報等の防災情報や食の安全やくらしの情報などの情報もメールマガジンとして配信している。

登録は、パソコンから<https://ourtokushima.jp/>にインターネットでアクセスすることで行うことができる。

精神保健福祉士

精神障がい者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う者をいう。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が十分ではない方について、本人もしくは親族、市町村長等が家庭裁判所への申立を行うことにより、本人の権利を守る援助者（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のこと。

【た 行】

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと。

地域包括支援センター

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

徳島県地域包括ケア推進会議

地域包括ケアシステムの構築に向けて、広域的な課題解決、成果の分析及び普及などについて協議を行うため平成26年に設置された、介護、医療事業関係者、高齢者団体、住民団体、社会福祉関係者等の関係機関や、市町村担当者からなる推進会議のこと。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力のこと。

【な 行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が十分ではない方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、利用者との福祉サービス利用援助契約に基づいて、社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等預かりの支援を行う事業のこと。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人に対する接し方を学んだ人が、生活のさまざまな場面で、認知症の人およびその家族をサポートする制度で、「認知症サポーター養成講座」を受講すると、認知症サポーターの証としてオレンジリングと呼ばれるブレスレッドが授与され、各自できる範囲で認知症の人を支援する。

ネグレクト

家に閉じこめる、学校に登校させない、適切な食事を与えない、衣服、住居など長期間不潔なままにする、病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車に放置する、遺棄、愛情遮断、保護者以外の同居人が行う虐待を放置するなど、子どもの心身の正常な発達を妨げるほど、保護者としての監護を著しく怠ること。

【は 行】

バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活をしていく上での様々な障がい（バリア）を除去することをいう。

避難行動要支援者

災害対策基本法に定義付けられた、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」のこと。

一人暮らしの高齢者、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人などが該当し、具体的な要件は、地域の実状に応じて各市町村が定める事とされている。

避難行動要支援者名簿

災害対策基本法により市町村に作成が義務づけられた名簿のこと。災害時に避難行動要支援者の避難支援、安否確認などの必要な措置を行うための基礎資料となる。消防署、消防団、警察、地域の民生委員・児童委員、自主防災組織などと平常時から名簿情報を共有し、地域の中で災害時の支援体制を整えるために活用する。

避難支援プラン（個別計画）

避難行動要支援者が、災害発生時において迅速な避難行動がとれるよう、市町村が本人とその避難を支援する者とともに作成する、一人ひとりの具体的な避難方法を定めた計画のこと。

福祉避難所

地震や津波、豪雨といった大きな災害が起こったときに、何らかの支援が必要な高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病人など、特別の配慮を必要とする人たちを受け入れる二次的避難所のこと。市町村が地域の社会福祉施設等と協定を締結し、事前指定を進めている。災害発生後、小学校等の一般的な避難所では避難生活を送ることが困難な被災者がいる場合に設置する。

訪問介護員

介護保険法に基づき、訪問介護を行う者をいう。具体的には、介護福祉士または都道府県知事が指定する研修課程等を修了して修了証明書の交付を受けた者と定められている。

【ま 行】

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者をいう。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者をいう。民生委員は児童委員を兼ねる。

【や 行】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的能力、言語などにかかわらず、あらかじめ多様なニーズを考慮して、すべての人が安全に安心して、簡単かつ快適に利用できるように、施設、製品、サービスなどを計画、設計する考え方のこと。

要配慮者

「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。

災害対策基本法において、災害時に関する安全性の向上、要配慮者にかかる避難誘導体制の整備、避難場所での健康状態の把握など、要配慮者に対する防災対策に努めるべきことが規定されている。

要約筆記者

中途失聴者、難聴者などの聴覚障がい者の情報保障を確保し、意思伝達を仲介するため、所定の講習により話し手の言葉や内容を要約して筆記する技術を習得した者をいう。

聴覚障がい者が数人の場合では、手書きやパソコンによるノートテイクで通訳し、多数の聴覚障がい者がいる場合では、パソコン要約によるビデオプロジェクター、手書きによるオーバーヘッドプロジェクターなどの視覚情報機器などを使用して提示する。

参 考 资 料

徳島県社会福祉審議会 地域福祉専門分科会委員 名簿

	氏 名	役 職
会 長	植田 和俊	徳島県社会福祉協議会 会長
委 員	藤田 育美	徳島県県婦人団体連合会 会長
	速水 克彦	徳島県県民生委員児童委員協議会 会長
	久米 清美	徳島県身体障害者連合会 理事長
	栗田 操	徳島県手をつなぐ育成会 副理事長
	圓井美貴子	徳島県肢体不自由児協会 理事
	吉田 光子	徳島県老人福祉施設協議会 副会長
	吉尾さだえ	徳島県老人クラブ連合会 副会長
	富樫 一美	徳島県ホームヘルパー協議会 会長
	大和 忠広	徳島県保育事業連合会 会長
	藤田 晶子	連合徳島 女性委員会 会長
	椎野 武徳	元徳島新聞社理事
	安原 裕人	日本放送協会 徳島放送局長
	二宮 恒夫	徳島大学 名誉教授
	住友 真美	公募委員
藤井 幸	公募委員	

【 策定の経過 】

平成30年 7月24日 第1回徳島県社会福祉審議会地域福祉推進専門分科会 開催

平成30年11月 7日 第2回徳島県社会福祉審議会地域福祉推進専門分科会 開催

平成 年 月 日 パブリックコメント 実施

平成 年 月 日 第3回徳島県社会福祉審議会地域福祉推進専門分科会 開催

平成31年 3月 計画策定